

発刊登録番号

11-1430000-001652-10



2022 年度 特許庁 知的財産支援施策

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE



特 許 庁

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2022年度特許庁知的財産支援施策（2021.12）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。
(KIPOウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr/ko/>) →冊子・統計→その他刊行物)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。



知的財産創出

| | |
|----------------------|----|
| 2022 年特許庁細部事業要約表 | 1 |
| IP 礎(ティディムドル)プログラム | 6 |
| IP 翼(ナレ)プログラム | 7 |
| グローバル IP スター企業の育成 | 9 |
| スタートアップ向けの知的財産バウチャー | 12 |
| 知財権連携型の研究開発戦略支援 | 14 |
| 標準特許創出支援 | 19 |
| 政府 R&D 優秀特許の創出・活用支援 | 21 |
| 公共 R&D 特許技術動向調査 | 23 |
| 知的財産サービス成長支援 | 25 |
| 生活発明コリア | 27 |
| 知的財産データギフト制度 | 29 |
| 中小企業 IP 即時支援 | 31 |
| シニア退職人材への特許ベース技術起業支援 | 33 |
| 小商工人の IP 能力向上 | 35 |



知的財産活用

| | |
|------------------------|----|
| IP 製品革新支援 | 38 |
| 知的財産取引支援 | 40 |
| IP 事業化連携評価支援 | 42 |
| アイデア取引支援 | 45 |
| 優秀発明品の優先購買推薦制度 | 46 |
| 知的財産サービス企業の海外市場の需要創出支援 | 47 |
| 知的財産創出・活用支援 | 48 |
| 知的財産収益の再投資支援 | 50 |
| 公共機関の保有特許診断支援 | 52 |



知的財産保護

| | |
|-----------------------|----|
| 営業秘密保護センター運営 | 55 |
| 海外知識財産センター(IP-DESK)運営 | 57 |
| K-ブランド保護基盤構築 | 59 |
| 知財権紛争への共同対応協議体支援 | 61 |
| 国際知財権紛争対応戦略支援 | 63 |
| 産業財産権紛争調停制度 | 65 |



知的財産金融

| | |
|-------------|----|
| 知的財産共済 | 68 |
| IP 担保貸付回収支援 | 70 |
| IP 金融連携評価支援 | 72 |



知的財産 教育・コンサルティング

| | |
|-------------------|----|
| 知的財産デジタル教育 | 75 |
| 知的財産専門人材育成重点大学 | 78 |
| 知的財産教育先導大学 | 80 |
| 企業の知的財産実務人材育成 | 82 |
| 知的財産サービス企業採用連携教育 | 84 |
| 知的財産基盤次世代英才起業家の育成 | 85 |
| 発明教育センター | 87 |
| IP マイスタープログラム | 89 |
| 職務発明制度コンサルティング | 91 |
| 知的財産プロボノ | 92 |
| 特許支援相談窓口の運営 | 94 |
| 公益弁理士特許相談センターの運営 | 95 |
| 特許情報検索及び電子出願教育 | 96 |



知的財産 関連行事

| | |
|----------------------------------|-----|
| 発明の日の行事 | 99 |
| 大韓民国知的財産大展 | 101 |
| IP 情報活用創業コンテスト | 102 |
| D2B (Design-to-Business) デザインフェア | 104 |
| キャンパス特許ユニバーシアード | 106 |
| 大韓民国学生発明展示会 | 108 |
| 大韓民国学生創造力チャンピオン大会 | 110 |
| 特許技術賞 | 112 |



その他支援制度

| | |
|--------------|-----|
| 職務発明優秀企業認証制度 | 115 |
| 知的財産経営認証 | 117 |
| 手数料減免制度 | 119 |
| 知的財産権関連租税支援 | 121 |
| 特許審判-国選代理人制度 | 123 |



| | |
|----------------------|-----|
| 特許庁及び支援機関の連絡先 | 126 |
| 地域知識財産センター | 128 |
| 海外知識財産センター (IP-DESK) | 130 |
| 世界特許庁の URL | 131 |
| 海外特許検索サイト | 133 |
| 国内知的財産権関連機関の URL | 135 |

2022年特許庁細部事業要約表

| 分野 | 事業名 | 募集区分 | | 予算 (億ウォン) | 事業(制度)内用 | 募集期間 | 頁 |
|------------------|--------------------------------------|--|--------------------|---|--|--|----|
| | | 支援対象 | 主管 (実施) 機関 | | | | |
| 創出 | IP 礎 プログラム | 起業準備者 及び個人 | 地域知識財 産センター | 32.1 | RIPC、IP 創業ゾーン及び創造経済革新センターで発掘 された優秀なアイデアに対する具体化・権利化を支援 | 随時 | 6 |
| | IP翼 プログラム | 技術ベース のスタートアップ *創業から7年以内 か、転換創業から5 年以内 | 地域知識財 産センター | 85.6 | スタートアップに対する知的財産経営体系の高度化を 図るためのIP技術及び経営戦略コンサルティングを支援 | 2022年 2月、6月 | 7 |
| | グローバルIP スター企業の 育成 | 輸出(予定) 中小企業 | 地域知識財 産センター | 142.6 | 輸出で成長潜在力の高い地域の有望な中小企業が知的 財産ベースのグローバル強小企業へと成長できるよ う、海外での権利化支援など知的財産サービスを3年間 総合支援 | 2022年 1~2月 | 9 |
| | スタートアップ 知的財産 バウチャー | スタートアップ *創業から7年以 内 | 韓国特許 戦略 開発院 | 16.9 | スタートアップが必要とする時期に希望するIPサービ スを選択して支援を受けられるバウチャーを提供 | 2022年 2~3月 | 12 |
| | 知財権連携型の 研究開発 戦略支援 | 研究組織を 保有する 中小、中堅企業、 大学・公共研 | 韓国特許 戦略 開発院 | 399.8 | 企業、大学・公共研が中核・必須特許を確保できるよ うに、知財権連携研究開発戦略をカスタマイズ型・密 着型で支援 | 上半期 2022年1月 下半期 2022年4月 | 14 |
| | 標準特許 創出支援 | 大学・公共研究 所、中小・中堅企 業 | 韓国特許 戦略 開発院 | 25.1 | 標準特許創出の全過程における標準特許確保戦略を支 援し、研究生産性の向上及び技術の貿易収支改善に貢 献 | 2022年 1~2月 | 19 |
| | 政府 R&D 優秀特許 創出・活用 支援 | 大学・公共研 | 韓国特許 戦略 開発院 | 14 | 大学・公共研を対象に知的財産経営診断を実施するこ とにより、優秀特許創出・活用能力の向上を支援 | 上半期 2022年1月 下半期 2022年7月 | 21 |
| | 公共 R&D 特許技術 動向調査 | R&D 部処・ 専門機関 | 韓国特許 戦略 開発院 | 20.8 | 公共R&Dの研究企画及び段階評価時に関連技術につい ての特許動向を分析し、効率的な研究企画を図りR&D 予算の重複投資を防止 | 随時 | 23 |
| | 知的財産サー ビス成長支援 | IP 情報サー ビス企 業 | 未定 | 24.2 | 市場に合わせた IP 情報サービス開発戦略の策定、最小 機能の試験サービスの実装及び機能改善の支援 | 2022年 1~2月 | 25 |
| | 生活発 明コ リア | 女性 起業準備者 | 韓国女性 発明協会 | 8 | 女性のクリエイティブなアイデアから商品化しやすい 生活発明を発掘し、出願・デザイン・試作品製作・事 業化を支援 | 2022年 2~4月 | 27 |
| | 知的財産 データ ギフト制度 | 起業準備者及び 創業から7年 以内の小企業 | 韓国特許 情報院 | - | 知的財産情報サービス分野の商品開発に必要な知的財 産データを創業型及び成長型に区分し、最長5年まで無 償提供 | 随時 | 29 |
| | 中小企業IP 即時支援 | 中小企業 | 地域知識 財産セン ター | 35.0 | 地域中小企業の経営現場において緊急対応が必要な知 的財産絡みの悩みを、全国に設置・運営中の地域知識 財産センターが随時相談・発掘し、知的財産サービスを 提供して悩みを解消 | 随時 (各地域 の知識財 産セン ターの 日程を参照) | 31 |
| | シニア 退職人材への 特許ベース 技術起業 支援 | 40歳以上の 起業準備者及び 創業から 7年以内の企業 (再起業を含む) | 韓国発明 振興会 | 9 | シニアの起業準備者及び創業から7年以内の企業(再起 業を含む)による特許ベースの技術創業を応援するた め、創業に必要な特許移転などの権利確保と特許の事 業化を支援 | 2022年 1~4月 | 33 |
| 小商工人の IP 能力向上 | 小商工人 | 地域知識 財産セン ター | 26.3 | 小商工人が保有する商標・レシピーなどの権利確保を 支援し、知的財産についての認識を向上するための教 育及び相談プログラムを運営 | 常時 | 35 | |
| 活用 | IP 製品革新 支援 | 中小企業 | 韓国発明 振興会 | 41.3 | 技術面の難題、新製品開発など、中小企業が抱える特 許の事業化問題を知的財産情報を活用して解決できる ように、コンサルティングサービスを提供 | 2022年 1~4月 | 38 |
| | 知的財産 取引支援 | 個人、 中小企業など | 韓国発明 振興会 | 20.9 | 特許技術導入を希望する個人、中小企業に特許取引専 門官が仲介サービスを提供し、民間IP取引会社の競争 力向上による自立化の基盤を支援 | 随時 | 40 |
| | IP 事業化 連携 評価支援 | 個人、 中小企業など | 韓国発明 振興会 | 8 | 個人、中小企業などが保有する知的財産を事業の採算 性分析、技術取引などで活用できるよう、IP価値評価 にかかる費用を支援 | 2022年 1~2月 | 42 |


| 分野 | 事業名 | 募集区分 | | 予算 (億ウォン) | 事業(制度)内用 | 募集期間 | 頁 |
|-------------|------------------------|-------------------------|------------------|--------------|---|--------------------------|----|
| | | 支援対象 | 主管 (実施) 機関 | | | | |
| | アイデア取引支援 | 個人、企業など | 韓国発明振興会 | 11.64 | アイデアの需要と供給を連携し、多様な主体が参加できる容易で安全なアイデアの取引プラットフォームを運営 | 随時 | 45 |
| | 優秀発明品の優先購買推薦制度 | 個人、中小企業 | 韓国発明振興会 | - | 特許技術が適用された優秀な発明品を特許庁長が政府機関、地方自治体、公共機関などに優先的に購入するよう薦めて販路開拓を支援 | 2回 | 46 |
| | 知的財産サービス企業の海外市場の需要創出支援 | 知的財産サービス 中小企業 | 知的財産サービス協会 | 2.48 | 知的財産サービスを展開する企業の国内外におけるマーケティング促進及び海外市場での販路開拓を支援(広報ブース及び通訳の無料支援) | 海外有名展示会開催の約1ヵ月前 | 47 |
| | 知的財産の創出・活用支援 | 大学・公共研 | 韓国特許戦略開発院 | 30.2 | 大学・公共研に対して、出願から技術移転・事業化に至るまでのライフサイクルにおける保有特許の活用を支援 | 2021年11~12月 | 48 |
| | 知的財産収益の再投資支援 | 大学・公共研 | 韓国特許戦略開発院 | 43.42 | 技術移転収益から一部を回収し別の有望特許の技術商用化に再投資するよう、大学・公共研の自立環境整備を支援 | 2021年12月~2022年1月 | 50 |
| | 公共機関の保有特許診断支援 | 大学・公共研 | 韓国特許戦略開発院 | 3 | 政府R&Dの特許成果の活用性を向上させるため、公共機関で保有する特許を診断し、戦略的に管理・活用できるようにコンサルティングサービスを提供 | 上半期2022年2月 下半期2022年6月 | 52 |
| 保護 | 営業秘密保護センター運営 | 大学・公共研、 中小企業 | 韓国知識財産保護院 | 23.62 | 営業秘密教育(オンライン/カスタマイズ型)、営業秘密管理システムの普及、営業秘密保護コンサルティング、流出紛争の法律諮問、デジタルフォレンジック支援、営業秘密原本証明サービスなど | 随時 | 55 |
| | 海外知識財産センター(IP-DESK)運営 | 輸出(予定) 中小/中堅企業 | KOTRA | 46.1 | 海外進出企業の輸出競争力を向上するために、現地での知財権確保及び知財権に関する悩みの解決を支援 | 随時 | 57 |
| | K-ブランド保護基盤構築 | 中小/中堅企業 | 韓国知識財産保護院 | 39.74 | 海外での商標の無断先取りに対するモニタリング、海外のオンライン上の模倣品流通対応を支援 | 随時/一部は定期公告 | 59 |
| | 知財権紛争への共同対応協議体支援 | 海外で知財権紛争中の 中小/中堅企業 | 韓国知識財産保護院 | 9.1 | 各企業共同の紛争イシューの発掘及び深化分析・諮問など、共同対応を支援 | 随時 | 61 |
| | 国際知財権紛争対応戦略支援 | 輸出(予定) 中小/中堅企業 | 韓国知識財産保護院 | 131.1 | 国際知財権紛争に関する紛争リスクの調査・分析、警告状及び提訴された場合の対応、ライセンス更新、権利行使など、紛争の段階に合わせて保護戦略を提供 | 随時 | 63 |
| | 産業財産権紛争調停制度 | 権利者・実施権者・職務発明者など及び利害関係者 | 韓国知識財産保護院 | 3.06 | 紛争調停を申し立てた際、当該分野の専門家からなる調停部が相互合意による紛争解決を誘導 | 随時 | 65 |
| 金融 | 知的財産共済 | 中小・中堅企業 | 技術保証基金 | 50 | 企業間の相互扶助に基づく共済制度を設け、中小・中堅企業の特許など知的財産の負担を分散・軽減し、経営安定の基盤を構築 | 常時 | 68 |
| | IP担保貸付回収支援 | IP担保融資実施の協約銀行 | 韓国発明振興会 | 37.5 | IP担保融資の後に企業の債務不履行が発生した際に、銀行の担保IPを買い取ることで銀行の損失を軽減 | 随時 | 70 |
| | IP金融連携評価支援 | 中小企業 | 韓国発明振興会 | 107.5 | 企業が保有する知的財産権の価値を評価し、IPに基づく保証・担保融資・投資などの資金調達ができるよう、評価費用を支援 | 随時 | 72 |
| 教育・コンサルティング | 知的財産デジタル教育 | 国民 | 韓国発明振興会 | 23.8 | 特許・商標・デザインなど知的財産の基本及び経営についてのデジタル教育コンテンツをオンラインで提供 | 随時 | 75 |
| | 知的財産専門人材育成の重点大学 | 教育部の地域革新プラットフォーム参加大学 | 韓国発明振興会 | 24 | 教育部の地域革新プラットフォーム事業と連携、地域革新企業の継続成長をけん引する分野別に特化された知的財産専門人材を育成 | 2022年1~3月 | 78 |
| | 知的財産教育先導大学 | 大学(院)で知的財産教育課程が運営できる大学 | 韓国発明振興会 | 14 | 大学が自由な知的財産教育システムを構築、知識財産についての教育をしっかりと実施し、知的財産の能力をもつ人材を育成 | - | 80 |
| | 企業の知的財産実務人材育成 | 初期スタートアップ、中小企業の関係者など | 韓国発明振興会 | 4.36 | 企業の付加価値創出につながるカスタマイズ型の知的財産実務教育を実施し、新産業の流れをリードしていく企業の知的財産実務人材を育成 | 2022年3~4月 | 82 |
| | 知的財産サービス企業採用連携 | 未就業大卒者及びR&D退職人材 | 知的財産サービス協会 | 4 | 知的財産サービス業専門人材の養成及び採用を支援 | 2022年3~11月の教育実施前 | 84 |

| 分野 | 事業名 | 募集区分 | | 予算 (億ウォン) | 事業(制度)内用 | 募集期間 | 頁 |
|--------------|-------------------------------|---|--------------------|--------------|---|--|-----|
| | | 支援対象 | 主管 (実施) 機関 | | | | |
| | 教育 | | | | | | |
| | 知的財産 基盤 次世代英才 起業家の育成 | 中学生または 13~15歳の 青少年 | 韓国発明 振興会 | 18.6 | 創造性に優れた発明の英才を選抜し、今後新成長産業を生み出す知的財産ベースの英才起業家へと育成 | 2022年 8~9月 | 85 |
| | 発明教育 センター | 小・中・ 高校生 | 韓国発明 振興会 | 18 | 発明教育センターを基盤とした発明教育の裾野の拡大及びクリエイティブな発明人材の早期育成・発掘 | 随時 | 87 |
| | IPマイスター プログラム | 職業系高校生 | 韓国発明 振興会 | 4 | 特性化高校・マイスター高校の生徒が産業現場の抱える問題を探り、それを解決するアイデアを提案・改善・権利化・技術移転する過程を支援することにより、産業界が求める技術専門家への成長を支援 | 2022年 3~4月 | 89 |
| | 職務発明制度 コンサルティン グ | 中小・中堅企業 | 韓国発明 振興会 | 4.93 | 職務発明報酬制度を導入しようとする企業、または導入しているが運営に苦戦する企業に対して弁理士などの職務発明専門家を派遣し、規定策定と共に運営上の悩み解決を支援 | 随時 | 91 |
| | 知的財産 プロボノ | 小企業、 社会的企業、 起業準備者など | 地域知識 財産センタ ー | 0.2 | 小企業、起業準備者などに知的財産相談、先行技術調査、知財権教育、ブランド開発、デザイン開発などを弁理士などの知的財産専門家、または大学など団体のプロボノの形で支援 | 随時 | 92 |
| | 特許支援 相談窓口の 運営 | 中小企業 | 地域知識 財産センタ ー | - | 各地域の知識財産センター、IP創業ゾーン、創造経済革新センターで弁理士及び特許専門家の知財権関連の相談サービスを提供 | 随時 | 94 |
| | 公益弁理士 特許相談 センターの運営 | 小企業、障害者、 基礎生活 受給権者など 社会的弱者 | 韓国知識 財産 保護院 | 18.7 | 公益弁理士が社会的弱者を対象に産業財産権関連の相談及び書類作成の支援、審判・審決取消訴訟の直接代理など、無料の弁理サービスを提供 | 常時 | 95 |
| | 特許情報 検索及び 電子出願 教育 | 企業・機関・ 研究所の 特許担当者、 学生及び 起業準備者 | 韓国特許 情報院 | 2.37 | 知的財産権に関する教育、対象に合わせた特許情報の検索及び電子出願教育 | ・団体： 2022年 2月、6月 ・個人及び 小企業： 四半期ご と | 96 |
| 行事 | 発明の日の 行事 | 国民 | 韓国発明 振興会 | 3.1 | 世界初の測雨器を発明して公式使用を開始した5月19日を「発明の日」に指定、記念式を開催し発明有功者に褒章 | 2022年 1~2月 | 99 |
| | 大韓民国 知的財産 大展 | 国民 | 韓国発明 振興会 | 10.8 | 発明特許大展、商標デザイン展、ソウル国際発明展を開催 | 2022年 6~9月 | 101 |
| | IP情報活用 創業 コンテスト | 国民 | 韓国特許 情報院 | - | 知的財産情報を活用したクリエイティブなアイデアの発掘及び創業・事業化のための大会で、優秀なチームを選抜して授賞及びデータの無償提供、中企業の創業支援事業などに推薦 | 2022年 5~6月 | 102 |
| | D2B デザインフェア | 国民 | 未定 (契約 相手) | 3.15 | 独自のデザインを権利化して事業化できる舞台を提供することで、強力なデザイン権を創出・活用できる将来のデザイナーを育成し、韓国国内の優秀な中小企業にクリエイティブなデザインを供給 | 2022年3月 | 104 |
| | キャンパス特許 ユニバーシアード | 大学(院)生 | 韓国発明 振興会 | 7.4 | 大学で特許データの活用・分析教育を拡大して企業が必要とする人材を育成、大学のクリエイティブなアイデアを産業界に提供 | 2022年 3~6月 | 106 |
| | 大韓民国 学生発明 展示会 | 小・中・ 高校生 | 韓国発明 振興会 | 4.95 | 生徒たちの発明アイデアを発掘・授賞してクリエイティブな発明人材を育成、優秀な発明品を展示して生徒たちの発明意識を高め、発明文化を拡散 | 2022年 2~4月 | 108 |
| | 大韓民国 学生創造力 チャンピオン大 会 | 小・中・ 高校生 | 韓国発明 振興会 | 3.3 | 小中高校生がチーム(5~7人)を組み、与えられた課題をクリエイティブに解決させ、未来社会が要求する創造性、協調性、リーダーシップなどを啓発 | 2022年 3~4月 | 110 |
| | 特許技術賞 | 国民 | - | 2.6 | 特許庁に登録された優秀な発明を発掘・授賞することで、発明者のモチベーションを上げて国民に発明する雰囲気を拡散 | 2022年 4~6月 | 112 |
| その他の 支援制度 | 職務発明 報償の 優秀企業 認証制度 | 職務発明制度を 導入し、申込日か ら 2年以内に 職務発明の 報酬を与えた 中小・中堅企業 | 韓国発明 振興会 | - | 認証された企業が政府支援事業に参加する際、加点点など多様なインセンティブを提供 | 四半期ごと | 115 |

| 分野 | 事業名 | 募集区分 | | 予算 (億ウォン) | 事業(制度)内用 | 募集 期間 | 頁 |
|----|----------------------|---------------------------|------------------|--------------|---|----------|-----|
| | | 支援対象 | 主管 (実施) 機関 | | | | |
| | 知的財産 経営認証 | 知的財産経営を 模範的に行う 中小企業 | 韓国発明 振興会 | 1.5 | 認証された企業が政府支援事業に参加する際、加点な ど多様なインセンティブを提供 | 随時 | 117 |
| | 手数料 減免制度 | 個人及び 中小企業など | - | - | 特許・実用新案・デザイン出願料、審査請求料、最初3 年分の登録料の70%を減免、4年目から存続期間までの 登録料の50%を減免 | 常時 | 119 |
| | 知的財産権 関連租税 支援 | 中小・中堅・ 大企業 | - | - | 1. 職務発明報酬金の所得税は非課税 2. 技術移転(貸与)所得には所得税・法人税を減免 3. 中小企業の特許調査・分析費用は税額控除 | 常時 | 121 |
| | 特許審判- 国選代理人 制度 | 小企業、障害者 など社会・ 経済的弱者 | - | - | 審判事件の当事者のうち、代理人のない社会・経済的 弱者に対して国選代理人選任を支援 | 常時 | 123 |

I

知的財産創出

- 
- 6 IP 礎(ティディムドル)プログラム
 - 7 IP 翼(ナレ)プログラム
 - 9 グローバル IP スター企業の育成
 - 12 スタートアップ向けの知的財産バウチャー
 - 14 知財権連携型の研究開発戦略支援
 - 19 標準特許創出支援
 - 21 政府 R&D 優秀特許の創出・活用支援
 - 23 公共 R&D 特許技術動向調査
 - 25 知的財産サービス成長支援
 - 27 生活発明コリア
 - 29 知的財産データギフト制度
 - 31 中小企業 IP 即時支援
 - 33 シニア退職人材への特許ベース技術起業支援
 - 35 小商工人の IP 能力向上



IP 礎(ティディムドル)プログラム

事業概要

- 個人及び起業準備者の優秀なアイデアが事業のアイテムとして具体化して創業につながるよう、支援プログラムの運営による革新型の創業誘導プログラム

支援規模 : 812 件前後

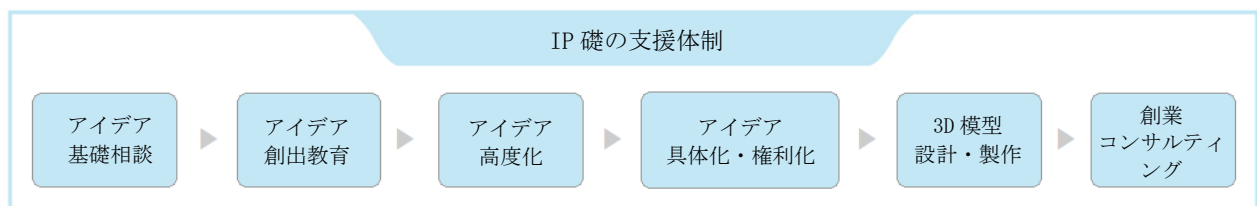
| 支援事業 | 支援金 | 分担金 |
|----------------------|--------------|--------------|
| アイデア創出教育、創業コンサルティング | 無料 | - |
| アイデアの具体化及び権利化 | 1,600 千ウォン以内 | 20%(現物または現金) |
| 製品化コンサルティング(3D 模型製作) | 900 千ウォン以内 | 20%(現物または現金) |

支援対象

- クリエイティブなアイデアを保有する個人及び起業準備者

支援内容

- 個人のアイデアを創業へ誘導するためにアイデア創出教育、アイデアの具体化及び権利化、アイデアの製品化(3D 設計及び模型製作)及び創業コンサルティングを支援
- 地域知識財産センターに派遣された知的財産の専門家によって発掘されたアイデアを具体化・権利化・製品化するなどのカスタマイズ型サービスを提供



推進日程 : 年中受付



お問い合わせ

- 特許庁地域産業財産課(042-481-8663)
- 韓国発明振興会地域知識財産室(02-3459-2838)
- 地域知識財産センター(1661-1900)
- ホームページ : <http://www.ripc.org>



IP 翼(ナレ)プログラム

事業概要

- ・ スタートアップが創業初期からIP問題を克服して、安定的な市場に参入し中小・中堅企業へと成長できるよう、企業の知的財産経営体制の高度化を支援

支援規模

| 類型区分 | 支援規模 |
|------|---|
| 支援対象 | 創業から7年以内の企業、または業種変更*から5年以内の企業 *証明可能な場合のみ該当 |
| 支援期間 | 100日以内 |
| 支援件数 | 643社 |
| 支援金 | 計2500万ウォン前後 (企業分担金：現物15%+現金15%を含む) |

支援内容

| 企業の知的財産経営体制の高度化 | |
|--|---|
| [IP 技術戦略] ・ 先行技術調査(競合他社の特許分析) ・ 有望技術の導出(未来戦略) ・ IP 紛争防止戦略(紛争対策) ・ 強力な特許権の確保(競争力向上) ・ 特許ポートフォリオ戦略など カスタマイズ型の技術コンサルティングの提供 | [IP 経営戦略] ・ IP インフラ・組織構築の設計 ・ IP 資産構築戦略(技術評価) ・ IP 事業化戦略(技術取引) ・ IP 管理・活用戦略(持続成長) ・ IP ブランド・デザインの連携など カスタマイズ型の経営コンサルティングの提供 |

- ・ 特許専門家による密着コンサルティングから強力な特許を創出
- ・ 支援企業に最も必要なものを診断し、適材適所にカスタマイズ型のソリューションを提供

○ 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|-----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|-----|-----|
| 1次 | 説明会 | 募集公告 | | 事業遂行 | | 最終報告 | | | | | | |
| 2次 | | | | | | 募集公告 | | 事業遂行 | | 最終報告 | | |

○ その他事項(選定評価方法)

- ・ (選定方法) 事業公告の後、申込んだ企業で**選定審査**し、支援企業を選定
(当該年度に同一企業の重複支援はできない)
- * 審査基準: 技術の革新性(20点)、成長可能性(25点)、IP支援の必要性(30点)、支援企業の参加意志(25点)
(他部処の創業支援事業に参加したことのある企業は選定時に優待する)
- ・ 遂行協力機関は韓国発明振興会の協力機関プールを活用して支援企業を選定



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8663)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室(02-3459-2826)
- ・ 地域知識財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ: <http://www.ripc.org>



グローバル IP スター企業の育成

事業概要

- ・ 輸出において成長潜在力の高い地域の有望中小企業が知的財産ベースのグローバル強小企業へと成長できるよう、海外での権利化支援など知的財産サービスを3年間総合支援

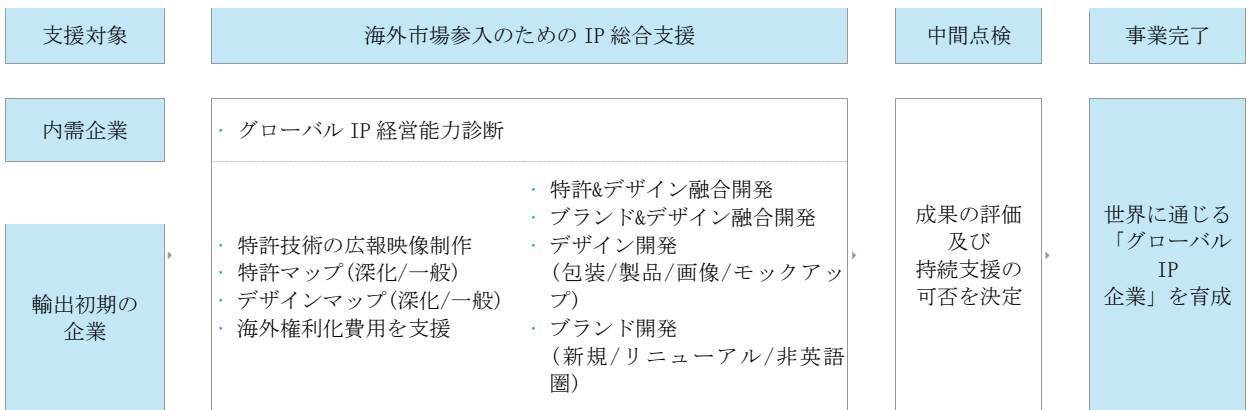
支援対象

- ・ 海外へ輸出(予定)する中小企業

| 企業区分 | 判断基準 |
|--------|--|
| 中小企業 | - 中小企業基本法第2条に該当する中小企業 ※ 中小企業状況情報システム (http://sminfo.mss.go.kr) で確認できる |
| 輸出(予定) | - 直近3年間の輸出証明書類(契約書、業務協約など)または輸出計画書 |

支援内容

- ・ 選ばれた「グローバルIPスター企業」に対して地域知識財産センターのIP専門家によるコンサルティング及び最長3年間にわたる特許/ブランド/デザインの総合支援を実施
※ 企業の自己負担金40%(現金20%+現物20%)を優先適用(海外権利化は別途適用)



知識財産創出

・ 細部支援課題

| 区分 | | 支援内容 |
|-----------|---------------------|---|
| 海外権利化費用支援 | 出願費用の支援 | 海外出願時にかかる代理人費用、翻訳費用、出願官納料を支援 |
| | 審査の中間対応(OA)、登録費用の支援 | 海外個別国家の審査中に発生する中間対応にかかる代理人費用、登録官納料を支援 |
| 特許 | 特許技術の広報映像制作 | 韓国で登録した特許技術を国内外での広報マーケティングに活用できるよう、3D映像を制作 |
| | 特許マップ(深化) | 各特許に合った調査・分析を行い、研究技術の開発方向を提案し、特許活用戦略を策定 |
| | 特許マップ(一般) | |
| デザイン | デザインマップ(深化) | 各デザインに合った調査・分析を行い、研究技術の開発方向を提案し、デザイン活用戦略を策定 |
| | デザインマップ(一般) | |
| | 製品デザイン開発 | 製品、包装、画像デザイン開発またはデザインモックアップ制作(デザインモックアップは、製品デザイン開発の成果物に対して後続支援のみ実施) |
| | 製品デザインモックアップ | |
| | 包装デザイン開発 | |
| 画像デザイン開発 | | |
| ブランド | 新規ブランド開発 | 企業ブランド(CI)または製品ブランド(BI)の新規開発及びリニューアル |
| | リニューアルブランド開発 | |
| | 非英語圏ブランド開発 | 非英語圏諸国の言語/文化/状況などを踏まえて市場を分析し、ブランドネーミングを支援 |
| その他 | 企業 IP 経営の診断・構築 | 中小企業のグローバルIP経営能力を外部の専門企業が診断し、海外進出に必要な企業の知的財産戦略を策定・推進 |
| | 特許&デザイン融合開発 | 特許・デザイン創出戦略の策定及び特許・技術中心のデザイン開発を支援 |
| | ブランド&デザイン融合開発 | 製品デザインまたはブランド開発に包装デザイン、マーケティング、モックアップなどを融合開発 |

※ 上記の細部支援課題は追加/変更されることがある

○ 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|------------|---------------|----|------------------------|-----------|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 内容 | 事業公告/申込・受付 | 書類・発表審査及び企業選定 | | 支援需要の調査及び選定/協力機関のマッチング | 細部支援事業の推進 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

※ 自治体のマッチング予算規模に合わせて企業を選定し、地域コンサルタントのコンサルティングを経て細部支援事業を推進

● 企業選定の流れ

- ・ (選定方法) 地域の選定予定企業の総数から書類審査・実地調査・発表審査を経て合計点数が高い順番で選定

| 区分 | 評価内容(例) | 配点 |
|------|-----------------------|-----|
| 書類審査 | ・ 企業の提出書類に基づく定量評価を実施 | 40点 |
| 実地調査 | ・ 提出書類の事実確認と企業面談 | - |
| 発表審査 | ・ 応募企業による発表審査で定性評価を実施 | 60点 |

※ 設定後にオンラインまたは書面で通知



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-5861)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室(02-3459-2827)
- ・ 地域知識財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ: <http://www.ripc.org>



スタートアップ向けの知的財産バウチャー

事業概要

- ・ スタートアップが必要とする時期に IP サービスを選択して支援を受ける需要者中心の IP サービスを提供

支援対象

- ・ 第四次産業革命に関わる技術または挑戦的課題*を追求するスタートアップ**
 - * 新しい製品/サービス/工程を開発、または従来製品/サービス/工程を画期的に改善
 - ** 創業から7年未満、売上高100億ウォン未満のスタートアップ(起業準備者は除く)

支援内容

- ・ IP サービスが選択・利用できる知的財産バウチャーを支援

| | | |
|-------------------|---|----------------------------------|
| バウチャー金額 (自己負担) | 小型バウチャー(500万ウォン以内) (現金 20%) | 中型バウチャー(1,700万ウォン以内) (現金 30%) |
| 支援対象 (全て満足) | 創業から7年未満、売上高100億ウォン未満のスタートアップ | |
| 発行 | 自己負担金(20~30%)の納付後に発行 | |
| 選定期間 | 年1回(2~3月) | |
| IP サービス 項目 | 国内・海外IP(特許、実用新案、商標、デザイン)の権利化、特許調査・分析及びコンサルティング、技術価値評価、技術移転(ライセンス)の仲介、営業秘密の原本証明サービスなど * (利用不可) 一般法律・会計サービス、IP 出願・登録手数料(官納料)、成功謝金、事業最終選定前の利用サービスなど | |

* 詳細な支援内容、支援対象などについては事業公告を参考すること

○ 推進日程

| 推進内容 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| ・ 事業説明及び教育 | 随時 | | | | | | | | | | | |
| ・ 公告、申込及び選定 | | | | | | | | | | | | |
| ・ バウチャー発行 | | | | | | | | | | | | |
| ・ バウチャー使用 | | | | | | | | | | | | |

○ その他事項

- ・ (支援企業の選定) 技術性などについての評価(書類評価、面接評価)を経て最終選定
* 詳細な選定の流れ、評価基準については事業公告を参考すること
- ・ (サービス提供機関) サービスの種類別に特許事務所、特許調査・分析業者などを募集してサービス機関プールを構成

プール登録の資格基準(案)

- ・ (共通) 韓国国内に登録された事業体(個人事業者及び法人)または公共機関
- ・ (IP権利化) 弁理士1名以上
- ・ (特許調査・分析及びコンサルティング) IP専門人材2名以上、実績5件以上
- ・ (特許技術価値評価) 特許庁の告示内容に合致する発明の評価機関
- ・ (技術移転仲介) 産業通商資源部の告示内容に合致する技術取引機関及び事業化専門企業
- ・ (営業秘密保護) 営業秘密の原本証明機関



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8622)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許活用チーム(02-3475-1331)
- ・ ホームページ : <http://biz.kista.re.kr/ipvoucher>



知財権連携型の研究開発戦略支援

事業概要

- ・ (特許戦略支援) 中小・中堅企業、大学・公共研究機関などによる研究開発の初期から世界の特許を分析して知的財産権と連携されたカスタマイズ型の R&D 戦略を提供することにより、最適な R&D 方向性の提案、競合会社の中核特許への対応、必須特許の創出などを支援
- ・ (IP 融合戦略支援) 中小・中堅企業が強力な知財権をベースに市場を先導していけるよう、特許、デザイン、ブランド、サービスなどを融合した製品中心の知的財産総合戦略を支援

支援規模

- ・ 特許戦略支援(中小・中堅企業)

(単位：百万ウォン、付加税込み)

| 課題類型* | 遂行期間 | 課題単価 | 企業負担金 | | | | | |
|---------------------------|---------------|------|-------|----|-----|----|------|------|
| | | | 小企業 | | 中企業 | | 中堅企業 | |
| | | | 現金 | 現物 | 現金 | 現物 | 現金 | 現物** |
| 新技術・新事業 IP 戦略型 | 20 週 (5 月) | 100 | 14 | 6 | 20 | 10 | 28 | 12 |
| R&D 遂行 IP 戦略型 | 12 週 (3 月) | 60 | 8 | 4 | 12 | 6 | 16 | 8 |
| 製品化 IP 戦略型 | 12 週 (3 月) | 60 | 現金 | | 現物 | | - | |
| 再起業・社会的弱者型 | | | 4 | | 2 | | | |
| IP-許可戦略連携型 価値向上 IP-R&D | 24 週 (6 月) | 120 | 17 | 7 | 24 | 12 | 34 | 14 |

* 課題類型は一部変更されることがある(今後の事業公告を参照すること)

** 現物は参加機関の専用スペースを提供、参加研究員の人件費などで算定

・ 特許戦略支援(大学、公共研究機関など)

| 課題類型* | 課題数 | 支援期間 | 課題単価 | 参加機関の負担金(50%) | |
|-----------------|------|------|-----------|---------------|----------|
| | | | | 現金 | 現物** |
| 中大型 R&D 戦略支援 | 70 件 | 20 週 | 130 百万ウォン | 26 百万ウォン | 39 百万ウォン |
| 小型 R&D 戦略支援 | | 12 週 | 70 百万ウォン | 14 百万ウォン | 21 百万ウォン |

* 課題類型は一部変更されることがある(今後の事業公告を参照すること)

** 現物は参加機関の専用スペースを提供、参加研究員の人件費などで算定

・ IP 融合戦略支援

| 課題類型* | 細部類型 | 支援期間 | 課題単価 | 企業負担金 | |
|----------------|-------------------|-----------|------|-------|------|
| | | | | 現金 | 現物** |
| 製品・サービス 開発型 | 特許・デザイン 開発(PI) | 20 週(5 月) | 168 | 24 | 24 |
| | 特許・ブランド 開発(BI) | 20 週(5 月) | 168 | 24 | 24 |
| | 特許・サービス 開発(SI) | 20 週(5 月) | 168 | 24 | 24 |

* 課題類型は一部変更されることがある(今後の事業公告を参照すること)

** 現物は参加機関の専用スペースを提供、参加研究員の人件費などで算定

🔵 支援対象

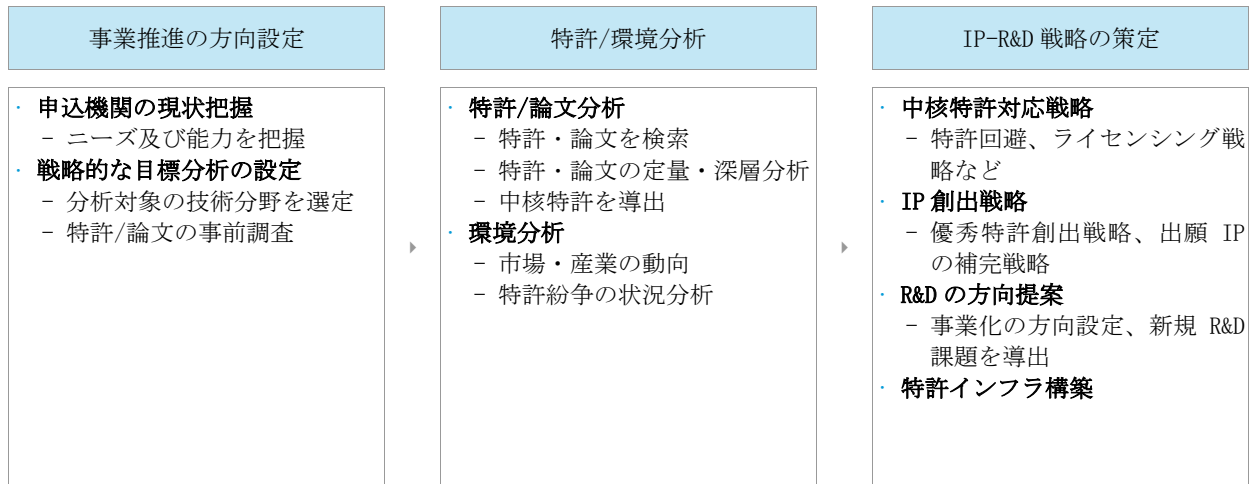
- ・ 研究組織を保有する中小企業基本法第 2 条に該当する中小企業
- ・ 中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法第 2 条に該当する中堅企業
- ・ 大学、公共(研)(出捐(研)、国公立(研)、政府 R&D 研究団など)、病院など

* 課題類型により支援対象が異なるので、今後の事業公告を参照すること

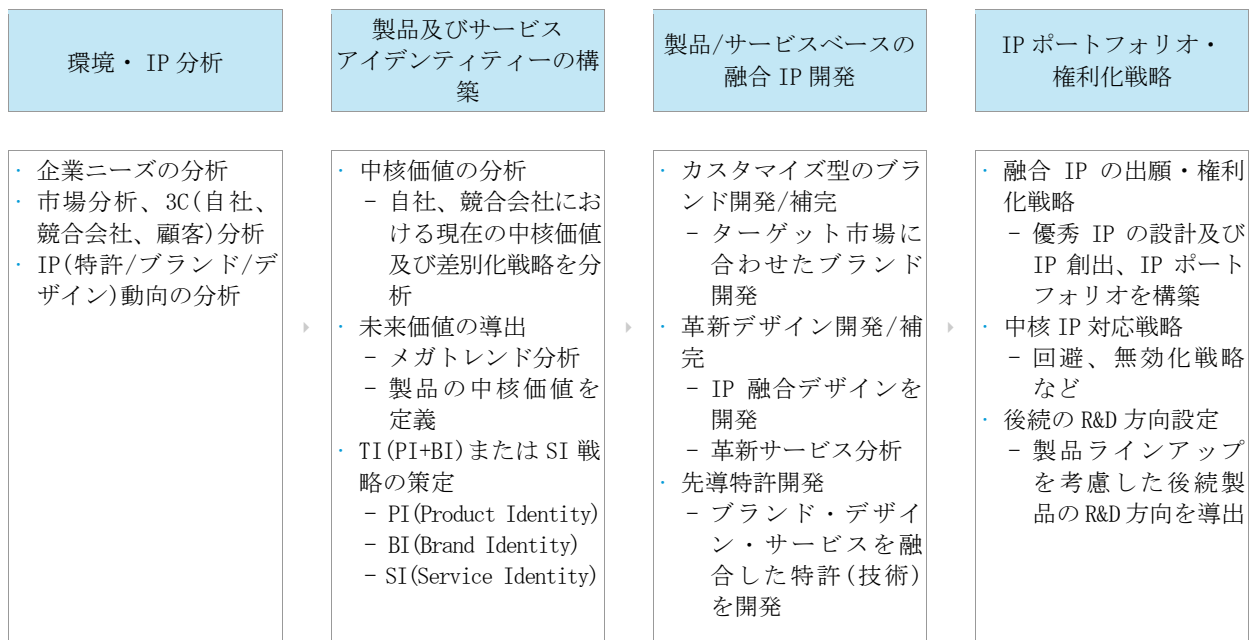
🔵 支援内容

- ・ (方法) 韓国特許戦略開発院の知財権戦略専門家(PM)と知財権分析専門機関が専任チームを構成してカスタマイズ型・密着型で特許戦略作成を支援

・ (特許戦略支援の流れ) 方向性設定、特許分析及び戦略策定などの手順で支援



・ (IP 融合戦略支援の流れ) 環境・ IP 分析及び IP 権利化などの戦略策定



※ 戦略策定の流れは課題類型及び企業のニーズに応じて一部異なることがある

・ 特許戦略支援(中小・中堅企業)の内容

| 課題類型 | 期間 | 支援内容 |
|----------------------------|---------------|--|
| 新技術・新事業 IP 戦略型 | 20 週 (5 月) | 特許・市場・競合他社について分析し、新技術・新事業(製品またはサービス)を開発するための核心特許対応戦略、R&Dの方向、優秀な特許創出戦略などを提供 |
| R&D 遂行 IP 戦略型 | 12 週 (3 月) | 特許分析を行い、R&D課題の技術要素別細部R&D遂行戦略及び特許創出戦略を提案 |
| 製品化 IP 戦略型 | | 保有する中核技術(特許)の補完及び追加特許、周辺技術特許、製造技術特許戦略から製品化・商用化を支援 |
| 再起業・社会的 弱者へのカスタマイズ 型 | 12 週 (3 月) | 中核特許対応、特許ポートフォリオ構築など、再起業企業の立ち直り及び障害者・女性・社会的企業を支援するためのカスタマイズ型の特許戦略を支援 |
| IP-許可戦略 連携型 | 24 週 (6 月) | 製薬・バイオ、医療機器・化粧品分野などにおいて特許分析を中心とした許可戦略まで連携した IP-R&D 戦略を策定 |
| 価値向上 IP-R&D | | 技術価値評価と連携して技術(企業)価値を向上するための技術補完戦略と特許ポートフォリオ構築戦略を提案 |

・ 特許戦略支援(大学、公共研究機関など)の内容

| 課題類型 | 期間 | 支援内容 |
|------------------|---------------|---|
| 中大型 R&D の戦略支援 | 20 週 (5 月) | 技術・市場の動向及び特許について分析し、中核特許対応戦略の策定、IP ポートフォリオの構築、IP 補完戦略の策定及び新規 IP シードの導出、技術事業化 R&D 戦略の策定、技術マーケティング企画などを提供 |
| 小型 R&D の戦略支援 | 12 週 (3 月) | 技術・市場の動向及び特許について分析し、中核特許対応戦略の策定、IP ポートフォリオの構築及び R&D の方向性を提案 |

・ IP 融合戦略支援の内容

| 課題類型 | 期間 | 支援内容 |
|-------------------|---------------|--|
| 特許・デザイン開発 (PI) | 20 週 (5 月) | 製品に関する IP 及び環境分析に基づいた品質・機能が向上したデザイン開発及び IP 融合戦略を支援 |
| 特許・ブランド開発 (BI) | | 製品に関する IP 分析に基づいた製品の品質向上及びブランド知名度向上を狙ったブランド開発及び IP 融合戦略を支援 |
| 特許・サービス開発 (SI) | | 市場・ユーザー・競合会社の IP を分析するなど、サービスに関する UX/UI デザインの開発及び IP 戦略を支援 |

🔄 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|------------------------|------------------|----------|--------------------|----|--------------|----|----------|----|-----|-----|-----|
| 内容 | 上半期 事業 公告/ 受付 | 上半期 選定/ 評価 | | 下半期 事業公告/ 受付 | | 下半期 選定/評価 | | | | | | |
| | | | 上半期の課題遂行 | | | | | 下半期の課題遂行 | | | | |

* 詳細な日程は事業公告を参考すること

🔄 その他事項

- ・ (選定方法) 評価委員会を構成し、申込企業に対する書面・発表評価を実施

| 区分 | 評価項目(例) | 配点 |
|------|------------------------------------|------|
| 書面評価 | ・ IP-R&D 能力(IP 保有状況、R&D 投資状況、人材状況) | 30 点 |
| 発表評価 | ・ 事業計画の妥当性及び期待効果 | 70 点 |

* 他部処の支援事業及び新型コロナに対応する技術分野の課題などには加点が付与できる

** 事業ごとに選定方法が異なることがある(今後の事業公告を参照すること)

- ・ 各課題の協力機関は事業の主管機関で別途選定



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-8469)
- ・ 韓国特許戦略開発院企業革新チーム(02-3287-4225, 4221)
- ・ 融合成長チーム(02-3287-4220, 4369)
- ・ 政府協力チーム(02-3287-1327, 8588)
- ・ ホームページ: <http://biz.kista.re.kr/ippro>





標準特許創出支援

事業概要

- ・ 国際標準化を目指す韓国の企業・機関に標準特許確保戦略を提供し、高付加価値の標準特許創出を促進

支援規模：25.09 億ウォン

| 課題類型 | 課題数 (件) | 支援期間 (ヵ月) | 政府支援金* | 支援機関負担金(30%) | | |
|---------------|------------|--------------|----------|--------------|----------|----------|
| | | | | 現金 | 現物** | |
| ① 初期企業 | 8 | 9 ヶ月 | 77 百万ウォン | 11 百万ウォン | 22 百万ウォン | |
| ② 一般 企業・機関 | R&D | | 17 | 56 百万ウォン | 8 百万ウォン | 16 百万ウォン |
| | 標準化 | | 12 | 35 百万ウォン | 5 百万ウォン | 10 百万ウォン |
| ③ 専門機関 | 2 年目~*** | 7 | 11 ヶ月 | 42 百万ウォン | 6 百万ウォン | 12 百万ウォン |
| ④ 次世代 移動通信 | 1 年目**** | 7 | 6 ヶ月 | 28 百万ウォン | 4 百万ウォン | 8 百万ウォン |
| | 2 年目~ | 2 | 11 ヶ月 | 42 百万ウォン | 6 百万ウォン | 12 百万ウォン |

- * 課題に直接支援するものではなく、標準特許戦略支援のコンサルティング費用等として使用
- ** 現物は支援機関の専用スペース提供、参加研究員の戦略会議出席などを意味する
- *** 過年度に選ばれた課題のうち、協力機関に変更がないものは追加告知なく引き続き支援
- **** 次世代移動通信のライフサイクル支援の1年目支援課題は、2022年4月に別途告知する予定

支援対象

- ・ 初期企業
 - 国際標準関連技術を開発中の企業で、標準特許の基礎能力を速やかに確保し、強小企業への飛躍しようとする中小・中堅企業
- ・ 一般企業・機関
 - (R&D) 国際標準獲得を目的とする政府・民間のR&D課題を遂行中の中小・中堅企業及び大学・研究機関一般
 - (標準化) 政府標準化事業*課題を遂行する中小・中堅企業及び大学・研究所
 - * 情報通信放送標準開発支援(科学技術情報通信部)、国家標準技術力向上(産業通商資源部)

- ・ 専門機関
 - 国際標準化能力*をもつ標準特許有望中小・中堅企業及び大学・公共研
 - * 標準専門家(議長団または標準活動で5年以上の経験をもつ者)または標準・宣言特許を保有
- ・ 次世代移動通信
 - 6G など未来移動通信分野で政府 R&D 課題を遂行中の中小・中堅企業及び大学・公共研
 - * 研究開発のライフサイクルを通して標準特許確保戦略を長期支援

支援内容

- ・ (一般状況分析) 参画機関が保有する特許の分析、技術動向の分析
- ・ (標準分析) 標準化機構ごとの標準動向分析、目標標準化機構の標準化技術ツリーの作成、標準文書分析
- ・ (特許分析) 標準化機構主要メンバーの保有特許分析、宣言済み標準特許の分析、各国が寄稿した標準案関連の特許分析
- ・ (標準特許確保戦略) 国際標準化及び標準特許が確保できる R&D の方向性、標準特許確保のための特許設計・出願・補正戦略、保有特許及び標準化動向を反映した標準案の補完戦略などを提供

推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|----------|----------|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----------|
| 内容 | 事業 公告 | 選定 評価 | 課題遂行 | | | | | | | | | 遂行 完了 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-3586)
- ・ 韓国特許戦略開発院標準特許センター(02-3475-8553, 1342)
- ・ ホームページ: <http://www.kista.re.kr>





政府 R&D 優秀特許の創出・活用支援

事業概要

- ・ 大学・公共研を対象に**知的財産経営診断**を実施し、深化コンサルティングから優秀特許の創出・活用能力向上を支援
- ・ 大学・公共研が保有する優秀技術が産業界に円滑に供給・活用できるよう、産官研における交流の土台を構築

支援規模：14 億ウォン

| 支援類型 | 課題数 | 支援期間* | 主要内容 |
|----------|------|-------|---|
| 知的財産経営診断 | 70 件 | 24 週 | 地域ごとの大学・公共研を対象とした基礎診断*を実施してからその診断結果に基づいて深化コンサルティング**対象を選別 |

* 基礎診断：大学・公共研の知的財産経営レベルを診断し、能力が優れているか向上した機関を選んで褒賞

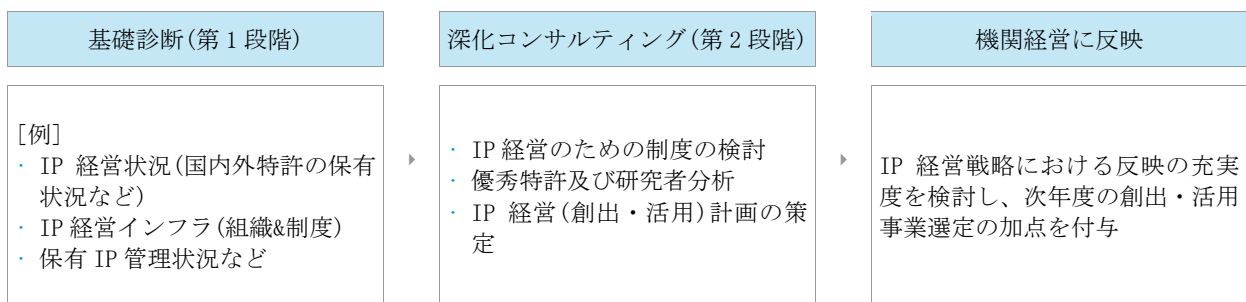
** 深化コンサルティング：基礎診断の結果についての深層分析により機関に合わせた中長期の知的財産創出・活用戦略の策定を支援

支援対象

- ・ 「知的財産基本法」第 3 条第 4 号に該当する公共研究機関

支援内容

- ・ 大学・公共研に対する知的財産経営診断及び能力向上戦略を策定するための深化コンサルティングを実施



知的財産の創出・活用基盤(産官研の融合の場)を構築(年中)

○ 推進日程

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------------|-----------------------|----|------|----|----|--------|----|------|----|-----|-----|-----|
| 基礎診断 | 準備 | | 課題進行 | | | | | | | | | |
| 深化コンサルティング | | | | | | 公告及び選定 | | 課題進行 | | | 完了 | |
| 基盤づくり | 知的財産の創出・活用プラットフォームの提供 | | | | | | | | | | | |



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-5406)
- ・ 韓国特許戦略開発院活用チーム (02-3475-8512)
- ・ ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



公共 R&D 特許技術動向調査

事業概要

- 公共 R&D の研究企画及び段階評価時に関係技術についての特許動向を分析し、有効な研究企画及び R&D 予算の重複投資を防止

支援規模：計 20.8 億ウォン

| 区分 | | 分析期間 | 分析費用 (課題単価) | 支援金 | 支援時期 |
|--------|-------|--------|----------------|--------------|--------------------------|
| 特許動向調査 | A タイプ | 3 ヶ月 | 3,000 万ウォン | 特許庁 50%支援 | 年中随時 (予算消尽時は 受付終了) |
| | B タイプ | 2 ヶ月 | 2,000 万ウォン | | |
| | C タイプ | 1 ヶ月 | 1,000 万ウォン | | |
| 先行特許調査 | | 0.5 ヶ月 | 78 万ウォン | 申込機関が 100%負担 | |

支援内容

- 特許動向調査：R&D 課題の中核技術と関連の高い特許及び論文を分析してその技術分野全般の動向(国別・年度別・権利者別など)情報を提供、深層分析も実施して R&D 推進の方向性を提案(技術範囲及び目的に応じて分析類型を決定)
- 先行特許調査：R&D 課題選定時に先行特許の文献調査を実施、すでに技術開発が完了したか権利化された類似技術の存在有無など重複性の検討を支援

支援対象

- R&D 課題の研究企画時に技術・経済面のフィージビリティを調査するため、特許動向調査が必要なあらゆる公共 R&D 事業(研究機関遂行事業を含む)

※ 2022 年公共 R&D 重点投資分野の技術課題を優先的に支援する予定

| 区分 | 主要内容 |
|----------|--|
| R&D 企画段階 | <ul style="list-style-type: none"> 国家研究開発事業を推進するための事前調査及び企画研究時の特許動向調査の履行を規定として明示* * 国家研究開発事業の管理などに関する規定第 4 条 |
| R&D 評価段階 | <ul style="list-style-type: none"> 国家研究開発の段階評価時は、特許動向調査の履行を勧告* * 国家研究開発事業の管理などに関する規定第 16 条 |

知識財産創出

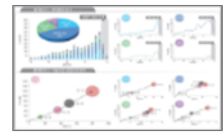
○ 推進日程

| 主要内容 | 2022 年日程 |
|---------------------------|----------------------------------|
| R&D 部処に対して特許動向調査の需要調査実施 | 1 月~2 月 |
| 特許動向調査及び先行特許調査の受付(公文依頼方式) | 2 月~11 月中の 課題受付状況に応じて 随時支援 |
| 各課題の遂行協力機関選定及び特許分析実務を遂行 | |
| 特許動向調査及び先行特許調査の結果報告書を提供 | |
| 事業の成果分析実施及びその結果の報告 | 12 月 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-5173)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許動向チーム(02-3475-1363)
- ・ ホームページ : <http://www.kista.re.kr>





知的財産サービス成長支援

事業概要

- ・ IP 情報を使った多様な高付加価値の IP サービスが開始できるよう、民間 IP 情報サービスの R&D 支援

支援規模：24.2 億ウォン

| 支援類型 | 支援課題数 | 支援期間 | 政府支援金 (70%) | 民間負担金 (30%)* | | | |
|-----------------------------------|------------------------------|---------|--|--------------|--------|--------|--------|
| | | | | 小企業 | | 中企業 | |
| | | | | 現金 | 現物 | 現金 | 現物 |
| IP 情報の新事業開発及び高度化、IP 情報サービス拡散戦略の策定 | 13 件 (新事業開発)、 5 件 (事業高度化) | 10 ヶ月前後 | 60 百万ウォン (新事業開発)、 127 百万ウォン (事業高度化) | 5% 以上 | 25% 以上 | 10% 以上 | 20% 以上 |

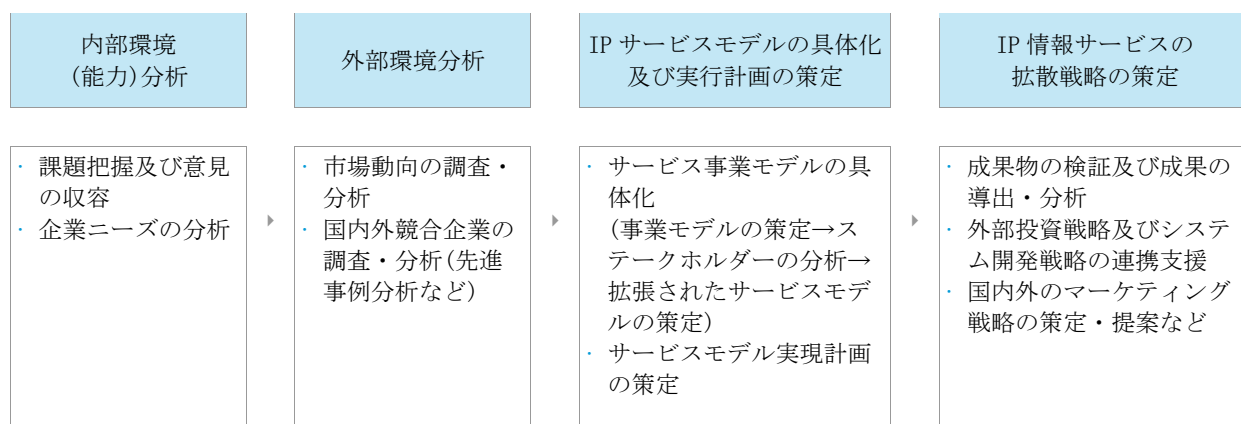
* 従来人材の人件費は現物で相殺でき、新規採用の人件費は現物で相殺できる

支援対象

- ・ IP 情報を使って新しい IP サービス商品を発売したい中小・ベンチャー企業

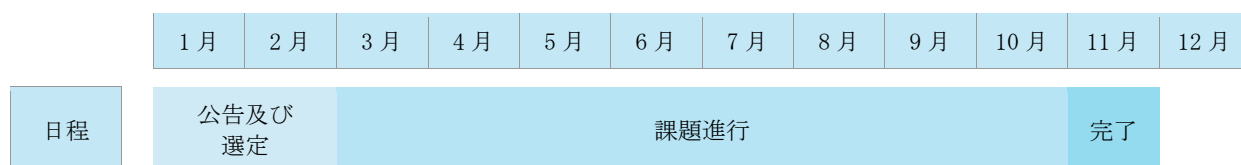
支援内容

- ・ 市場に合わせた IP 情報サービスの開発戦略の策定
- ・ 最低機能試験サービスの実現及び機能改善の支援
- ・ 新規サービス・商品開発に必要な IP 情報の DB 公開、無償支援
- ・ 試験サービス初期の販路支援及び新規需要企業の発掘支援
- ・ 国内外の広報・マーケティング支援及び海外調達市場への参入支援など



- ※ 支援類型及びニーズに応じて段階別戦略が異なることがある
- ※ 申込企業は提案されたコンサルティングの結果・戦略の履行状況などについての成果点検に必ず参加
- ※ 政府支援金と民間負担金は 7:3 でマッチングし、コンサルティング(戦略策定)に必要な参画機関の用役費用、会議費用及び出願費用などで執行され、参画企業にはコンサルティング成果物の形で提供

🔄 推進日程



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課 (042-481-8639)
- ・ 韓国特許情報院 (02-6915-1426)



生活発明코리아

事業概要

- ・女性のクリエイティブなアイデアから商品化しやすい生活発明を発掘し、出願・デザイン・試作品製作までを支援して知的財産ベースの女性起業を促進

支援規模

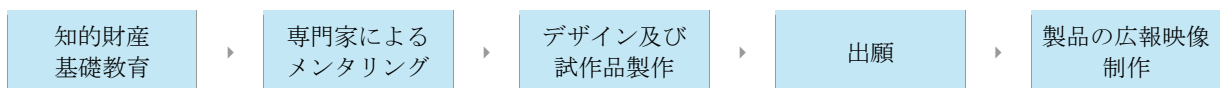
- ・50件の最終支援対象作(部門1、部門2を統合)を選定

支援対象

| 区分 | 主要内容 |
|------|--|
| 支援対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国に居住する女性に限る、年齢制限なし * 部門1：出願していない創作アイデア * 部門2：知的財産を出願したものの、製品化していないアイデア |
| 支援条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・[部門1]は1件のアイデアにつき3人以内で共同提案が可能 ・[部門2]は提案者が出願書上の出願人または発明者と一致すべきであり、共同提案は不可 ・アイデア登録時、参加部門の選択は必須、同じ件で2つの部門に同時提案は不可 ・1人当たりのアイデア登録件数は制限なし |

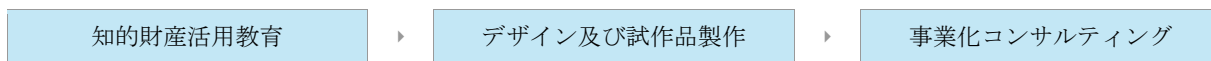
支援内容

- ・女性のクリエイティブなアイデアから商品化しやすい生活発明を発掘し、出願・デザイン・試作品製作・事業化までを支援
 - (部門1) 専門家によるメンタリングを提供、アイデアの研究開発を支援、アイデア設計、デザイン・試作品製作費用を支援、知的財産権の出願費用を支援(弁理士の費用を含む)、公開審査の順位によって政府授賞(大統領賞、国会議長賞、国務総理賞、科学技術情報通信部など各部処長官賞、特許庁長賞など)



- (部門2) デザイン開発及び試作品製作の費用支援、起業、販路、マーケティングに関するコンサルティングを提供

* ただし、試作品製作費用が支援範囲を超える場合、提案者本人の負担が発生することがある



🕒 推進日程

| 主要内容 | 日程 |
|--|-------|
| アイデア登録 | 2~4月 |
| 1次オンライン審査及び先行技術調査 | 5月 |
| 2次面接審査及び支援作の選定・発表 | 6月 |
| 支援プログラムの運営 (デザイン開発及び試作品製作、知的財産権の出願など) | 7~11月 |
| 公開審査及び授賞 | 12月 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課 (042-481-8496)
- ・ 韓国女性発明協会事務局 (02-538-2710)
- ・ ホームページ : <http://www.womanidea.net>



知的財産データギフト制度

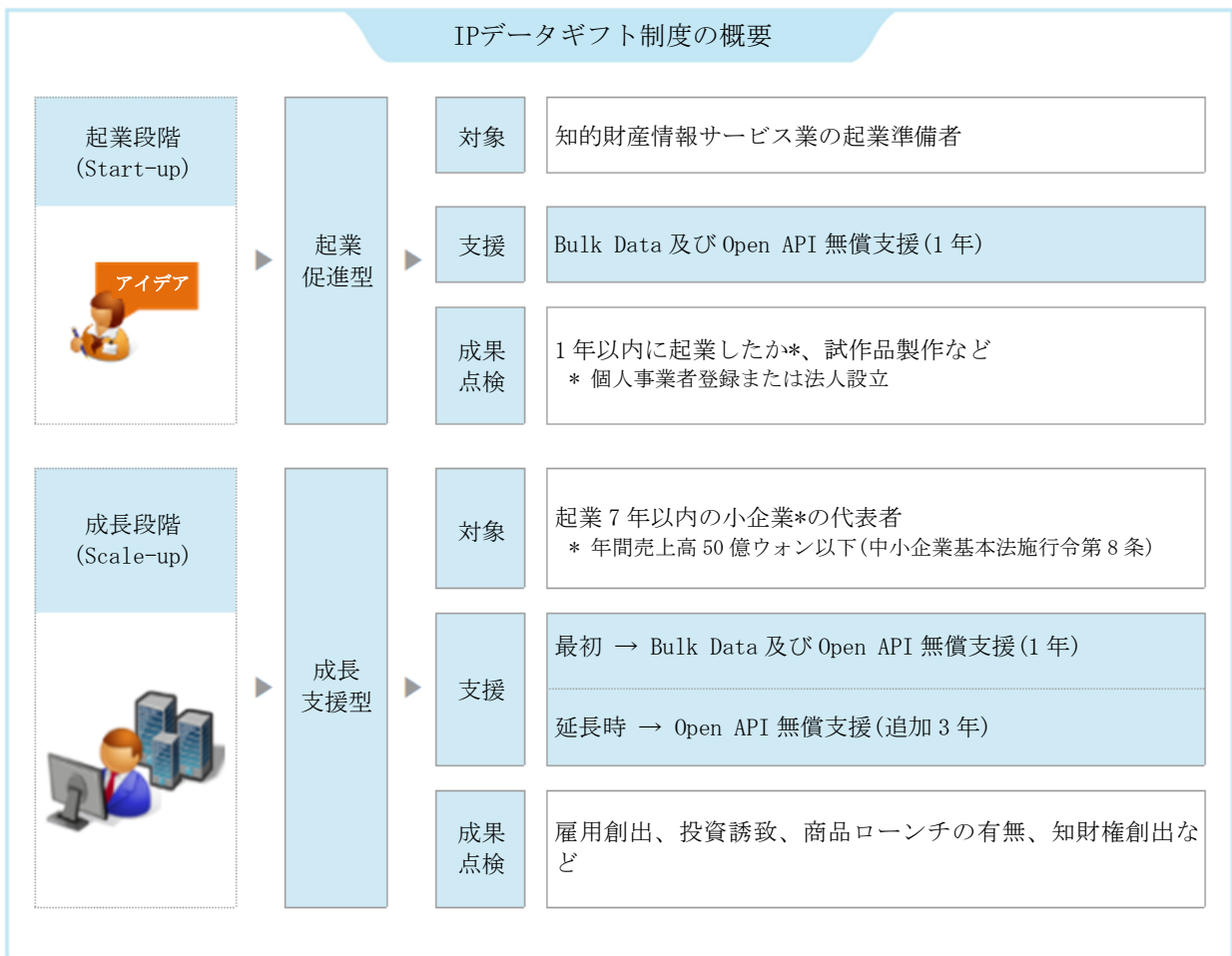
事業概要

- ・（基本方向） 知的財産情報サービス分野の商品開発に必要な知的財産データを創業型及び成長型に分類し、最長5年まで無償で提供

支援対象

| 区分 | 主要内容 |
|-----|----------------------------------|
| 創業型 | ・ 起業準備者を対象に1年間無償で提供(起業後は成長型にシフト) |
| 成長型 | ・ 起業7年以内の小企業を対象に最長4年間無償で提供 |

支援内容



知的財産創出

🕒 推進日程

| 主要内容 | 日程 |
|-----------------|-----------|
| データ無償提供の受付 | 常時 |
| 審議委員会の構成及び開催 | 3、6、9、12月 |
| 支援対象の審議及び選定 | |
| データ無償提供及びモニタリング | 常時 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁情報管理課 (042-481-3570)
- ・ 韓国特許情報院 IP 情報拡散チーム (02-6915-1441)
- ・ ホームページ : <http://plus.kipris.or.kr>



中小企業 IP 即時支援

事業概要

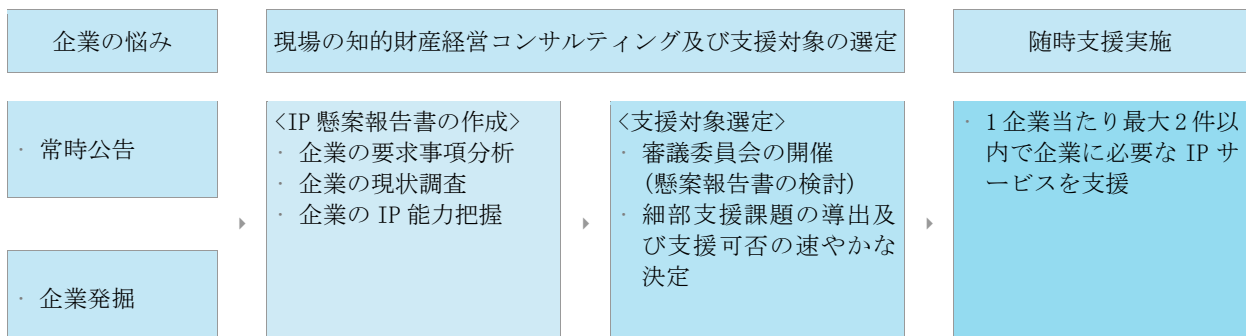
- ・ 中小企業が経営現場で直面する喫緊の知的財産関連の悩みについて、全国に設置・運営中の地域知識財産センターで随時相談・発掘し、知的財産サービスを支援して課題を解消

支援対象：中小企業

| 企業区分 | 判断基準 |
|------|--|
| 中小企業 | - 中小企業基本法第2条に該当する中小企業 ※ 中小企業現況情報システム (http://sminfo.mss.go.kr) で確認できる |

支援内容

- ・ 地域の中小企業が抱えている知識財産についての至急課題に対する IP 専門家の相談及び悩みを解消するための小規模な知的財産サービスを支援 (1 企業当たり最大 2 件以内、自己負担を除いて計 2,000 万ウォン以下)



※ 企業の自己負担金 40%(現金 20%+現物 20%、海外出願費用を支援する場合は、現金 30%+現物 10%、小商工人・女性企業・(予備)社会的企業は現金 15%+現物 25%)

知的財産創出

・ 細部支援課題

| 区分 | | 支援内容 |
|---------------------|------------------|---|
| 海外出願費用 支援 | 特許 (PCT) | 海外出願時にかかる代理人費用、翻訳費用、出願官納料を支援 |
| 特許 | 特許技術の 広報映像制作 | 韓国に登録された特許技術を核内外での広報マーケティングに活用できるよう、3D映像を制作 |
| | 特許マップ(一般) | 各特許に合った調査・分析を行い、研究技術開発の方向を提案し、特許活用戦略の策定及び報告書の作成 |
| デザイン | デザインマップ(一般) | 各デザインに合った調査・分析を行い、研究技術開発の方向を提案しデザイン活用戦略を策定 |
| | 製品デザイン開発 | 製品、包装、画像デザインの開発またはデザインモックアップ製作 (デザインモックアップは、製品デザイン開発の成果物に対して後続支援としてのみ実施) |
| | 製品デザインモックアップ | |
| | 包装デザイン開発 | |
| 画像デザイン開発 (一般/深化) | | |
| ブランド | 新規ブランド開発 | 企業ブランド(CI)または製品ブランド(BI)の新規開発及びリニューアル |
| | リニューアルブランド 開発 | |

※ 上記細部支援課題は追加/変更することがある

○ 推進日程：年中受付・支援

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|------------------------|----|----|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 内容 | 地域知識財産センター 計画策定及び公告 | | | 随時、知的財産関連の相談及び細部課題支援 (地域知識財産センターの日程を参考すること) | | | | | | | | |

○ 支援の流れ：オンライン(www.ripc.org)または地域知識財産センターを訪問して受付

- ・ IP 専門コンサルタントの相談及び審議委員会の開催結果によって課題支援を決定
- ・ 企業の応募及び発掘→相談(現場訪問など)→審議委員会の開催(支援可否の決定)→支援企業の選定・通知→事業遂行会社(協力機関)の選定及び実施



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-5861)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室(02-3459-2822)
- ・ 地域知識財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ：http://www.ripc.org



シニア退職人材への特許ベース技術起業支援

事業概要

- ・ 40 歳以上のシニアが保有する熟練した専門性を技術起業で活かし、雇用創出のため特許事業化パッケージを提供

支援規模：年間 20 名（自己負担金 20%前後）

| 区分 | | 支援規模 | | | 支援内容 |
|-----|----------------------|--------------|--------|--------|---|
| | | 金額 | 機関 | 規模 | |
| 起業 | 予備または創業から 7 年以内の起業家 | 最大 40 百万ウォン | 6 ヶ月前後 | 10 名前後 | 特許事業化パッケージ (IP 権利確保、IP 製品の事業化企画、IP 製品の検証など) |
| 再起業 | 予備または再起業から 7 年以内の起業家 | 最大 100 百万ウォン | 6 ヶ月前後 | 10 名前後 | 特許事業化パッケージ (IP 権利確保、IP 製品の事業化企画、IP 製品の検証など) |
| | | | | | 再挑戦事業化資金 (中小ベンチャー企業部再挑戦成功パッケージと連携して支援) |

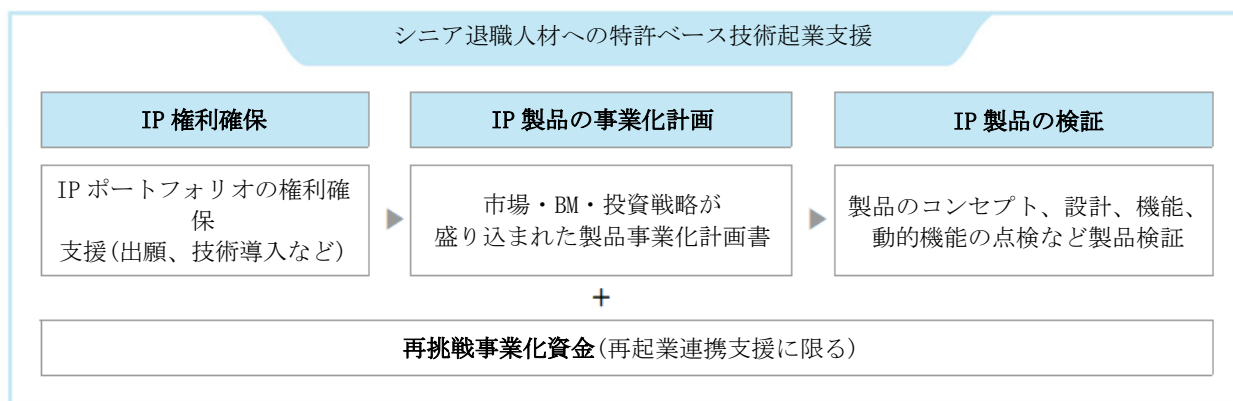
※ 特許事業化パッケージは IP 権利確保、IP 製品の事業化計画、IP 製品の検証で「細部課題当たり 15 百万ウォン以内」支援 (IP 確保支援及び専門遂行業者から用役などを提供)
再挑戦事業化資金は「中小ベンチャー企業部再挑戦成功パッケージは別途公告」の予定

支援対象：40 歳以上の起業準備者及び創業から 7 年以内企業 (再起業者を含む)

※ 再起業者は「中小企業創業支援法」に該当する中小企業を廃業し、中小企業を新しく設立した者 (先廃業・後創業) をいい、詳細な資格は別途公告予定

支援内容:

- ・ (IP 権利確保) 創業チームが保有した IP と創業アイテムなどを総合分析し、事業化のために IP ポートフォリオ権利確保(新規出願、外部技術の導入など)を支援
- ・ (IP 製品の事業化計画) 特許及び創業アイテムが実現される製品(またはサービス)に対する市場・BM・投資戦略が盛り込まれた製品事業化計画書を作成
- ・ (IP 製品の検証) 製品事業化計画書から最終導出された製品に対する設計支援及び動的機能点検などのための製品検証を支援
- ・ (再挑戦事業化資金) 特許事業化パッケージの支援に関する試作品製作、マーケティング費用などのための事業化資金を支援(再起業連携支援に限る)



推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|--------|----|----|----|----|---------------------------------|----|----|----|-----|-----|-----|
| 内容 | 公告及び選定 | | | | | 特許事業化パッケージ支援 + 協業機関との連携支援 | | | | | | 完了 |

※ 課題進行は最長 6 ヶ月以内、投資誘致説明会などのさらなる後続支援・管理を提供



お問い合わせ

- ・ 特許庁特許事業化担当官(042-481-3592)
- ・ 韓国発明振興会知識財産取引所(02-3459-2856)
- ・ ホームページ: www.kipa.org





小商工人の IP 能力向上

事業概要

- ・ 小商工人が保有する商標・レシピなどの権利確保を支援し、知的財産についての認識を向上するための教育及び相談プログラムを運営

支援規模 : 3, 366 件前後

| 支援事業 | 支援金 | 分担金 |
|---------------|---------------|--------------|
| 知的財産の基礎教育及び相談 | 無料 | - |
| 商標出願の支援 | 600 千ウォン以内 | 20%(現物または現金) |
| IP 創出総合パッケージ | 15,000 千ウォン以内 | 20%(現物または現金) |

支援対象

- ・ 小商工人(事業者登録証保有)*
 - * 「小商工人基本法」第 2 条に該当する小商工人
 - * (支援除外対象) 小商工人政策資金支援除外業種(2022 年中小ベンチャー企業部公告を参照すること)、その他事業施行公告から申込(支援)除外対象に規定された場合

支援内容

- ・ 小商工人が保有する商標・レシピなどを権利として保護するため、知的財産の基礎教育、IP 専門家の相談及び権利化コンサルティングなどを総合支援

推進日程 : 年中受付

支援の流れ : オンライン(www.ripic.org)または地域知識財産センターを訪問して受付

- ・ IP 専門家の相談及び審議委員会の開催結果に応じて課題の支援を決定
- ・ IP 基礎教育→基礎相談及び発掘(専任窓口、現場訪問など)→審議委員会の開催(支援可否を決定)→恩恵者の選定・通知→事業遂行業者(協力機関)の実施
- ・ 地域知識財産センターの住所及びお問い合わせ先

| 地域 | センター名 | 住所 | お問い合わせ |
|-----|-------|---|---------------|
| ソウル | ソウル | ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路 400 ソウル産業振興院 13 階 | 02) 2222-3860 |
| 仁川 | 仁川 | 仁川広域市南東区ウンボン路 60 番ギル 46 | 032) 810-2882 |
| 京畿 | 京畿 | 京畿道安山市常緑区海岸路 705 | 031) 500-3042 |
| 江原 | 江原 | 江原道原州市好楮路 47 | 033) 749-3326 |
| | 江原南部 | 江原道太白市黄池路 188-1 | 033) 552-5555 |
| 忠北 | 忠北 | 忠清北道清州市上党区上党路 106 | 043) 229-2732 |
| 忠南 | 忠南 | 忠清南道天安市西北区広場路 215 | 041) 559-5746 |
| 大田 | 大田 | 大田広域市儒城区テクノ 9 路 35 | 042) 930-4475 |
| 慶南 | 慶南 | 慶尚南道昌原市義昌区中央大路 166 | 055) 210-3085 |
| 大邱 | 大邱 | 大邱広域市東区東大邱路 457 | 053) 222-3143 |
| 釜山 | 釜山 | 釜山広域市沙上区鶴甘大路 257 ポセンビル 3 階 | 051) 714-6761 |
| 蔚山 | 蔚山 | 蔚山広域市南区トッチル路 97 | 052) 228-3086 |
| 全南 | 全南 | 全羅南道務安郡三郷邑五龍 3 ギル 2 | 061) 242-8587 |
| 済州 | 済州 | 済州特別自治道済州市中央路 217 ベンチャーマル 6 階 1003 号 | 064) 755-2554 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課 (042-481-5171)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室 (02-3459-2833)
- ・ 地域知識財産センター (1661-1900)
- ・ ホームページ : <http://www.ripc.org>

II

知的財産活用



- 38 IP 製品革新支援
- 40 知的財産取引支援
- 42 IP 事業化連携評価支援
- 45 アイデア取引支援
- 46 優秀発明品の優先購買推薦制度
- 47 知的財産サービス企業の海外市場の需要創出支援
- 48 知的財産創出・活用支援
- 50 知的財産収益の再投資支援
- 52 公共機関の保有特許診断支援



IP 製品革新支援

○ 事業概要

- ・ 知的財産(IP)分析情報を使って特許製品の事業化に関わる中小企業における技術面の難題を解決するためのコンサルティング及び検証を支援

○ 支援規模：計 41.3 億ウォン

- ・ 年間 82 社前後
(協業課題) 最高 11 千万ウォン(企業負担金 10~40%)以内で支援
- ・ (単独課題) 最高 7 千万ウォン(企業負担金 10~40%)以内で支援

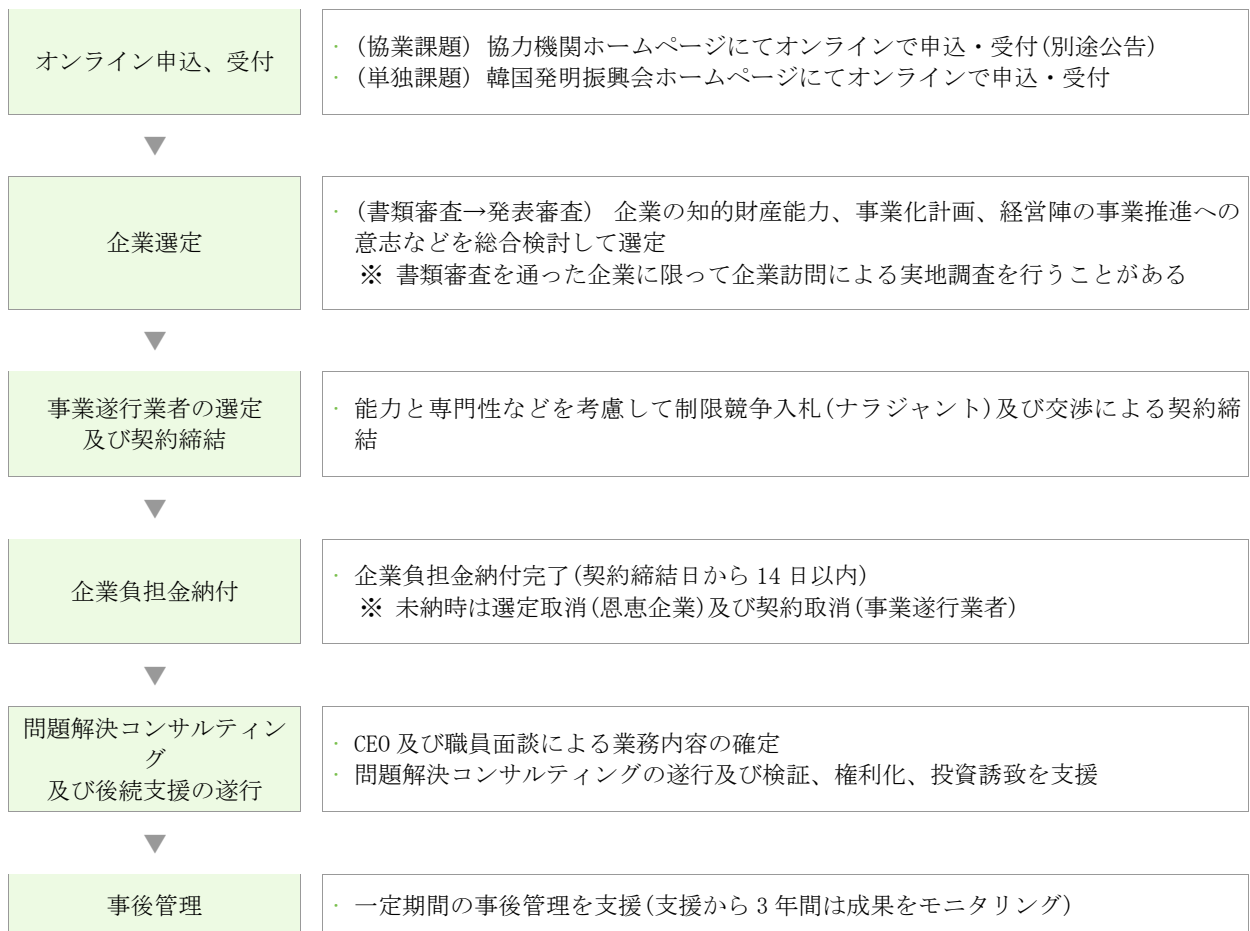
○ 支援対象

- ・ 登録済みの特許・実用新案・デザイン権(専用実施権を含む)を保有する中小企業
- 協業機関ごとの追加支援対象は、別途告知を参考すること

○ 支援内容

| 区分 | | 支援規模 (最高費用/期間) | 支援内容 |
|----------|----------------|---|--|
| 協業 課題 | 新製品企画 | 11 千万ウォン/7 ヶ月 (特許庁 5 千、協力機関 6 千) | 顧客に配慮した特許製品企画のコンサルティング +協業の後続支援 |
| | 問題解決 | | 製品に配慮した問題解決のコンサルティング +協業の後続支援 |
| | 製品高度化 (開発型) | | 機能に配慮した特許製品高度化コンサルティング(難度は「上」)+協業の後続支援 |
| | 製品高度化 (改善型) | 8 千万ウォン/5 ヶ月 (特許庁 2 千、協力機関 6 千) | 機能に配慮した特許製品高度化コンサルティング(難度は「下」)+協業の後続支援 |
| 単独 課題 | 新製品企画 | 7 千万ウォン/7 ヶ月 (コンサルティング 5 千、検証支援 2 千) | 顧客に配慮した特許製品企画のコンサルティング +後続支援 |
| | 問題解決 | | 製品に配慮した問題解決のコンサルティング +後続支援 |
| | 製品高度化 (開発型) | | 機能に配慮した特許製品高度化コンサルティング(難度は「上」)+後続支援 |
| | 製品高度化 (改善型) | 4 千万ウォン/3 ヶ月 (コンサルティング 2 千、検証支援 2 千) | 機能に配慮した特許製品高度化コンサルティング(難度は「下」)+後続支援 |

支援の流れ



推進日程

- ・(支援公告) 1月~4月/5回実施(都合により変更することがある)
- ・(事業期間) 最長7ヵ月以内(都合に応じて延長できる)



お問い合わせ

- ・特許庁特許事業化担当官(042-481-5867)
- ・韓国発明振興会発明振興室(02-3459-2937, 2933)
- ・ホームページ: www.kipa.org





知的財産取引支援

○ 事業概要

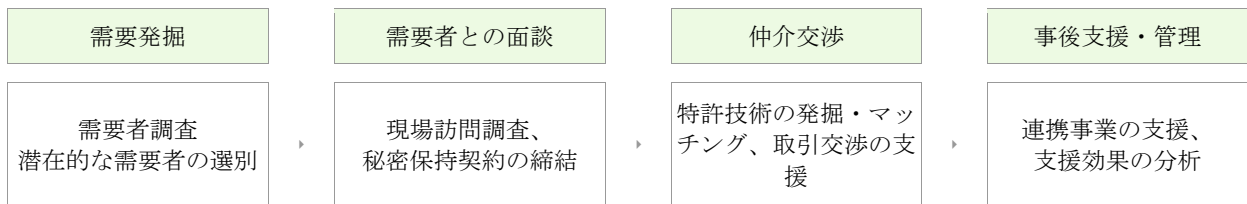
- ・ 特許技術の導入など、知的財産(IP)取引を希望する個人、中小企業に対して特許取引専門官が仲介サービスを支援し、特許取引情報の活用を促進することで、民間中心のIP取引活性化を支援

- **支援規模**：技術分野及び圏域別の特許取引専門官(17人)を配置、知的財産取引関連の情報をオンライン・オフラインで提供

- **支援対象**：特許、実用新案、デザイン、商標など知的財産権取引を希望する個人、中小企業など

○ 支援内容

- ・ 特許取引専門官を置くことで特許技術取引に必要な相談、特許技術マッチング、仲介交渉及び契約締結のための法律検討などを支援



- **(需要発掘)** 各業種の協会、団体などの協業需要調査、市場及び技術分野の分析、IP活用ネットワーク、IP-Marketの購買登録、技術説明会など
- **(需要者との面談)** 需要企業を訪問し、企業の経営診断と需要特許技術分析などにより知的財産取引戦略を策定
- **(仲介交渉)** 適正な供給技術の発掘・マッチング、取引希望の供給企業と需要企業との技術ミーティングなど、特許取引の仲介交渉及び契約締結を実施

- (事後支援・管理) 知的財産事業化のために IP 金融、IP 活用戦略、部処事業化(R&BD)など、支援事業連携をあっ旋及び事業成果を分析
- ・ 有望な技術分野別に企業需要に基づいた IP 需要、供給者、仲介者、投資家との IP 活用ネットワークを構築し、優秀な IP の移転・事業化を支援
 - IP需要者と供給者が信頼をベースに技術取引を行い、IP企業に対する投資・事業化をつなげる人的ネットワークプラットフォームを構築
- ・ 知的財産取引情報システム(IP-Market)を運営することにより、オンライン上で知的財産及び技術需要、供給情報、取引事例などを構築して提供
 - 販売及び購買を希望する知的財産・技術を登録・検索し、潜在的な需要を把握して提供
 - 知的財産取引の事例、有望技術及び事業化関連情報を提供
 - 技術分野ごとの特許取引専門官の検索及びオンライン取引相談(予約)を支援
- ・ 特許分析評価システム(SMART3)を運営することにより、特許分析及び質的評価の低コスト・リアルタイムでのオンラインサービスを支援
 - 韓国、米国、欧州、中国の登録特許の等級をリアルタイムで評価
 - 特許の権利性、技術性、活用性の観点から質的分析を行い、評価を実施
 - 技術ごとの特許ポートフォリオを分析し、企業間の特許競争力分析などを実施

○ 推進日程：年中(常時)



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課(042-481-5174)
- ・ 韓国発明振興会知識財産取引所(02-3459-2786、2856)
- ・ IP取引情報検索及び特許取引専門官との相談申込：www.ipmarket.or.kr
- ・ オンライン特許評価：smart.kipa.org





IP 事業化連携評価支援

○ 事業概要

- ・登録された特許・実用新案に対する採算性分析、技術取引などのための価値評価にかかる評価費用を支援し、特許技術の事業化及び活用促進のために客観的評価結果を提供

○ 支援規模

- ・「知的財産評価報告書」作成費用を最大 50%まで支援(付加税抜き、1人当たり年間最高5千万ウォン以内)

○ 支援対象

- ・年平均の売上高(この3年間の平均売上高)が50億ウォン未満の個人及び中小企業として登録された特許・実用新案の権利者及び専用実施権者

○ 支援内容

- ・特許庁が指定する発明の評価機関が事業化の用途に応じて「知的財産評価報告書」の作成を支援する
 - －「知的財産評価報告書」とは、特許技術の技術性、権利性、事業性の評価及び技術価値評価を含む報告書で、事業化のための技術取引、採算性の検討、国内外での技術認証、現物出資などのための資料として活用できる
 - －知的財産評価支援事業の申込者は下記の評価機関と事前評価の相談を行い、評価機関が発行する「発明の評価費用見積書」を必ず添付して申し込む必要がある

発明の評価機関

| 評価機関名 | お問い合わせ | 評価機関名 | お問い合わせ |
|---------------|---------------|----------------|--------------|
| 韓国建設生活環境試験研究院 | 02-3415-8854 | 韓国科学技術情報研究院 | 02-3299-6023 |
| 韓国機械電気電子試験研究院 | 031-428-7575 | 韓国発明振興会 | 02-3459-2854 |
| 韓国化学融合試験研究院 | 02-2164-0167 | 韓国産業銀行 | 02-787-5806 |
| 技術保証基金 | 02-2155-3753 | 農業技術実用化財団 | 063-919-1345 |
| (株)ウィップス | 02-3153-7928 | 特許法人ダレ | 02-3475-7871 |
| 特許法人ダナ | 02-6957-9910 | (株)ナイス評価情報 | 02-2124-6822 |
| (株)イークレダブル | 02-2101-9208 | 特許法人ドダム | 031-605-4134 |
| (株)ケイティージー | 070-7805-1618 | 信用保証基金 | 02-2014-0286 |
| 韓国企業データ(株) | 02-3215-2384 | (株)ナイスディーアンドビー | 02-2122-1382 |

○ 審議基準

・ 1次審議(書類)選定基準

| 審議項目 | 細部項目 |
|-----------|-------------------|
| 技術性評価(50) | 技術の革新性及び差別性(30) |
| | 技術及び市場動向との整合性(10) |
| | 権利の強度及び忠実性(10) |
| 活用性評価(50) | 活用計画の採算性(30) |
| | 申込者の事業化推進環境(10) |
| | 商用化の可能性(10) |

・ 2次審議(プレゼン)選定基準

| 審議項目 | 細部項目 |
|-------------|-------------------|
| 1次審議結果(30点) | 1次審議点数の換算(30) |
| 技術性評価(30点) | 技術の革新性及び差別性(10) |
| | 技術及び市場動向との整合性(10) |
| | 権利の強度及び忠実性(10) |
| 活用性評価(40点) | 活用計画の具体性及び採算性(15) |
| | 申込者の能力及び活用意志(15) |
| | 商用化及び市場参入の可能性(10) |
| 加点(10点) | 加点項目別の認定可否の確認(10) |

○ 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|-----------------------|----|------------|----|----|----|----------------|----|------------|-----|-----|-----|
| 内容 | 説明会/ 1次公告 申込/選定 | | 評価報告書の作成支援 | | | | 2次公告/ 申込/選定 | | 評価報告書の作成支援 | | | |



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課 (042-481-5073)
- ・ 韓国発明振興会 (02-3459-2953)
- ・ ホームページ : www.kipa.org





アイデア取引支援

○ 事業概要

- ・ アイデアの需要と供給を連携し、多様な主体が参加できるうえ、容易かつ安全なアイデア取引プラットフォームを運営

○ 支援対象：アイデアを取引したい企業、機関、専門家、一般人など

| 区分 | 利用サービス |
|---------|-------------------------|
| 企業、機関 | アイデア購入(企業、機関の問題解決) |
| 一般人、専門家 | アイデア販売、アイデア提案、アイデア共有、教育 |

○ 支援内容

- ・ 安全にアイデアを取引するための制度的手段を提供
 - 当事者間取引に必要な取引規定、標準契約書、秘密保持契約書など
 - 紛争発生時は取引プラットフォームの記録から取引の当事者(個人、企業及び機関など)を保護

| 類型 | 支援内容 |
|------------|---|
| アイデア 購入 | [企業・機関] 課題登録 ⇒ [提案者] アイデア提案 ⇒ [企業・機関] アイデア検討・採用 ⇒ 交渉 ⇒ 契約・取引 |
| アイデア 販売 | [提案者] アイデア登録 ⇒ [提案者] アイデアの価格提案 ⇒ [企業・機関] アイデア閲覧 ⇒ 交渉 ⇒ 契約・取引 |
| アイデア 提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の不便を解消するためのアイデアを提案 ・ 多くの人々が共感する問題を専門家・企業・機関などが解決 |
| アイデア 共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが利用できるように個人のアイデアを公開 ・ 公開されたアイデアを自由に利用 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁アイデア取引担当官(042-481-8312)
- ・ 韓国発明振興会(02-3459-2953)
- ・ ホームページ：www.idearo.kr





優秀発明品の優先購買推薦制度

○ 事業概要

- ・ 特許庁長が、特許技術が適用された優秀発明品を国家機関、地方自治体、公共機関などの調達需要機関に対して優先購入するように促して販路開拓を支援

○ 支援規模

- ・ 公共機関推薦書を発行(申込及び審査費用は無料)

○ 支援対象

- ・ 登録済みの特許・実用新案・デザイン権(通商・専用実施権を含む)を保有する中小企業

○ 支援内容

- ・ 応募製品に対して所定の審査を実施、推薦対象となる優秀発明品を選定
- ・ 選ばれた優秀発明品は特許庁長が国家機関、地方自治体、公共機関など、調達需要機関に優先購入するよう、推薦する
- ※ 推薦対象となった優秀発明品は特許庁の「優秀特許基盤革新製品」、調達庁「優秀調達物品」指定及び調達庁「ベンチャーナラ」登録審査時に優遇(加点または一部評価を免除)

○ 推進日程

- ・ 優先購買推薦の応募及び審査：韓国発明振興会(年2回)



お問い合わせ

- ・ 特許庁特許事業化担当官(042-481-5566)
- ・ 韓国発明振興会発明振興室(02-3459-2814)
- ・ ホームページ：www.kipa.org





知的財産サービス企業の海外市場の需要創出支援

○ 事業概要

- ・ 知的財産サービス分野における企業の海外進出を促進し需要を創出するために、海外の有名な IP 展示会といった国際イベントでの PR ブース運営及び海外市場販路の開拓を支援

○ 支援規模：計 2.48 億ウォン

- ・ 展示会ごとに 7~9 社を選定して支援

○ 支援対象

- ・ 知的財産サービス関連の専門企業

○ 支援内容

- ・ 海外の有名な IP 展示会内に共同広報館 (2~3 のブース) を設置・運営
- ・ 各社のサービスを紹介するなど、共同広報館の運営に関する通訳を支援
- ・ 該当国の産業視察及び IP サービス産業の交流会開催など、情報交流/ネットワーク構築を支援

○ 推進日程

- ・ シンガポール ILTAILTA (5 月)、中国 CPAC (9 月)、日本 PIFCPIFC (11 月)、欧州博覧会への参加を支援 (都合により変更することがある)



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課 (042-481-8639)
- ・ 韓国知識財産サービス協会 (02-3789-0606)
- ・ ホームページ：www.kaips.or.kr





知的財産の創出・活用支援

○ 事業概要

- ・ 大学・公共研の特許創出から技術移転・事業化に至るまでのライフサイクル統合型支援により大学・公共研が保有する特許活用を強化

○ 支援規模：計 30.2 億ウォン(5年)

| 支援基準* | 50 億ウォン以上 | 40 億ウォン以上 | 30 億ウォン以上 | 20 億ウォン以上 | 制限なし** |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------|
| 年間支援規模 | 5 億ウォン | 4 億ウォン | 3 億ウォン | 2 億ウォン | 5 千万ウォン/1 億ウォン |

* IP 経営規模：直近 3 年間の技術移転収入及び特許費用合計の平均(公示基準)

** 能力はやや低いものの、優秀特許の創出・活用を推進するための機関の意志(需要ベース発明インタビューの実施体制、内部規定及び指針の確保・改定計画など)が高い機関

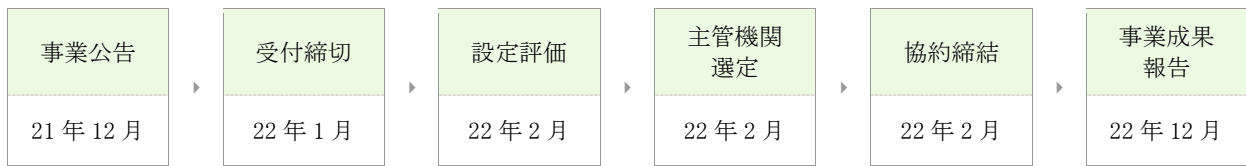
○ 支援対象

- ・ 高等教育法第 2 条第 1 号、第 2 号に該当する大学、産業大学の産学協力団
 - 分校の場合、産学協力団法人を本校と分離して別途運営する大学に限って支援する
- ・ 『産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律』第 36 条の 2、『技術の移転及び事業化促進に関する法律』第 21 条の 3 に該当する単独または共同技術持株会社
- ・ 『韓国科学技術院法』、『光州科学技術院法』、『大邱慶北科学技術院法』、『蔚山科学技術院法』に基づいて設立された機関(産学協力団)またはその機関が出資した技術持株会社(新技術起業専門業者)
- ・ 「知的財産基本法」第 3 条第 4 号に該当する公共研究機関

○ 支援内容

- ・ 大学・公共研の知的財産経営能力に応じて 3 つのモジュールを選択的に支援し、中長期の支援経過に合わせて必要時はモジュールを変更して支援
 - (M: Managing Module) 活用可能性の高い特許が創出できるように発明インタビュープログラムの運営及び技術の早期事業化のためのマーケティングと特許出願戦略などを支援
 - (V: Value up Module) 企業の技術需要に基づいて製品単位で特許ポートフォリオを構築し、商用化のための特許検証、マーケティングなどを支援
 - (P: Pioneer Module) 技術に詳しい研究者(教員)の起業を支援して、研究者が事業化を推進することができるよう、特許ベースのビジネスモデル設計及び特許の事業化可能性検証などを支援

○ 推進日程



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-5406)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許活用チーム (02-3475-8512)
- ・ ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



知的財産収益の再投資支援

○ 事業概要

- ・ 大学・公共研が保有する有望特許技術の商用化検証を支援し、技術移転収益金の一部を回収して他の有望特許技術の商用化に再投資させることにより、大学・公共研主導の自律型好循環環境を構築

○ 支援規模：計 43.2 億ウォン(3年+3年)

| 支援基準* | 40 億ウォン以上 | 30 億ウォン以上 | 20 億ウォン以上 | 10 億ウォン以上 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年間支援規模 | 4 億ウォン | 3 億ウォン | 2 億ウォン | 1 億ウォン |

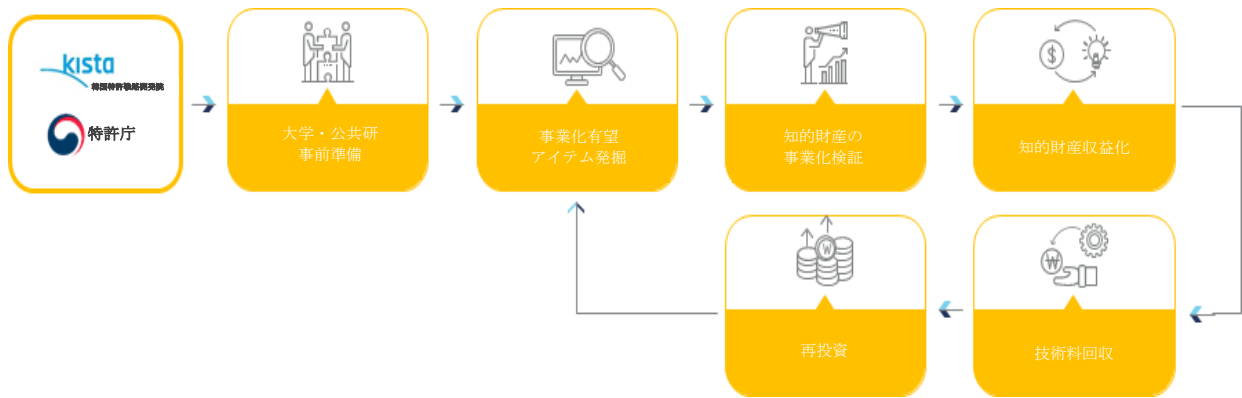
* IP 経営規模：直近 3 年の技術移転収入及び特許費用合計の平均(公示基準)

○ 支援対象

- ・ 高等教育法第 2 条第 1 号、第 2 号に該当する大学、産業大学の産学協力団
 - 分校の場合、産学協力団法人を本校と分離して別途運営する大学に限って支援する
- ・ 『産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律』第 36 条の 2、『技術の移転及び事業化促進に関する法律』第 21 条の 3 に該当する単独または共同技術持株会社
- ・ 『韓国科学技術院法』、『光州科学技術院法』、『大邱慶北科学技術院法』、『蔚山科学技術院法』に基づいて設立された機関(産学協力団)またはその機関が出資した技術持株会社(新技術起業専門業者)
- ・ 「知的財産基本法」第 3 条第 4 号に該当する公共研究機関

○ 支援内容

- ・ 大学・公共研が保有する技術を事業化するための運営資金を 3 年間支援し、中長期成果*優秀機関に対しては 2 次(3 年)支援を実施
 - * 機関全体の技術移転収入、再投資実績などを評価
- ・ 大学・公共研が保有する有望特許を選別して FT0(Free to Operate 確認)及びポートフォリオ構築(検索及びライセンス)、特許検証(実験、試験)、試作品製作、技術マーケティング(SMK 製作、会議費、旅費)などに使用できるように運営資金を支援



○ 推進日程



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-5406)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許活用チーム (02-3475-8512)
- ・ ホームページ : <http://www.kista.re.kr>



公共機関の保有特許診断支援

○ 事業概要

- ・ 政府R&Dの特許成果活用性を高めるべく、公共機関で保有する特許を診断して戦略的に管理・活用できるようにコンサルティング支援

○ 支援規模：計3億ウォン

| 類型区分 | カスタマイズⅠ | カスタマイズⅡ | カスタマイズⅢ |
|--------------------------|------------|-----------|-----------|
| 支援対象 | 大学、公共研 | | |
| 支援期間 | 16週 | 13週 | 10週 |
| 支援機関数 | 15 | | |
| 予算* | 8,000万ウォン | 5,000万ウォン | 3,000万ウォン |
| 分析対象特許 件数基準 (登録特許) | 国内外の登録特許** | | |
| | 800件以下 | 500件以下 | 200件以下 |

- * 政府支援金及び参画機関負担金は5:5
(ただし、参画機関負担金の30%限度内で現物に代替可能)
- ** 海外登録特許の場合、分析対象特許件数の20%以内で構成

○ 支援対象

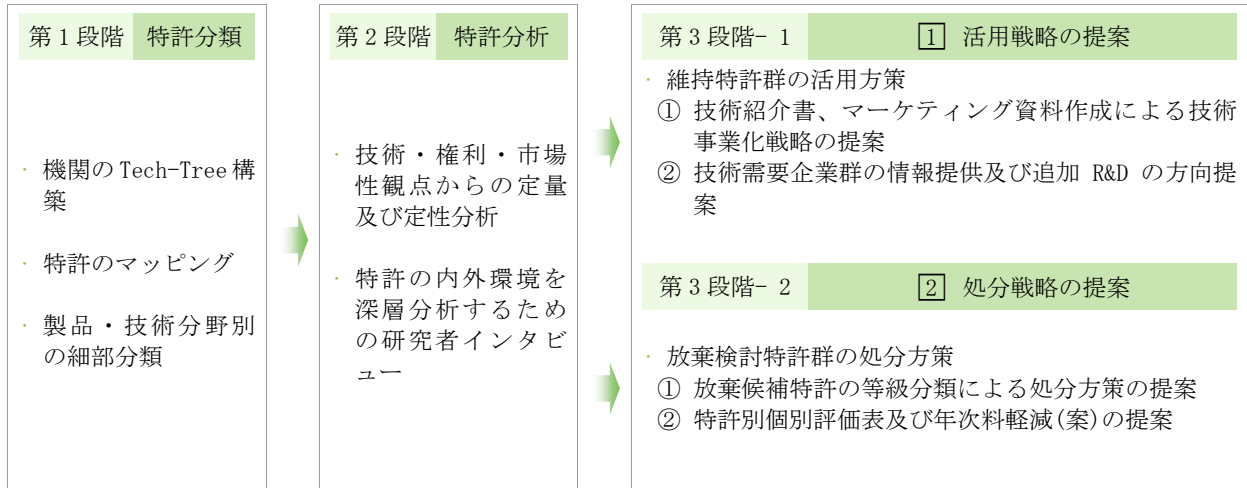
- ・ 大学産学協力団(産学協力法第25条)
- ・ 公共研究機関(知識財産基本法第3条第4号)

○ 支援内容

- ・ 機関が保有する未活用特許を分析・診断して活用(技術移転・事業化)戦略及び処分(維持または放棄)戦略を提案

支援内容

- ・ 機関が保有する未活用特許を分析・診断して活用(技術移転・事業化)戦略及び処分(維持または放棄)戦略を提案



推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|--------|------|-------|-------|----|----|----------|-------|----|----|-----|-----|-----|
| 公告及び選定 | 需要発掘 | 上半期公告 | 受付/選定 | - | - | 下半期公告 | 受付/選定 | - | - | - | - | - |
| 事業支援 | - | - | - | - | - | 上・下半期支援* | | | | | - | |

* 支援期間は類型ごと(10週/13週/16週)に異なる

その他事項

- ・ (選定方法) 評価委員会を構成し、参画機関に対する書面評価を実施

| 区分 | 評価項目(例) | 配点 |
|------|---|-----|
| 書面評価 | ・ 事業支援のフィージビリティ(参加適切性、支援必要性、事業推進に対する参加意志) | 60点 |
| | ・ 支援結果の活用性(支援結果活用戦略、能力向上方策) | 40点 |

- ・ 協力機関は主管機関(韓国特許戦略開発院)が別途選定



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム(042-481-5964)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許成果チーム(02-3475-8546)
- ・ ホームページ: <http://www.kista.re.kr>



III

知的財産保護



- 55 営業秘密保護センター運営
- 57 海外知識財産センター(IP-DESK)運営
- 59 K-ブランド保護基盤構築
- 61 知財権紛争への共同対応協議体支援
- 63 国際知財権紛争対応戦略支援
- 65 産業財産権紛争調停制度



営業秘密保護センター運営

事業概要

- ・ 国民の営業秘密保護に対する認識向上と企業の営業秘密管理体制構築を支援し、営業秘密・技術奪取被害を防止

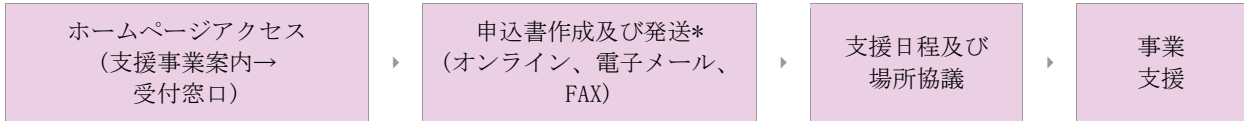
支援対象

- ・ 大学、公共機関、中・小企業、中堅企業*、起業準備者(個人)**
 - * 中堅企業は営業秘密保護深化コンサルティングのみ支援可能
 - ** 起業準備者(個人)は、営業秘密流出紛争の法律諮問、営業秘密保護教育のみ支援可能

支援内容

| 区分 | | 事業内容 | 支援規模 (回/社) | 備考 |
|------------------------|--------------------|---|---------------|-------------------------------|
| 営業秘密 保護コンサル ティング | 基礎コン サルティ ング | 企業における営業秘密の管理状況をチェックして問題点を診断、改善事項を提案 | 105 | 無料 |
| | 深化コン サルティ ング | 企業ごとの営業秘密管理体制を構築 * 営業秘密管理体制を点検→人材・制度・物質面の改善内容を提案→履行確認→職員教育→宣布式 | 60 (30/30) | - 小企業：無料 - 中企業以上：一部自己負担 |
| 営業秘密 管理システム | | 企業の営業秘密資料管理システムの普及・利用を支援 | 100 | 加入費 10 万ウォン (支援事業の恩恵企業は無料) |
| 営業秘密 保護教育 | | 企業の営業秘密・セキュリティー担当者を対象にオン・オフライン教育を実施 | 1 | 無料 |
| IP ミックス戦略教育 | | 企業・大学及び研究機関を対象に IP ミックス戦略体制教育を実施 | 10 | 無料 |
| 営業秘密流出紛争 法律諮問 | | 営業秘密流出による被害企業を対象に紛争初期の法的対応策についての諮問を実施 | 30 | 無料 |
| デジタルフォレンジック | | 営業秘密流出被害の疑いがある企業・営業秘密情報を扱う社員の退職時にフォレンジックを支援 | 90 | 無料 |

支援の流れ



* 代表電話番号(1666-0521)、電子メール(tsep_help@tsep.or.kr)

推進日程：常時支援/深化コンサルティングは上半期・下半期に募集



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産紛争対応課(042-481-5961)
- ・ 営業秘密保護センター(1666-0521)
- ・ ホームページ： <http://tradesecret.or.kr>





海外知識財産センター(IP-DESK)運営

事業概要

- 海外11カ国17カ所*に設置されたIP-DESKから海外進出(予定)企業の海外知財権確保を支援し、知財権紛争の発生時には現地での速やかな初期対応ができるよう、現地の専門機関(協力法律事務所)が法律サービスを提供することにより、韓国企業の海外定着に貢献

* 中国(6)、ベトナム(1)、タイ(1)、米国(2)、ドイツ(1)、日本(1)、インド(1)、インドネシア(1)、フィリピン(1)、ロシア(1)、メキシコ(1)

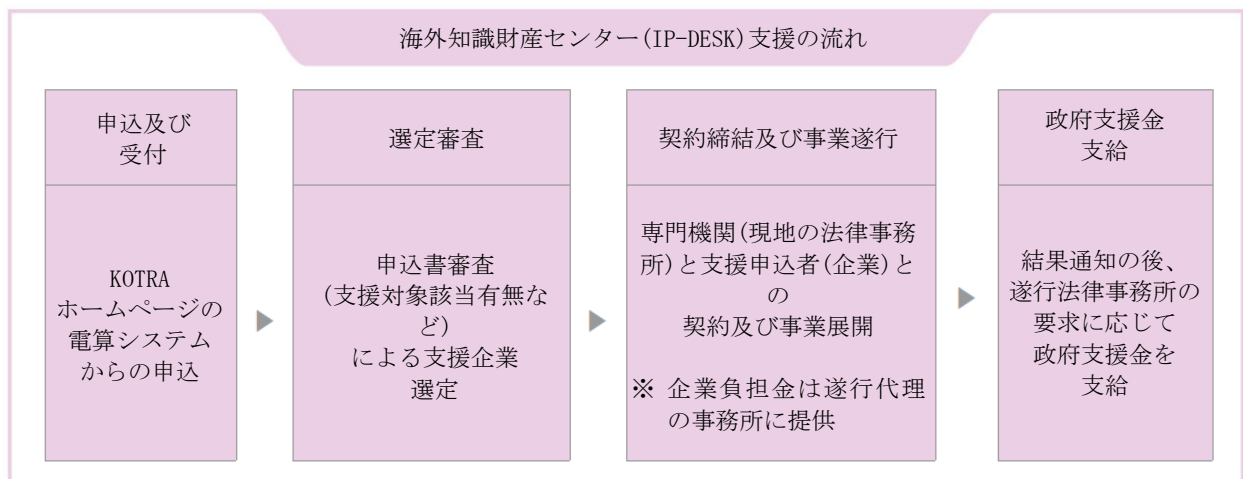
支援規模 : 43.3 億ウォン

支援対象

- 韓国に事業者登録をしている個人または中小・中堅企業で、現地で事業を展開する(予定の)企業(個人)

支援内容

- 海外で特許、商標、デザイン権利を確保するための出願費用の補助、侵害調査・法律意見書作成など法律サービス及び知財権絡みの法律相談サービスを提供し、海外知財権保護に関する説明会及びセミナーを開催



🕒 推進日程：常時支援



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産紛争対応課(042-481-5483)
- ・ KOTRA 海外知財権保護室(02-3460-3359, 3357)
- ・ ホームページ：www.kotra.or.kr(カスタマイズ型サービス-海外知的財産権保護)



K-ブランド保護基盤構築

○ 事業概要

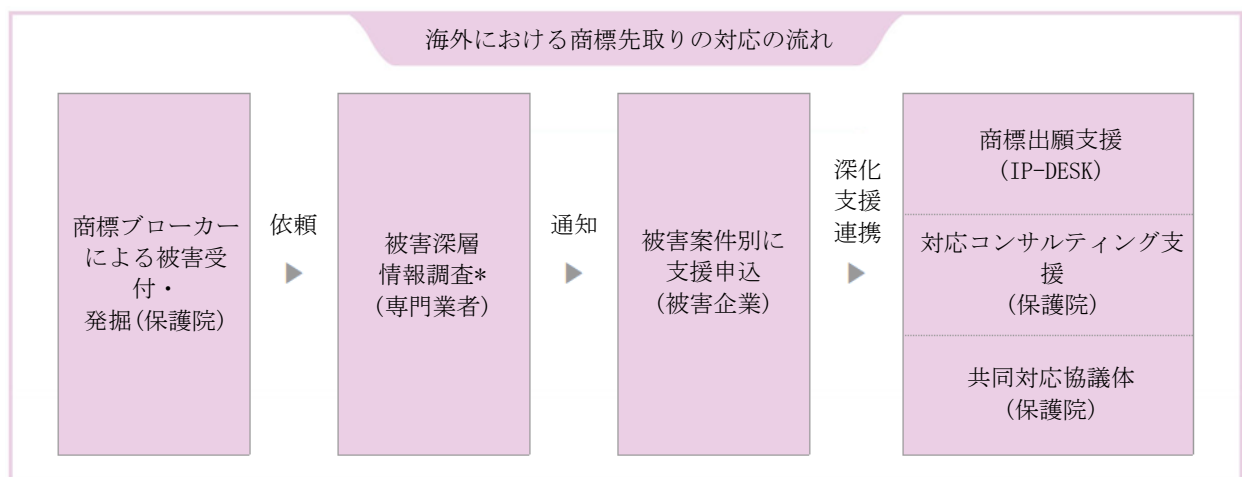
- ・ 中国・ASEAN など海外における韓国企業の知的財産権侵害対応を支援

○ 支援規模：該当なし

○ 支援対象：中小、中堅企業

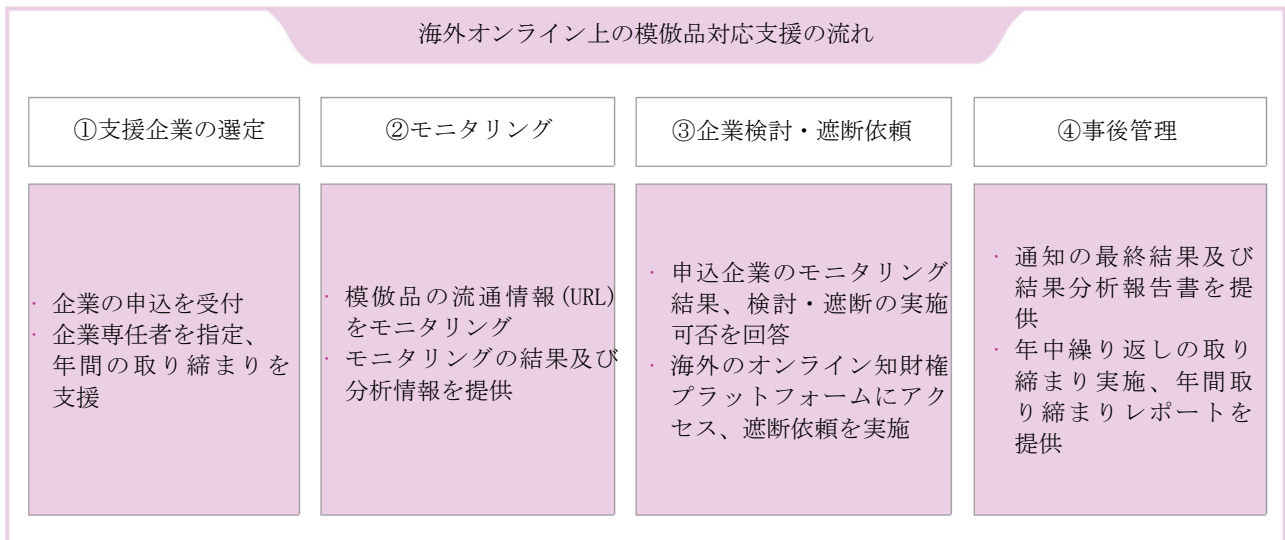
○ 支援内容

- ・ **(商標ブローカーへの対応)** 海外における商標先取りに対するモニタリング及び被害企業への通知、被害企業向けの説明会、海外知財権保護事業との連携など




* 海外出願商標の調査及び韓国での出願・登録商標との比較・分析を実施して無断先取り状況を確認

- ・ **(オンラインモニタリング)** 海外のオンライン上の模倣品モニタリング、遮断申込による書込みの削除、支援対象企業向けの独自のモニタリング教育など




🔄 **推進日程** : 常時支援/オンラインモニタリングは定期募集



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産紛争対応課(042-481-5999)
- ・ 韓国知識財産保護院海外戦略チーム(02-2183-5896)
- ・ ホームページ : <http://www.koipa.re.kr>





知財権紛争への共同対応協議体支援

事業概要

- ・ 海外進出(準備)する企業が抱える共通の国際知財権紛争懸案を解決するために協議体を構成し、コンサルティング専門機関から解決策を提案

支援規模 : 9.1 億ウォン

| 区分 | 主要内容 | 支援金額 |
|----------|---|-----------------|
| 権利の共通分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンス共同交渉への対応 ・ パテント・トロールに関わる問題特許への対応 ・ 競合会社の問題特許への対応 | 最高 2,000 万ウォン以内 |
| 共同での提訴対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許保証 (IPR) への共同対応 ・ 警告状への共同対応 ・ 提訴・求償権請求への共同対応 | 最高 2,500 万ウォン以内 |
| 共同での法律対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通の問題特許への法律対応 ・ 無断先取りに対する共同での法律対応 ・ オン・オフラインにおける模倣品流通に対する共同での法律対応 ・ デザイン模倣に対する共同での法律対応 | 最高 4,000 万ウォン以内 |

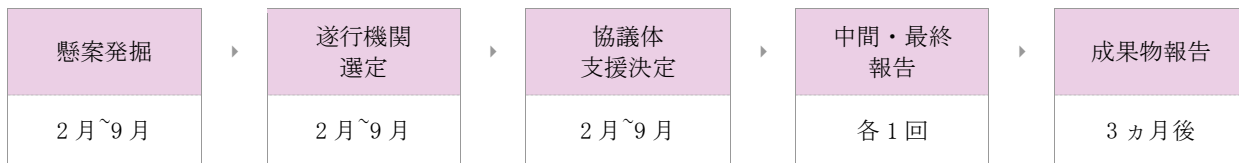
支援対象

- ・ 共通の知財権紛争 이슈を抱える中堅・中小・大企業の 3 社以上からなるグループ(ただし、中小・中堅企業は半分を超えること)

支援内容

- ・ 紛争懸案に応じて三つの類型で支援(権利の共通分析、共同での提訴対応、共同での法的対応支援)

○ 推進日程



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産紛争対応課(042-481-5925)
- ・ 韓国知識財産保護院知財権紛争対応センター(1600-8145)
- ・ ホームページ : <http://www.koipa.re.kr/>





国際知財権紛争対応戦略支援

事業概要

- ・ 韓国企業に国際知財権紛争対応戦略を支援することで、韓国企業の国際知財権紛争への対応能力を高め、海外輸出の競争力を強化

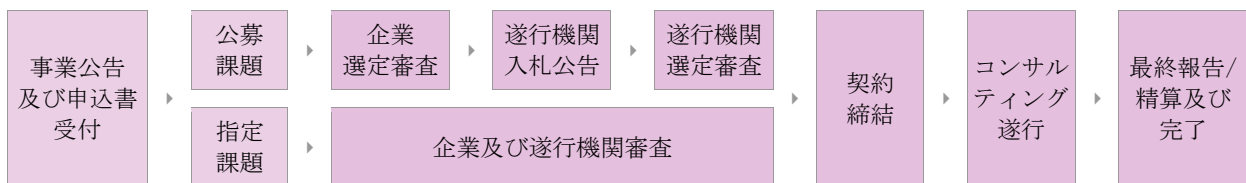
支援規模：131.1 億ウォン

- ・ (1 企業当たりの支援規模) 最高 0.5 億ウォン
 - * 特許侵害訴訟対応の場合は、年 2 億ウォンを上限に最長 3 年間連続支援
- ・ (支援対象) 企業現金及び現物をマッチング
 - * スタートアップ(現金 10%、現物 20%) / 中小企業(現金 20%、現物 10%) / 中堅企業(現金 30%、現物 20%)
- ・ 支援対象：輸出(予定) 中小・中堅企業(スタートアップを含む)

支援内容

| 区分 | 支援内容 |
|-------------|--|
| 特許保護戦略 | 競合他社の紛争性格分析、知財権紛争特許の調査及び回避設計、権利の非侵害論理の開発、対象特許の無効化、逆攻撃特許の発掘などの戦略を提供 |
| 商標・デザイン保護戦略 | 類似商標分析、商標の現地化戦略、行政取り締まり及び販売禁止措置策、回避設計、形態模倣対応などの戦略を提供 |

支援の流れ



* 公募課題：企業選定以降、公募により遂行機関を選定する課題

* 指定課題：企業とその企業が指定した遂行機関を同時に選定する課題

○ 推進日程(変更可能)

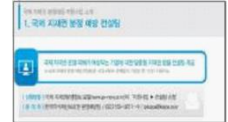
| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|--------------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|-----|-----|
| 内容 | 事業公告/ 説明会 | 1次 公告 | 2次 公告 | 3次 公告 | 4次 公告 | 5次 公告 | 6次 公告 | 7次 公告 | 8次 公告 | | | |
| | | 随時応募・選定・支援(紛争発生時) | | | | | | | | | | |

* 予算を使い切ると応募は締め切る



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産紛争対応課(042-481-3573)
- ・ 韓国知識財産保護院知財権紛争対応センター(1600-8145)
- ・ ホームページ : <http://www.koipa.re.kr>





産業財産権紛争調停制度

○ 事業概要

- ・ 産業財産権・不正競争行為及び営業秘密などに関わる紛争がある場合、訴訟や審判での解決にかかる費用と時間を節約することができるよう、特許庁が設置した「産業財産権紛争調停委員会」が該当事件分野の専門家からなる紛争調停委員会の調停案を提案、合意を誘導する制度

○ 支援対象及び調整申込の方法

| 区分 | 内容 |
|-----------|---|
| 申込資格 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業財産権の権利者、実施権者、使用権者、職務発明者及び当該権利の実施による直接の利害関係を有する者 |
| 申込対象となる紛争 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業財産権(特許権、実用新案権、デザイン権、商標権) ・ 職務発明 ・ 営業秘密 ・ 「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号による不正競争行為に関する紛争 |
| 申込方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページで申込書をダウンロードして作成、産業財産権紛争調停委員会に郵便、電子メール、またはFAXで提出 <ul style="list-style-type: none"> - ホームページ：http://www.koipa.re.kr - 電子メール：ip.adr@korea.kr - FAX：02-2183-5899 - 郵便：ソウル特別市江南区テヘラン路131(韓国知識財産センター6階) 産業財産権紛争調停委員会事務局 |

○ 支援内容

- ・ 産業財産権と関わる紛争の発生時に産業財産権紛争調停委員会事務局宛に様式に合った申込書を提出
- ・ 申込書が受け付けられたら被申込者の調停意思を確認してから、専門家で構成する調停部が当事者と議論して調停案を提案
- ・ 調停が成立すると調停調書が発行され、その調停調書は確定判決と同等な裁判上和解の効果を有する

○ 制度の長所

- ・ 申込手続きが手軽で調停過程で費用がほとんどかからない
- ・ 調停が成立すると3ヵ月以内に紛争解決ができる
- ・ すべての手続きが非公開で行われるため、企業の秘密が漏れる恐れがない



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産紛争対応課(042-481-5278)
- ・ 産業財産権紛争調停委員会事務局(1670-9779)
- ・ ホームページ：<http://www.koipa.re.kr>



IV

知的財産金融



- 68 知的財産共済
- 70 IP 担保貸付回収支援
- 72 IP 金融連携評価支援

知的財産共済

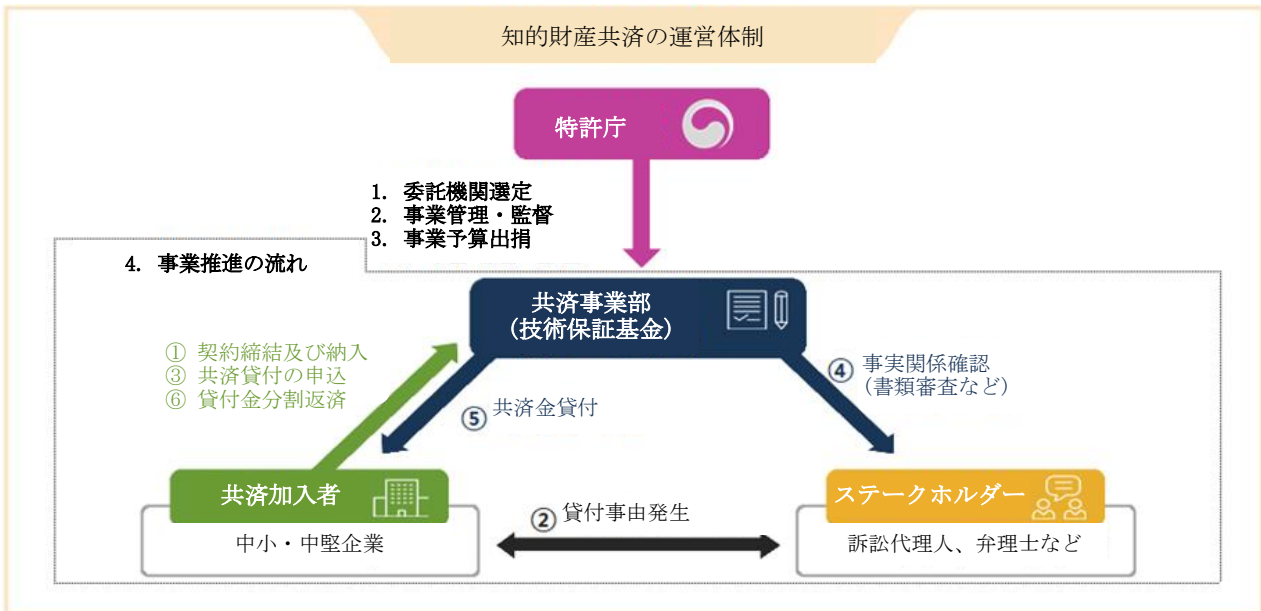
事業概要

- ・ 企業間の相互扶助に基づいた共済制度から、中小・中堅企業における特許などの知的財産に関わる負担を分散・軽減し、経営安定の土台を構築

加入資格：中小・中堅企業

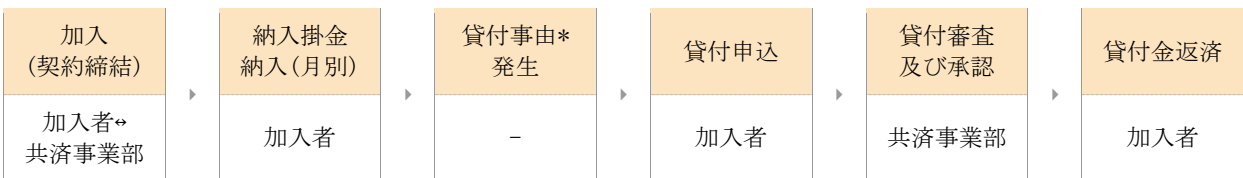
※ 知的財産権の保有有無に関わらず加入できる

事業構造



※ 政府は制度を早期に定着させるために事業運営費と法制度を支援し、技術保証基金(知識財産共済事業部)の管理・監督を実施

推進の流れ



* 貸付事由：国内外の出願、国内外の知的財産に関わる審判・訴訟、知的財産の移転・事業化費用など

商品案内

- ・ **[掛金商品]** 加入時に納入掛金を選択し、毎月積み金の形で掛金を積み立て、その元利金は共済契約の解約時に一括支給(1企業当たり最大3件まで加入できる)

| 掛金月額 | 納入期間 | 掛金総額 |
|-----------|------|----------|
| 30万ウォン | 50ヵ月 | 15百万ウォン |
| | 70ヵ月 | 21百万ウォン |
| 50万ウォン | 40ヵ月 | 20百万ウォン |
| | 60ヵ月 | 30百万ウォン |
| 80万ウォン | 50ヵ月 | 40百万ウォン |
| 100万ウォン | 50ヵ月 | 50百万ウォン |
| 200万ウォン | 30ヵ月 | 60百万ウォン |
| | 40ヵ月 | 80百万ウォン |
| | 50ヵ月 | 100百万ウォン |
| 300万ウォン | 30ヵ月 | 90百万ウォン |
| | 40ヵ月 | 120百万ウォン |
| 500万ウォン | 30ヵ月 | 150百万ウォン |
| | 40ヵ月 | 200百万ウォン |
| 1,000万ウォン | 30ヵ月 | 300百万ウォン |
| | 50ヵ月 | 500百万ウォン |

※ 掛金積立時の適用利率：2.00%(市場金利に応じて変更することがある)

- ・ **[知的財産費用貸付]** 掛金納入から6ヵ月が経過してから、貸付事由が発生した際はその費用を掛金積立金の**5倍以内で貸付**、5年以内に分割返済
 ※ 貸付時の適用金利：1.75%(市場金利に応じて変更することがある)
- ・ **[経営者資金貸付]** 掛金納入から6ヵ月が経過してから、必要な際は積み立てられた掛金の90%以内で貸付、期間は1年(延長または借り換え可能)
 ※ 貸付時の適用金利：3.25%(市場金利に応じて変更することがある)

推進日程：加入企業は年中募集



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課(042-481-5107)
- ・ 知識財産共済案内コールセンター(1544-1120, 02-3484-8900)
- ・ ホームページ：知識財産共済ホームページ(<https://ipmas.or.kr>)



IP 担保貸付回収支援

○ 事業概要

- ・ 革新的な中小企業に対してIP担保貸付を拡大する目的で、元利金未返済などの債務不履行が発生した際には担保IPを買い取ることで銀行の損失を軽減

○ 支援規模

- ・ 事前の IP 評価分析を実施した IP 担保貸付で不履行が発生する場合、約定金額(貸付による銀行側損失の最大 50%)で担保 IP を買い取る

○ 支援対象

- ・ IP 担保貸付を実行*してから、企業の債務不履行により回収支援機関に対して担保 IP の買取を依頼した金融機関
 - * 事業専任機関(韓国発明振興会)と協約を締結、回収支援機関による事前 IP 評価分析を実施した IP 担保貸付に限る

○ 支援内容

- ・ IP 担保貸付企業に債務不履行が発生した際、事前に約定された金額(最大 50%の損失保全率を適用)で銀行の担保 IP を買い取る
 - (事業専任機関) 韓国発明振興会
 - (回収専門機関) インテレクトチュアルディスカバリー(株)

○ 申込の流れ



○ 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|--|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 内容 | 随時申込、受付及び支援 - 担保 IP の事前評価・分析(回収支援対象の該当有無を判断、損失保全率を決定) - 担保 IP の買取・取引(収益化・整理) | | | | | | | | | | | |



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課 (042-481-5453)
- ・ 韓国発明振興会 (02-3459-2936)
- ・ ホームページ: www.kipa.org



IP 金融連携評価支援

事業概要

- ・ 企業が保有する知的財産権に対する価値評価を行い、そのIPをもとに保証・担保貸付・投資などの資金調達ができるように評価費用を支援

支援規模

- ・ 「知的財産評価報告書」の作成費用の一部を支援(付加税別途)
 - (保証) 評価費用 500 万ウォンのうち一部を支援(支援率は後日公告予定)
 - (担保貸付) 評価費用 500 万ウォンの 50%を支援(50%は銀行負担)
 - (投資) 評価費用 1,500 万ウォン以内で一部を支援(支援率は後日公告予定)

支援対象

- ・ 申込日時点で登録特許権を保有及び事業化して活用している中小企業

支援内容

- ・ 特許庁が指定した発明の評価機関から知的財産の価値評価を行い、それを金融機関の投資・融資の意思決定に活用できるよう、評価結果を提供
 - (保証協約機関) 技術保証基金、信用保証基金
 - (担保貸付協約機関) 産業銀行、企業銀行、国民銀行、新韓銀行、ウリ銀行、ハナ銀行、農協銀行、釜山銀行、慶南銀行(発売予定)、光州銀行(発売予定)、大邱銀行(発売予定)
 - (投資) 別途協約なしに VC、エンジェル投資家などの投資機関に対応可能

発明評価機関

| 評価機関名 | お問い合わせ | 評価機関名 | お問い合わせ |
|---------------|---------------|----------------|--------------|
| 韓国建設生活環境試験研究院 | 02-3415-8854 | 韓国科学技術情報研究院 | 02-3299-6023 |
| 韓国機械電気電子試験研究院 | 031-428-7575 | 韓国発明振興会 | 02-3459-2854 |
| 韓国化学融合試験研究院 | 02-2164-0167 | 韓国産業銀行 | 02-787-5806 |
| 技術保証基金 | 02-2155-3753 | 農業技術実用化財団 | 063-919-1345 |
| (株)ウィップス | 02-3153-7928 | 特許法人ダレ | 02-3475-7871 |
| 特許法人ダナ | 02-6957-9910 | (株)ナイス評価情報 | 02-2124-6822 |
| (株)イー Kredaブル | 02-2101-9208 | 特許法人ドダム | 031-605-4134 |
| (株)ケイティージャー | 070-7805-1618 | 信用保証基金 | 02-2014-0286 |
| 韓国企業データ(株) | 02-3215-2384 | (株)ナイスディーアンドビー | 02-2122-1382 |

○ 申込の流れ



* 予備選定(協約銀行及び投資機関により)された申込人に限って評価支援申込が可能

○ 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----|-------------|----|----------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----------|
| 内容 | 説明/ 事業公告 | | 随時申込及び随時受付 年中評価報告書の作成支援 | | | | | | | | | 事業 終了 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課(042-481-5073)
- ・ 韓国発明振興会(02-3459-2938)
- ・ ホームページ : www.kipa.org



V

知的財産教育 ・コンサルティング



- 75 知的財産デジタル教育
- 78 知的財産専門人材育成重点大学
- 80 知的財産教育先導大学
- 82 企業の知的財産実務人材育成
- 84 知的財産サービス企業採用連携教育
- 85 知的財産基盤次世代英才起業家の育成
- 87 発明教育センター
- 89 IP マイスタープログラム
- 91 職務発明制度コンサルティング
- 92 知的財産プロボノ
- 94 特許支援相談窓口の運営
- 95 公益弁理士特許相談センターの運営
- 96 特許情報検索及び電子出願教育



知的財産デジタル教育

1 対象別知的財産オンライン教育

事業概要

- ・ 国家知的財産教育ポータル(www.ipacademy.net)から全国民を対象にオンライン上で知的財産教育を無料提供

教育運営

- ・ 申込資格：全国民
- ・ 申込受付：年中受付
- ・ 申込方法：オンライン申込(www.ipacademy.net)
* 対象別サイトで会員登録をしてからオンライン申込
- ・ 教育費：全額無料
- ・ 教育形態：オンライン教育

教育課程

| 区分 | 対象 | 内容 |
|------|-----|---|
| 一般課程 | 一般人 | 発明・特許に興味のある一般人を対象に知的財産権制度、特許情報の検索・分析など知財権全般に関する教育コンテンツ及び情報を提供 |
| | 青少年 | 小中高校生が発明と特許を楽しく、わかりやすく学べるよう、様々な教育コンテンツ及び関連情報を提供 |
| 団体課程 | 企業 | 韓国企業、研究所及び公共研究機関を対象に、知的財産権実務に必要な教育コンテンツ及び関連情報を提供 |
| | 大学 | 理工系大学、デザイン大学を対象に大学(院)生に必要な教育コンテンツ及び関連情報を提供 |
| | 青少年 | 小中高校生に発明と創意力プログラムなど、知的財産権についての基礎レベルの教育コンテンツ及び関連情報を提供 |

教育サイト

| 区分 | 対象 | サイト名 | コンテンツ数 |
|-----|-----------------|------------------------|--------|
| 一般人 | 企業、研究所、専門家及び一般人 | general.ipacademy.net | 180 |
| 青少年 | 小中高校生 | ipschool.ipacademy.net | 25 |

* 2021年基準でサイト別のコンテンツ数は変更することがある

② 知的財産学の単位銀行制度

○ 事業概要

- ・ オンライン教育サイトから「知的財産学」の学士号が取得できる単位銀行制度の教育課程を運営

☞ 単位銀行制度：「単位認定等に関する法律」に基づき、学校外で行われる多様な形の学習と資格を単位として認め、単位が累積して一定の基準を満たせば、一般大学と同等な学位が取得できる制度

○ 教育運営

- ・ 申込資格：高校卒業者または同等学力以上の者
- ・ 申込受付：年2回受付(前期-2月、後期-8月)
- ・ 申込方法：オンライン申込(<http://cb.ipacademy.net>)
* 知的財産学単位銀行サイトで会員登録をしてからオンラインで申し込む
- ・ 教育費：全額無料
- ・ 教育形態：オンライン教育
- ・ 教育期間：15週(2回運営)
- ・ 修了条件：D評価(計60点)以上(ただし、出席率80%以上)
* 出席15%、中間テスト30%、期末テスト30%、課題15%、授業参加10%

○ 運営課程

| 前期 | | | 後期 | | |
|----------------|----|-----|------------------|----|-----|
| 科目 | 専攻 | 単位 | 科目 | 専攻 | 単位 |
| 特許法 | 必須 | 3単位 | 知的財産概論 | 必須 | 3単位 |
| デザイン保護法 | 必須 | 3単位 | 著作権法 | 必須 | 3単位 |
| 法学概論 | 必須 | 3単位 | 商標法 | 必須 | 3単位 |
| 自然科学概論 | 必須 | 3単位 | 研究開発と知的財産 | 必須 | 3単位 |
| 技術経営論 | 必須 | 3単位 | 知的財産権管理論 | 必須 | 3単位 |
| インターネットと知的財産権法 | 選択 | 3単位 | 特許情報調査と分析 | 選択 | 3単位 |
| 特許明細書の作成実務 | 選択 | 3単位 | 不正競争防止法及び営業秘密保護法 | 選択 | 3単位 |
| 技術移転とライセンスの理解 | 選択 | 3単位 | 民法総則 | 選択 | 3単位 |
| デザイン経営とブランド戦略 | 選択 | 3単位 | 知的財産と競争法 | 選択 | 3単位 |
| 知的財産審判・訴訟実務 | 選択 | 3単位 | 知的財産出願実務(新) | 選択 | 3単位 |
| 文化産業法(新) | 選択 | 3単位 | - | - | - |

* 1学期に最大8科目まで選択でき、学期ごとの受講可能科目は変更することがある

○ 知的財産学の学士号取得に必要な単位

| 区分 | 専攻必須 | 専攻選択 | 教養 | 一般選択 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|-------|--------|
| 高卒 | 30 単位 | 30 単位以上 | 30 単位以上 | 50 単位 | 140 単位 |
| 短大卒 | 60 単位 | | - | - | 60 単位 |
| 大卒 | 48 単位 | | - | - | 48 単位 |

○ 推進日程

| 区分 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | |
|------------|-----|----------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|-----------|------|------|--|
| 単位 銀行制度 | | 前期 受講 申込 | 前期教育課程の運営 | | | | | | 後期 受講 申込 | 後期教育課程の運営 | | | |



お問い合わせ

- ・ 特許庁国際知識財産研修院教育企画課 (042-601-4311)
- ・ 韓国発明振興会生涯教育室 (02-3459-2765)
- ・ ホームページ: <http://www.ipacademy.net>



知的財産専門人材育成重点大学

○ 事業概要

- ・ 教育部の地域革新プラットフォーム事業連携、地域革新企業の持続成長をけん引する分野ごとに特化した知的財産専門人材の育成及び域内IP教育の拡散

○ 支援規模：24 億ウォン

- ・ 1 大学当たり年間 5 億 5 千万ウォン以内で支援
 - * 延長評価を行い、最長 10 年まで支援できる

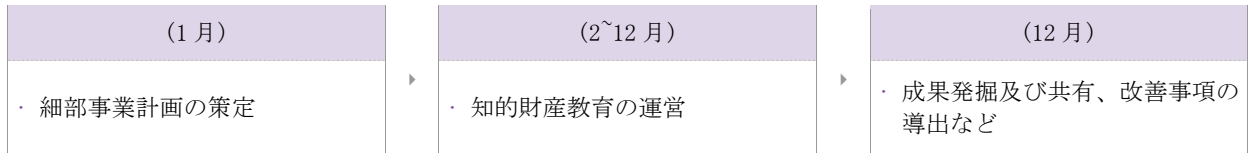
○ 支援対象

- ・ 学部内知的財産融合専攻(二重専攻または副専攻)の導入及び講座の運営
 - 二重専攻(36 単位前後)または副専攻(18 単位前後)に必要な知的財産の正規講座を開設
 - 専攻履修者には知的財産学士(二重専攻)または知的財産専攻(副専攻)を付与
- ・ 大学院内の地域革新産業分野と連携した知的財産融合専攻・分野別の特化知的財産専攻・学科を導入
- ・ 講座を担当する専任教授の確保(3 名前後)をはじめとする教育インフラの構築
 - 専任教授の資格条件：大学の規定から、教授の条件を満たした IP 融合課程の担当に適した者
 - ・ 経営学・地域中核産業分野と関係する専攻など博士号取得者
 - ・ 弁理士・会計士を取得して 5 年以上の者
 - ・ IP・会計・財務・経営・データ分析分野の実務経験 10 年以上の者など
 - * 専任教授確保の認定条件：年間の最低講義時数以上の知的財産正規教科目を開設・講義

○ 支援内容

- ・ 知的財産の担当教授・職員確保費用及び人件費
- ・ プログラムに参加する革新人材への奨学金など、知的財産教育課程の運営
- ・ 地域連携 IP 活動及び知的財産の教育インフラ構築費用の支援

○ 推進の流れ(案)



お問い合わせ

- ・ 産業財産人材課 (042-481-5456)
- ・ 韓国発明振興会知識財産人材養成室 (02-3459-2818)
- ・ ホームページ : www.kipa.org





知的財産教育先導大学

事業概要

- ・大学の自主的な知的財産教育システムを構築することで知的財産に対する体系的な教育を実施し、知的財産の能力を備えた人材を育成

支援規模：14億ウォン

- ・1大学当たり年間1億8千万ウォン以内で支援
 - * 3年が経過すると支援の打ち切りも可能(欠格事由の発生、目標未達の評価結果)

支援対象

- ・知的財産正規教科目を年間6講座(学部・大学院とも2講座以上、計18単位相当)以上開設
 - 学部及び大学院でそれぞれ最低2講座(6単位に相当)以上を開設・運営
 - 大学(院)の知的財産標準教育課程を活用して独自の教育カリキュラムを設計及び運営
- ・講座を担当する専任教授の確保(1名以上)をはじめとする教育インフラの構築
 - 専任教授の資格条件：下記の条件のうち1つ以上を満たす者
 - ・韓国弁理士資格を取得して知的財産実務経験5年以上の者
 - ・知的財産分野の博士号取得者
 - ・企業・大学・公共機関などでの知的財産実務及び教育経験が10年以上の者
 - * 専任教授確保の認定条件：年間の最低単位数以上の知的財産正規教科目を開設・講義、専任教授として採用

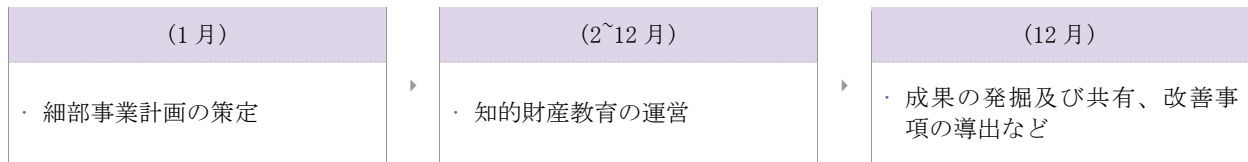
* 支援対象外

- 特許庁「知的財産専門人材育成重点大学」の主管大学
- 特許庁「知的財産専門学位課程運営支援事業」の主管大学(支援終了大学を含む)
- 特許庁「知的財産教育先導大学運営支援事業」支援が終了した主管大学
- 教育部指定の「政府の財政支援可能大学名簿」に含まれていない大学
- 国家研究開発事業への参加が制限されている者(主管大学、主管大学の首長、総括責任者など)

支援内容

- ・ 知的財産専任教授の確保費用及び人件費
- ・ 学生及び教授を対象にした知的財産教育課程の運営及び学生発明活動の支援
- ・ 知的財産教育インフラの構築費用

推進の流れ(案)



お問い合わせ

- ・ 産業財産人材課 (042-481-5456)
- ・ 韓国発明振興会知識財産人材養成室 (02-3459-2804)
- ・ ホームページ: www.kipa.org





企業の知的財産実務人材育成

事業概要

- ・ 企業の付加価値創出と連携できるカスタマイズ型の知的財産実務教育を実施し、新産業の流れを主導していく企業の知的財産実務人材を育成

支援規模：計 4.36 億ウォン

- ・ 講師料、教育運営費(資料集などの制作)、教育コンテンツの制作費、会議費など

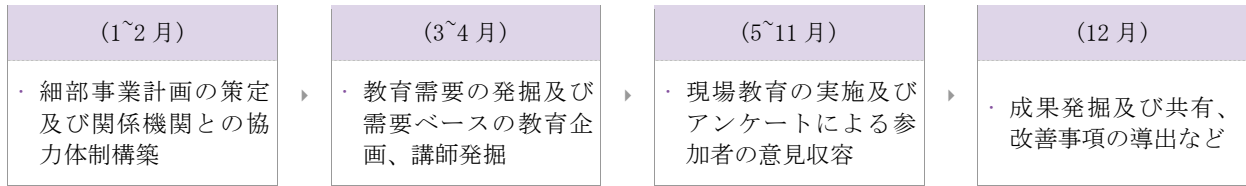
支援対象

- ・ 初期スタートアップ、中小企業の関係者など
 - 創業保育センターへの入居企業、起業準備者(大学生を含む)、拠点地域の中小企業関係者
 - * 創業保育マネージャーなどインキュベーション担当者も教育対象者に含む


支援内容

- ・ 創業保育センターと連携したカスタマイズ型の知的財産教育
 - 中小企業部・韓国創業保育協会と協力し、全国の創業保育センターを対象に事前の知的財産教育需要調査を実施、拠点教育センターの選定及び知的財産教育を運営
 - 拠点教育センターの需要調査に基づいて教育カリキュラムを設計及び講師プールを構成
 - * 各創業保育センターの需要に応じて①汎用センター(知的財産概要中心の教育) ②特化センター(センター技術ベースの知的財産融合教育)に区別して運営
 - センターごとに3回前後の技術分野別のカスタマイズ型教育を企画・実施
 - * 1回当たり3時間前後で入居企業の知的財産教育水準及び技術分野などを考慮して知的財産権の概要教育から紛争対応、IP金融、特許情報活用の実務など、実務例中心の教育を提供
- ・ 素材・部品・装備事業と連携した知的財産教育
 - 産業部・中小企業部と協力して素材・部品・装備のR&Dに取り組む企業を対象とする技術分野におけるカスタマイズ型の知的財産実務教育及びコンサルティングを提供
- ・ K-デジタルトレーニング事業と連携した知的財産教育
 - 雇用部・革新教育訓練機関との協力によりデータ、AI分野における訓練生を対象に特許情報の検索・分析・活用実習、IP事業化戦略などの技術分野別のカスタマイズ型知的財産教育を実施
 - * 第四次産業革命における中核技術分野(ビッグデータ、人工知能、クラウド)の事業を支援

○ 推進の流れ(案)



* 韓国発明振興会ホームページ(www.kipa.org)から教育公告及び受付について案内



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課(042-481-3572)
- ・ 韓国発明振興会知識財産人材養成室(02-3459-2835)
- ・ ホームページ：www.kipa.org

知的財産教育
・
コンサルティング



知的財産サービス企業採用連携教育

○ 事業概要

- ・ 知的財産の創出、保護、活用を専門的に支援するサービス産業である知的財産サービス業を営む企業への採用連携教育を実施し、知的財産サービス専門人材の育成を支援

○ 支援規模：計 4 億ウォン

- ・ 年間約 250 人を教育

○ 支援対象

- ・ 知的財産サービス分野への就職を希望する大卒未就業者(卒業見込者)
- ・ R&D 退職者及びキャリアが途絶えた理工系女性など

○ 教育内容

- ・ 知的財産及び関連法制度の理解、知的財産サービス業務の理解と実習
- ・ IP 情報調査/分析、IP 取引、IP コンサルティングなど知的財産サービス関連業務の理論と実務
- ・ IP 情報検索士など IP サービス分野の専門資格取得を支援

○ 推進日程

- ・ 毎年 2 月～10 月中に教育実施、約 1 ヶ月前に教育生の募集公告
- ・ 毎年 3 月～11 月中に 4～5 回、採用連携教育を実施



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産活用課(042-481-8639)
- ・ 韓国知識財産サービス協会(02-3789-0607)
- ・ ホームページ：www.kaips.or.kr





知的財産基盤次世代英才起業家の育成

○ 事業概要

- ・ クリエイティブな起業家に成長する潜在力の高い青少年を選抜し、知的財産と起業家精神などで構成される教育課程を実施
 - * 2つの英才起業家教育院(KAIST、POSTECH)を運営

○ 支援対象

- ・ 中学1年～3年生、またはそれに準ずる年齢(13歳～15歳)に該当する青少年

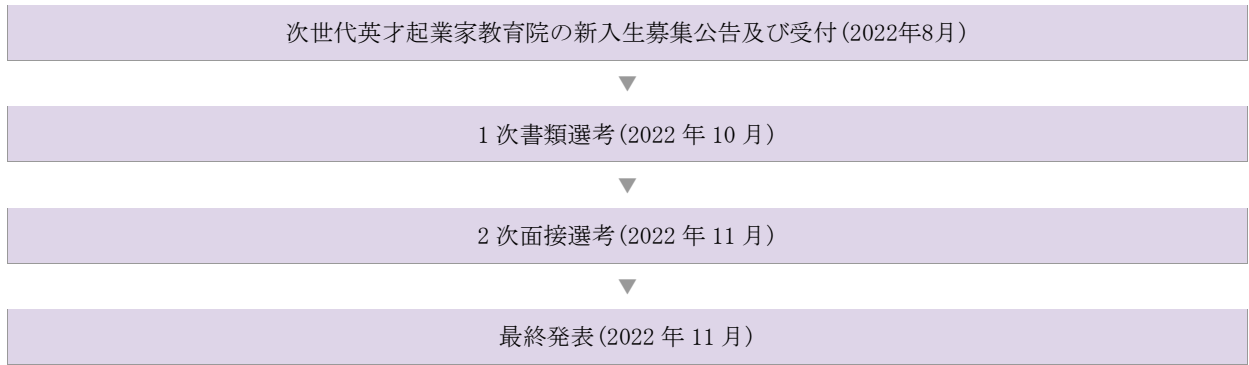
○ 支援内容

- ・ 次世代リーダーに必要なコアコンピタンス*を育むために2年課程で設計し、知的財産以外にも起業家精神、人文学などの教育を実施
 - * クリエイティブな問題解決能力、チャレンジ精神、自己主導的学習能力、数学科学能力、知的財産分野の専門性、コミュニケーション能力、リーダーシップ、企業倫理など

○ 選抜方法

- ・ 1次：オンラインで受付広告、書類選考により1次合格者を選抜
- ・ 2次：面接選考により最終合格者を選抜
 - KAIST教育院：(1次)書類選考、(2次)口述面接
 - POSTECH教育院：(1次)書類選考、(2次)深層面接*
 - * 2次選考の対象者には事前に課題を与え、課題関連グループ・個人面接を実施

○ 推進日程



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課(042-481-3572)
- ・ 韓国発明振興会創意発明教育研究室(02-3459-2756)
- ・ ホームページ : www.kipa.org





発明教育センター

事業概要

- ・ 大四次産業革命時代の中核人材である創意・融合型人材を育成する目的で、全国 207 カ所の発明教育センターを運営して地域の青少年に多様な発明教育を提供

支援対象

- ・ 発明に興味のある全国の小中高校生

支援内容

- ・ 学習レベルに合わせて持続的・体系的な発明教育を実施するための正規教育課程以外にも、特別教育課程などを運営
 - (正規課程) 青少年の学年及び先行学習のレベルに応じて体系的な発明教育課程を支援

| 課程 | 運営時数 | 対象 | 1クラス当たりの人数 | 運営概要 |
|----|---------|------------------------|------------|---------------------------------------|
| 初級 | 12 時間以上 | 学校長推薦 (または推薦してから選抜) | 30 名前後 | - 発明の入門課程 - 発明について興味を誘発する内容 |
| 中級 | 20 時間以上 | 初級課程修了者 | 20 名前後 | - 発明を探究する課程 - 発明原理の探究と問題解決能力を高める内容 |
| 高級 | 40 時間以上 | 中級課程修了者 | 20 名前後 | - 発明を創造する課程 - 発明創作及び知的財産権を創出する内容 |

- (特別課程) 地域の特性及び学習者の興味を考慮して特別課程を運営(発明ロボットクラス、電子基礎クラス、発明デザインクラス、SW 開発クラス、創意力大会準備クラスなど)

○ 教育課程推進の流れ



* 発明教育センターの状況に応じて詳細内容が変わることがある



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課(042-481-3501)
- ・ 韓国発明振興会創意発明教育研究室(02-3459-2747)
- ・ ホームページ: www.ip-edu.net



IP マイスタープログラム

事業概要

- ・ 特性化高校・マイスター高校の生徒が産業現場の懸案について探索し、それを解決するアイデアを提案・改善・権利化・技術移転する過程を支援し、産業界が求める技術専門家への成長を支援

支援対象

- ・ 特性化高校・マイスター高校など職業系高校の在學生 2~3 人からなるチーム

申込課題

- ・ 課題から自由に選択して発明アイデアを提案

| 事由課題 | 専門教科制度 | 協力企業課題 | テーマ課題 |
|---------------------------|-------------------|------------------------------|------------------------------|
| 韓国内外に存在する製品・技術についての改善アイデア | 専門教科(専攻)と関係するアイデア | 申込学校の協力企業が解決したい問題についての改善アイデア | 参加企業*が産業の現場で解決したい課題についてのアイデア |

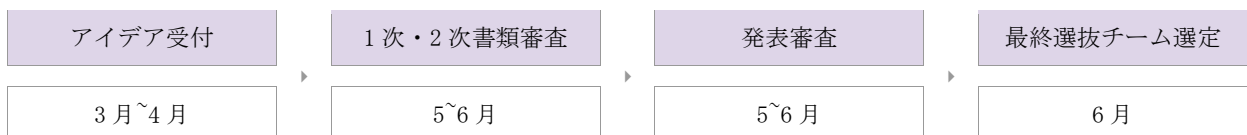
* 主催・主管機関が協力して参加した企業

選抜規模

- ・ 100 チーム

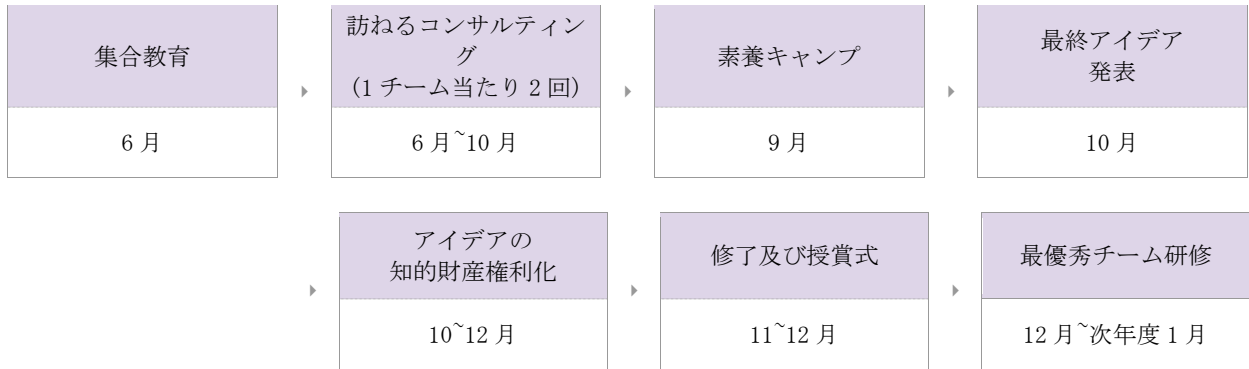
選抜の流れ

- ・ 書類審査及び発表審査



* 詳細については www.ip-edu.net を確認すること

◎ 運営内容



* 新型コロナの拡散など、状況に合わせて日程及び授賞内容が変更することがある

◎ 選抜チームへの特典

- ・ 発明・知的財産の教育
- ・ 職務発明アイデアに関するコンサルティング
- ・ 知的財産権(特許)出願の支援
- ・ 教育部・中小ベンチャー企業部特許庁発行の修了証
- ・ アイデアの授賞及び褒賞
- ・ 最優秀チーム研修



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課(042-481-5237)
- ・ 韓国発明振興会創意発明教育研究室(02-3459-2755)
- ・ ホームページ: www.ip-edu.net



知的財産プロボノ

○ 事業概要

- ・ 知的財産分野に才能をもつ個人、企業または団体が小企業、起業準備者などが必要とする知的財産活動を支援

○ 支援規模：恩恵者基準で最大3件以内(1分野につき1件)

- * 知的財産の相談及び教育は制限なし

○ 支援対象

- ・ (プロボノワーカー) 弁理士、デザイナー、IPサービス業従事者、大学、特許法人など、知的財産分野のプロボノ活動ができる個人または団体
- ・ (恩恵者) 小企業、社会的企業、予備社会的企業、起業準備者など

※ 注意事項

- 以前、支援を受けたことがある者(企業)は同一分野に重複申込ができない
- 恩恵者の基準を満たさない場合、地域知識財産センターからのマッチング取消ができる

○ 支援内容

| 分野 | 内容 |
|--------|--------------------------------|
| 知的財産相談 | 知的財産の創出・活用・保護など、知的財産関連の相談の提供 |
| 知的財産教育 | 知的財産関連のカスタマイズ型教育の提供 |
| 先行調査 | 技術・商標・デザインが同じか類似している先行情報の調査・分析 |
| ブランド開発 | 企業及び製品の特性に合ったブランドの開発 |
| デザイン開発 | 企業及び製品の特性に合ったデザインの開発 |

○ 推進日程：年中受付



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-5171)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室(02-3459-2821)
- ・ 地域知識財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ：<http://www.ripc.org/ipnanum>



特許支援相談窓口の運営

○ 事業概要

- ・ 知的財産の創出・保護・活用全般の中小企業及び個人の悩みを解決

○ 支援規模：無料

○ 支援対象：全国民

○ 支援内容

- ・ (特許支援相談窓口の運営) 知的財産センターから知的財産専門人材を派遣し、知的財産専門相談に対応
 - * 主要相談窓口：地域別知識財産センター、IP 創業ゾーン、創造経済革新センターなど
 - * 相談内容：知的財産相談の専門性を高めるため、相談タイプを知的財産一般相談と知的財産専門相談に区別して提供

○ 推進日程：年中提供



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8660)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室(02-3459-2822, 2838)
- ・ 地域知識財産センター(1661-1900)
- ・ ホームページ：<http://www.ripc.org>



公益弁理士特許相談センターの運営

事業概要

- ・ 社会的弱者層を対象に、知財権確保から紛争対応に至るまでの無料の弁理サービスを提供

支援規模：該当なし

支援対象：小企業、障害者、「国民基礎生活保障法」上の受給権者など社会的弱者層

支援内容

| 区分 | 支援内容 |
|-------------------------|--|
| 産業財産権 相談及び説明会 | - 訪問、電話、オンライン、郵便、地域巡回相談、説明会 |
| 産業財産権 出願・審判 書類の作成 | - 明細書、図面など出願関連書類(商標は除く) - 意見書、補正書、異議申立書など、出願関連の中間書類 - 拒絶決定不服審判関連の審判請求書、意見書及び補正書 |
| 審判・審決 取引訴訟の代理 | - 産業財産権の権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判及び商標登録の取消審判 - 上記の審判に対する審決取消訴訟 |
| 侵害事件訴訟 費用の支援 | - 権利侵害に対する差止(または防止)請求、損害賠償請求、仮処分申立 - 民事訴訟の相手が大企業、中堅企業またはこれに準ずる多国籍企業が投資した韓国法人である場合、1千万ウォン限度で支援 |

推進日程：常時運営(9:00~18:00、土日祝日は除く)



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産紛争対応課(042-481-5455)
- ・ 公益弁理士特許相談センター(02-6006-4300)
- ・ ホームページ：<http://www.pcc.or.kr/>





特許情報検索及び電子出願教育

○ 事業概要

- ・ 知的財産権の認識及び活用拡大のために、中小企業及び情報疎外層向けの知的財産権（特許、実用新案、デザイン、商標）関連情報の検索及び電子出願方法に関するカスタマイズ型教育を無料で提供

○ 支援対象

| 区分 | 内容 |
|------|--|
| 支援対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内中小企業、公共機関、R&D研究所 ・ 大学、産学協力団 ・ 学生、起業準備者などの個人 |
| 支援条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内企業（機関）及びR&D研究所の特許担当者 ・ 知的財産権関連企業（機関）の役職員 ・ 産業財産権関連情報の検索及び電子出願に興味のある者 |

○ 支援内容

- ・ 教育支援の方法

| 区分 | 10人未満 | 10人以上 | 年間の教育回数 |
|----------|--------------------|------------|---------|
| 中小企業及び団体 | 非対面教育 | 対面または非対面教育 | 110回 |
| 個人及び小企業 | 四半期に1回の招待教育（非対面教育） | | 4回 |

※ 人数は1回の教育に参加する人数基準

○ 教育内容

| 教育課程 | 主要内容 |
|------|--|
| 情報検索 | <ul style="list-style-type: none"> - 韓国知的財産権(特許、実用、商標、デザイン)の情報検索方法の紹介及び実習 - 海外特許制度の紹介及び国内外の主要検索サイト(KIPRIS 海外検索、米国特許検索サービス、欧州特許検索サービス)を利用した情報検索の実習 |
| 電子出願 | <ul style="list-style-type: none"> - 知的財産権の電子出願事前登録手続きの紹介、出願書の作成など電子出願 S/W (PKEAPS、NK-Editor)の利用実習 - PCT 国際出願制度の紹介及び電子出願 S/W (ePCT、NK-Editor)の利用実習 |

○ 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|---------------------------------|----|------------------|---------------------------------|----|----|---------------------------------|----|---------|----------------------------------|-----|-----|
| 個人及び小企業 | 第1 四半期公告 申込/受付及び 3月中に教育実施 | | | 第2 四半期公告 申込/受付及び 6月中に教育実施 | | | 第3 四半期公告 申込/受付及び 9月中に教育実施 | | | 第4 四半期公告 申込/受付及び 12月中に教育実施 | | |
| 中小企業及び団体 | 上半期公告 申込/受付 | | 上半期教育実施 (~6月) | | | | 下半期公告 申込/受付 | | 下半期教育実施 | | | |

○ その他事項(申込方法)

- ・ 特許庁及び関係機関のホームページに告知し、電子メール/FAX で受付
 - 特許庁、KIPRIS(キプリス)ホームページに告知
 - FAX(02-3453-2999)及び e-mail(pygmalion100@kipi.or.kr)で受付



お問い合わせ

- ・ 特許庁情報システム課 042-481-5784
- ・ 韓国特許情報院 IP 情報インフラチーム 02-6915-1551
- ・ 特許庁ホームページ : www.kipo.go.kr
- ・ キプリス : www.kipris.or.kr

VI

知的財産関連行事



- 99 発明の日の行事
- 101 大韓民国知的財産大展
- 102 IP 情報活用創業コンテスト
- 104 D2B (Design-to-Business) デザインフェア
- 106 キャンパス特許ユニバーシアード
- 108 大韓民国学生発明展示会
- 110 大韓民国学生創造力チャンピオン大会
- 112 特許技術賞



発明の日の行事

○ 行事の概要

- ・ 国民全体の発明機運と発明家の士気を高めるために、測雨器を発明して使用を開始した 5 月 19 日を「発明の日」に指定し、毎年記念式など発明イベントを開催
 - 韓国を代表する各分野の発明有功者及び必須・中核技術などを開発して「偉大な発明業績を成し遂げた者」を集中的に発掘して褒賞

○ 授賞規模

2021 年第 56 回発明の日時点

| 産業勲章及び褒賞 (11) | | | | | | 表彰 (70) | | | | | | | | | 合計 |
|---------------|----|----|----|----|----|---------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|----|----|
| 金塔 | 銀塔 | 銅塔 | 鉄塔 | 石塔 | 褒章 | 大統領 | 国務総理 | 知財委員長 | 科技部長官 | 産業部長官 | 中企部長官 | 特許庁長 | 振興会長 | | |
| 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 4 | 10 | 9 | 5 | 5 | 19 | 4 | 12 | 6 | 81 | |

○ 申込資格

| 区分 | 内容 |
|--------|--|
| 褒賞申込 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 『発明家』：個人、職務(企業、研究機関、教授、教師、公務員)、学生(小中高校生、大学(院)生) ・ 『発明有功者』：企業及び研究機関の代表または役員 ・ 『発明奨励有功者』：弁理士、公務員、発明団体従事者、その他発明奨励に貢献した者 ・ 『発明指導有功者』：発明教室及び発明クラスの指導教師、教授、その他発明指導に貢献した者 ・ 『発明奨励有功団体』：企業、研究機関、大学、発明教室及び発明クラス運営学校、発明関係団体及びその他発明奨励に貢献した団体 <p>※ 申込分野は功績内容により一部調整することがある</p> |
| 今年の発明王 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦対象：新技術の研究開発業績及び技術革新により国家の産業発展に貢献、発明業界及び科学技術業界の手本になる者(ただし、発明に直接参加していない者は除く) ・ 推薦者：行政機関、広域地方自治体、研究機関、大学、企業、学会や協会及び地域知識財産センターなどの首長が推薦 ・ 副賞：賞金(3,000 万ウォン)、副商品[トロフィー、発明講演活動の支援]などを授与 |

○ 推進日程

| 区分 | 内容 | 日程 |
|------------------------------------|---|--------------|
| 褒賞申込公告及び受付 (特許庁、韓国発明振興会) | <ul style="list-style-type: none"> 日刊紙に公告、優秀発明家などを発掘 | 1. 3~2. 4 |
| 褒賞推薦審査委員会 (韓国発明振興会) | <ul style="list-style-type: none"> 審査委員：発明特許分野の産官学研究専門家で構成(15名前後) 審議内容：褒賞申込者を対象に審査し、特許庁功績審査委員会に推薦 | 3月初め |
| 欠格事由の照会 (警察庁、関税庁、公正取引委員会、労働部など) | <ul style="list-style-type: none"> 褒賞対象除外者の調査 <ul style="list-style-type: none"> 刑事処罰などを受けた者、労働災害が発生したと公表された事業所及びその役員、公正取引関連法を違反した法人及びその役員、社会的に非難される者、賃金未払い雇用主など | 3月中 |
| 功績審査委員会 (特許庁) | <ul style="list-style-type: none"> 審議内容：勲格別の政府褒賞推薦対象者の選定及び政府褒賞以下の褒賞者を決定 * ホームページにより褒賞者を公開検証(10日以上) | 4月初め |
| 褒賞対象者の推薦 (特許庁) | <ul style="list-style-type: none"> 行政安全部に政府褒賞対象者を推薦 | 4月中 |
| 次官会議/閣僚会議 | <ul style="list-style-type: none"> (功績事項検討) 行政安全部で欠格事項または過去の褒賞履歴などを再検討 (案件上程) 次官会議/閣僚会議を経て大統領の裁可を得て最終褒賞者を確定 | 4月中 ~5月初め |
| 発明の日記念式 | <ul style="list-style-type: none"> 5. 19の「発明の日」に褒賞を授与(計80名前後) | 5. 19 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8496)
- ・ 韓国発明振興会(02-3459-2792、2794)
- ・ ホームページ：www.kipa.org





大韓民国知的財産大展

○ 行事概要

- ・ 特許、デザイン、商標など優秀な知的財産関連の製品・技術の流通を促進し、最新技術の動向を共有することで、知的財産に対する国民の認識を向上

| 展示の名称 | 目的 | 2021年の参加規模 |
|----------------|---|-----------------------------|
| 大韓民国 発明特許大典 | 韓国内の優秀技術及び特許製品を発掘・選定、展示することにより PR して事業化を促進 | 99 点授賞、65 点展示 [出品：572 点] |
| 商標・ デザイン権展 | 韓国の優秀商標・デザインを展示・PR し、付帯展示行事から一般人の関心を誘導 | 22 点授賞、22 点展示 [出品：250 点] |
| ソウル 国際発明展示会 | 国内外の優秀な発明品を展示し、海外技術の動向を把握して発明特許製品と特許技術取引を促進 | 22 カ国 553 点 展示・授賞 |

○ **行事日程**：12 月 1 日(水)~12 月 4 日(土)の 4 日間/COEX Hall B(2021 年)

○ **申込対象**：韓国人で特許・実用新案を出願または登録した権利者と、その承継人の発明品(商標権、デザイン権は除く)

○ 支援内容

- ・ 大韓民国特許大展、ソウル国際発明展示会の出品作及び商標・デザイン権に関する説明館、主要政策 이슈、トレンドなどテーマ別企画展示館を運営

○ 推進日程

| | | | | | | |
|-------------------|---|---------------|---|----------------|---|-----------------|
| 公告及び受付 6 月~7 月 | ▶ | 先行技術調査 8 月 | ▶ | 推薦審査委員会 9 月 | ▶ | 総合審査委員会 10 月 |
|-------------------|---|---------------|---|----------------|---|-----------------|



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8496)
- ・ 韓国発明振興会(02-3459-2950, 2794)
- ・ ホームページ：www.kipa.org





IP 情報活用創業コンテスト

◎ 大会概要

- ・ IP情報を活用したクリエイティブなアイデアを発掘して起業・事業化を支援するための大会で、優秀なチーム授賞、データの無償提供、協力機関の創業支援事業などに推薦
- * 2015~2017年に個別運営していた「IP情報分野創業支援プログラム」と「IP情報活用アイデアコンテスト」を統合して単一イベントとして運営

◎ 授賞規模：賞金総額 1,600 万ウォン

| 区分 | 褒賞勳格 | 選定 | 賞金 |
|------|----------|-------|---------------|
| 最優秀賞 | 特許庁長 | 1 チーム | 500 万ウォン |
| 優秀賞 | | 2 チーム | それぞれ 300 万ウォン |
| 奨励賞 | 韓国特許情報院長 | 2 チーム | それぞれ 150 万ウォン |
| 入賞 | | 4 チーム | それぞれ 50 万ウォン |
| 計 | | 9 チーム | 1600 万ウォン |

* 大会の推進状況次第で授賞内容が変更することがある

◎ 支援及び参加対象

| 区分 | 主要内容 |
|-------|--------------------------------|
| 支援分野 | 起業及び事業化の企画：新規 BM、サービス・システム開発 |
| 公募テーマ | ・ IP 情報を活用した起業アイテム(商品・システム)の企画 |
| 審査・評価 | ・ 1 次書類審査、2 次発表評価を行い得点で順位を決定 |
| 機関連携 | ・ 優秀(授賞)チームを対象に推薦(行安部、中企部など) |

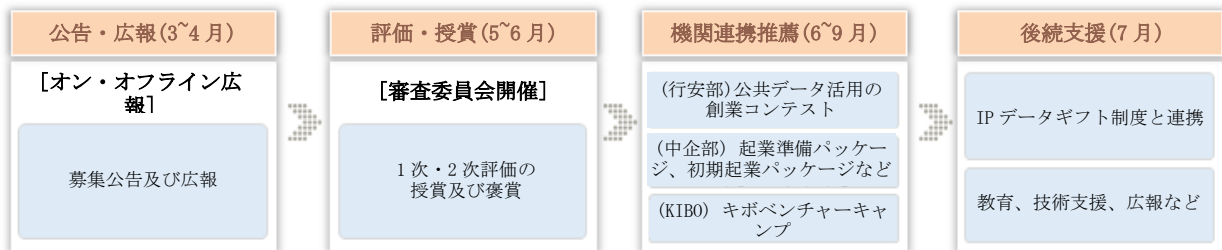
◎ 支援内容

- ・ **(参加者全員)** IP 情報の 3 ヶ月無料利用サービス(OpenAPI 方式)、「営業秘密原本証明サービス」費用を支援
- ・ **(受賞チーム)** 行政安全部、中小ベンチャー企業部など連携による起業、事業化支援事業と協力による起業資金、コンサルティング、IP 創出・権利化の PR など後続支援

○ 機関連携支援の流れ



○ 2022 年の推進日程



* 大会の推進状況に応じて日程、支援プログラムが変更されることがある

お問い合わせ

- ・ 特許庁情報管理課 (042-481-3570)
- ・ 韓国特許情報院 (02-6915-1423、1495)
- ・ ホームページ : <http://plus.kipris.or.kr>





D2B (Design-to-Business) デザインフェア

○ 事業概要

- ・ 若手デザイナーにデザインを権利化・事業化するチャンスを与え、国内の中小企業などにクリエイティブなデザインを供給

○ 支援規模 : 3.15 億ウォン

○ 支援対象

- ・ 18 歳以上の個人またはチームで出品できる
 - ただし、1 チームの人数は 2 名に制限
- ・ 注意事項
 - 出題企業と出品者との間に雇用関係があるか、出品作が出品者の所属する会社の業務エリアに属する場合は応募資格がない
 - * 例) 家具業者 A の職員が家具を出品(ただし、A が許諾した場合は自由出品部門での応募資格を認める)

○ 支援内容(受賞者特典)

- ・ 知的財産教育(「D2B サマースクール」)を提供(1 次合格者)
 - 内容: デザインなど知的財産制度及び出願要領を教育
 - 教育修了証を授与
 - * 不参加者のためのデザイン権利保護特別講義
- ・ 製品の量産及びそれに伴うロイヤルティの支払い
 - **(参加企業の物品デザイン)** 参加企業が受賞作を生産する場合、契約に基づき適正なロイヤルティを支払う
 - **(自由出品デザイン)** 国内外の展示にデザインを出品して企業に紹介するなど、専門企業を通じて商品化した後、適正なロイヤルティを支払う
 - * 出品者は商品化を希望する場合、関連企業の要求に積極に対応する必要がある
 - * 詳細は契約に基づいて決定し、知的財産流通専門家との相談、交渉仲裁及び契約書作成を支援
- ・ 参加企業と専門家とのメンタリング
 - 事業化ができるよう、生産性・商品性についてのメンタリングを実施
 - * メンタリングは企業を訪問するかサマースクールを開催して行い、品目と参加企業の条件により回数及び内容などを決定

○ 推進日程(2022年)

| 日程 | 期間 |
|---------------------|----------------------------------|
| 大会公告 | 3月 |
| 1次作品受付 | ・ 企業出品部門：5月～6月 ・ 自由出品部門：5月～6月 |
| 1次審査結果発表 | 6月 |
| D2B サマースクール | 7月 |
| 2次作品受付及び出願 | 7月～8月 |
| 2次審査結果発表 | 9月 |
| 2021年度自由出品部門の1次作品受付 | 10月～2022年度1次作品の受付締切日 |
| D2B ライセンス懇談会 | 10月 |
| 最終受賞作発表 | 11月 |
| 授賞式 | 12月 |



お問い合わせ

- ・ 特許庁地域産業財産課(042-481-8498)
- ・ ホームページ：www.d2bfair.or.kr





キャンパス特許ユニバーシアード

○ 事業概要

- ・ 大学における特許データの活用・分析教育の拡大により企業が必要とする知的財産人材を育成し、大学のクリエイティブなアイデアを産業界に供給

○ 支援規模：7.4 億ウォン

○ 支援対象

- ・ 大韓民国国籍の、韓国に所在する大学(院)の在學生(参加申込時基準)
-個人またはチーム(3 人以内)で参加、指導教授 1 人(複数チームが指導できる)が必要

○ コンテスト内容

- ・ 発明事業化部門：企業・研究所が保有する特許技術関連の特許データを分析、ビジネス戦略を策定
- ・ 特許戦略策定部門：企業・研究所の技術テーマについて国内外の特許データを分析、今後の R&D 戦略や特許取得方向性を決める

○ 支援内容(教育及び受賞者特典)

- ・ 訪ねる大会説明会(4~6 月)
 - 内容：事前申込大学を対象にしたオン・オフライン説明会及び知的財産基礎教育を実施
- ・ 回答作成教育(7~8 月)
 - 内容：特許データの活用及び IP 活用戦略など、回答作成のオン・オフライン教育を実施
 - 対象：大会への参加申込を終えた教育希望者(個人及びチーム単位で参加)
 - * IP Academy(www.ipacademy.net)、キャンパス特許ユニバーシアード(www.kipa.org/cpu)
- ・ 受賞者に対しては「次世代知的財産リーダー」ネットワークに参加するチャンスを提供
 - * 主要活動：CEO 講演、スタートアップ支援コンサルティング、知的財産講座、産業現場の訪問など
- ・ 受賞者に就職のインセンティブを提供
 - 対象：受賞者に就職で特典を提供することにした企業の受賞者
 - 特典：企業から提案した就職優遇の約定に従う

○ 推進日程

| 区分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | |
|----|--------|------|--------|----------------|----|--------|----|--------------|------|-----|-----|-----|--|
| 内容 | 参加企業募集 | 問題出題 | 大会公告 | 大会の説明会及び答案作成教育 | | | | 審査 | 最終審査 | 授賞式 | | | |
| | | | | 大会説明会 | | 回答作成教育 | | | | | | | |
| | | | 大会出場申込 | | | 回答提出 | | 発表審査 PT提出 | | | | | |



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-8620)
- ・ 韓国発明振興会知識財産人材養成室 (02-3459-2813)
- ・ ホームページ : www.kipa.org/cpu





大韓民国学生発明展示会

○ 事業概要

- ・ 児童生徒の発明アイデアを発掘・授賞し、クリエイティブな発明人材を育成
- ・ 優秀発明品を展示し、児童生徒の発明意識を高め発明文化を拡散

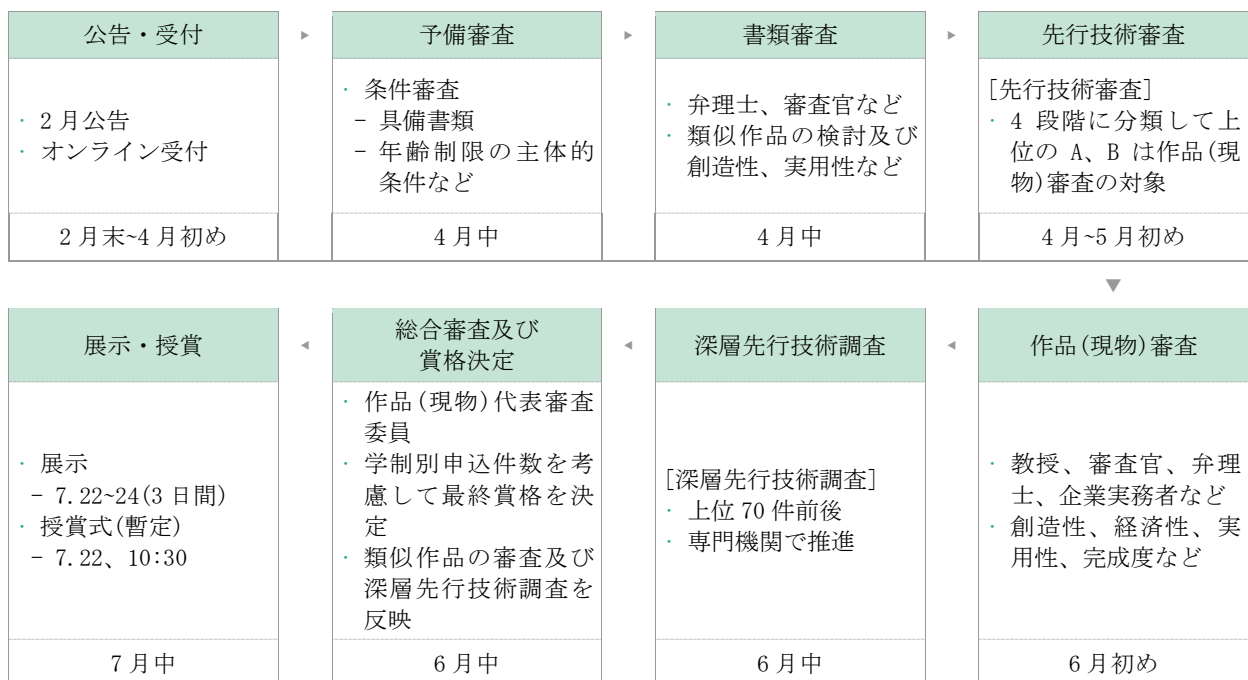
○ 参加資格

- ・ 大韓民国国籍の小中高校生及び青少年(19歳未満)
 - * 正規学校に在学していない青少年の場合、生年月日を基準に小中高校チームに区分して参加

○ 大会内容

- ・ 出品部門：日常生活でひらめいたすべての発明
(※テーマ/分野は制限なし、1人当たり5作まで出品できる)
- ・ 指導教師：全国小中高校の現職教員(教授は除く)
- ・ 大会の流れ
 - (公告・受付) 発明教育ポータルサイトにて公告及び受付(2~4月)
 - (出品作審査) 書類審査(4月)及び作品審査(6月)など
 - (展示会開催) 受賞作展示、開幕式及び授賞式の開催(7月)
 - * 発明品展示館の運営(学生展特別賞以上及び教員展の受賞作)
 - * 発明及び想像力体験プログラムの実施
 - * 大韓民国生徒創意力チャンピオン大会を同時実施

○ 推進日程



○ 授賞規模

| 区分 | 授賞主体 | 数 | 授賞内容 | 指導教師賞 |
|-------|-----------------------------|-----|----------------|-----------|
| 大統領賞 | 大統領 | 1 | 賞状、メダル、300万ウォン | 特許庁長賞 |
| 国務総理賞 | 国務総理 | 2 | 賞状、メダル、200万ウォン | 特許庁長賞 |
| 最優秀賞 | 教育部長菅、科学技術情報通信部長官、産業通商資源部長官 | 36 | 賞状、メダル、50万ウォン | 特許庁長賞 |
| 優秀賞 | 特許庁長 | 20 | 賞状、メダル、30万ウォン | 特許庁長賞 |
| 特別賞 | WIPO 事務総長、朝鮮日報社長 | 2 | 賞状、メダル、30万ウォン | 特許庁長賞 |
| 奨励賞 | 韓国発明振興会長及び後援機関長 | 110 | 賞状、メダル | 韓国発明振興会長賞 |
| 入賞 | 韓国発明振興会長 | 80 | 賞状、メダル | なし |
| 計 | | 251 | | |

* 新型コロナウイルスの拡散などの状況に応じて日程及び授賞内容が変更されることがある



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-3572)
- ・ 韓国発明振興会創意発明教育室 (02-3459-2752)
- ・ ホームページ : <http://www.ip-edu.net>



大韓民国学生創造力チャンピオン大会

○ 事業概要

- ・ 創造性とアイデアに優れる発明人材の発掘及び授賞により児童生徒の発明文化を拡散
- ・ 青少年がチームを組み、与えられた課題を解決する過程でチャレンジ精神、批判的思考力、コミュニケーション能力、協調力、創造力など中核能力を強化

○ 参加資格

- ・ 大韓民国国籍の小中高校在学学生及び青少年 4～6 人からなるチーム
 - * 正規の学校に在学していない青少年は、生年月日を基準に小中高校チームに分かれて参加

○ 大会内容

- ・ 予選大会 - 表現課題、即席課題の 2 課題で構成
 - * 予選大会における表現課題の準備方法：公表された表現課題を、小道具を一切使わずに大会現場にて非公開で審査委員の前で公演
- ・ 本選大会 - 参加分野別に表現課題、製作課題、即席課題の 3 課題で構成

| 参加チームのレベル 課題タイプ | 小学校 | 中学校 | 高校 |
|--------------------|-------------------------------|-----|----|
| 表現課題 | 課題の要求事項を反映した創作公演を行って創造性を表現 | | |
| 製作課題 | 科学原理を利用した構造物製作及びミッション遂行 | | |
| 即席課題 | 即席で与えられた課題を解決する問題解決能力を評価(非公開) | | |

○ 推進日程

| 区分 | 書類審査 | 市・予選大会 | 全国本選大会 |
|----------|----------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 日時 | - 公告：3月初め - 受付：3月~4月中 | 2022年6月初め予定 | 7月22日(木) ~ 7月24日(土) (予定) |
| 場所 | オンライン受付 (www.koscc.net) | 17の市・道別に 後日公表 | KINTEX(予定) (京畿道高陽市) |
| 大会単位 | 17の市・道別に 受付及び審査 | 17の市・道別に開催 | 全国単位で開催 |
| 選抜 | 市・予選大会への 出場チーム選抜 | 全国本選大会への 出場チーム選抜 | 本選大会の 授賞チーム選定 |
| 課題 類型 | 書類審査 (表現課題の解決計画書) | 表現課題 即席課題 書類審査の結果 | 表現課題 製作課題 即席課題 |

○ 授賞規模

| 区分 | 授賞主体 | 数 | 授賞内容 | 指導教師賞 |
|-----|-------------------------------------|-----|----------------|----------|
| 大賞 | 国家知識財産委員会委員長賞 | 3 | 賞状、メダル、100万ウォン | 特許庁長賞 |
| 金賞 | 教育部長官、 科学技術情報通信部長官、 産業通商資源部長官 | 9 | 賞状、メダル、50万ウォン | 韓国發明振興會賞 |
| 銀賞 | 特許庁長賞 | 9 | 賞状、メダル、30万ウォン | 韓国發明振興會賞 |
| 銅賞 | 韓国發明振興會會長賞 | 15 | 賞状、メダル、20万ウォン | 韓国發明振興會賞 |
| 創意賞 | 韓国發明振興會會長賞 | 64 | 賞状 | 韓国發明振興會賞 |
| 計 | | 100 | | |

* 新型コロナウイルスの拡散などの状況に応じて日程及び授賞内容が変更されることがある



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-3572)
- ・ 韓国發明振興會創意發明教育室 (02-3459-2753)
- ・ ホームページ : <http://www.ip-edu.net>





特許技術賞

○ 事業概要

- ・ 発明者の士気と発明の機運を高めるために、特許庁に登録された優秀な発明を発掘、発明者に授賞することにより受賞発明の事業化を支援

○ 支援規模

| 区分 | 種類 | 授賞数 | 賞金 | 受賞者 | 授賞者 |
|---------|-------|-----|-----------------|-----|-------------------------------|
| 特許・実用新案 | 世宗大王賞 | 1 | 1,500万ウォン | 発明者 | 特許庁長 中央日報 代表取締役 共同授賞 |
| | 忠武公賞 | 1 | 1,000万ウォン | | |
| | 池錫永賞 | 2 | それぞれ 500万ウォン | 発明者 | |
| | 洪大容賞 | 4 | それぞれ 200万ウォン | | |
| デザイン | 丁若鏞賞 | 1 | 1,000万ウォン | 創作者 | |
| 計 | | 9 | 5,300万ウォン | | |

○ 支援対象

- ・ 大韓民国国民により韓国国内で出願・登録され、有効に存続している発明(考案)またはデザインのうち、毎年4月1日(以下、「申込基準日」とする)以前に設定登録された発明などで、次の各号のいずれかに該当すること
 1. それぞれの申込基準日から5年以内に設定登録された発明など
 2. 特許発明を実施するために「薬事法」または「農薬管理法」に基づき、許可を受けたり登録などをしなければならず、その許可または登録などのために有効性・安全性などの試験が必要な発明で、それぞれの申込基準日から5年以内に製品を発売して売上が発生した発明など

支援内容

- ・ 特許庁のホームページ及び中央日報の紙面などから受賞者及び受賞作を広報
- ・ 起業跳躍パッケージ、起業成功パッケージ、創業先導大学支援事業の対象を選定する時に優遇
- ・ 特許技術取引コンサルティング、優先購買推薦、特許技術評価支援、知的財産活用戦略支援、IP金融など、発明奨励事業の支援対象を選定する時に優遇
- ・ 受賞作の事業化・マーケティング支援のため、受賞マークを進呈(奨励賞は除く)

推進日程

| 主要日程 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 2022年施行計画の策定 | | | | | | | | | | | | |
| 申込受付の外部公募及び広報 | | | | | | | | | | | | |
| 委託業者の選定・契約 | | | | | | | | | | | | |
| 審査局別の優秀発明・デザインの推薦 | | | | | | | | | | | | |
| 推薦発明・デザインの重複性検討 | | | | | | | | | | | | |
| 選定審査協議会の開催 | | | | | | | | | | | | |
| 授賞式開催 | | | | | | | | | | | | |

* 新型コロナの拡散など状況に応じて日程が変更されることがある



お問い合わせ

- ・ 特許庁特許審査制度課(042-481-5402)
- ・ ホームページ：<https://www.patent.go.kr/smart/jsp/kiponet/mp/patentprize/ptawdMotnList.do>

VII

その他支援制度



- 115 職務発明優秀企業認証制度
- 117 知的財産経営認証
- 119 手数料減免制度
- 121 知的財産権関連租税支援
- 123 特許審判-国選代理人制度



職務発明優秀企業認証制度

○ 事業概要

- ・ 職務発明制度を模範的に実施する中小・中堅企業を、「職務発明報酬優秀企業」として認証し、インセンティブを付与する制度

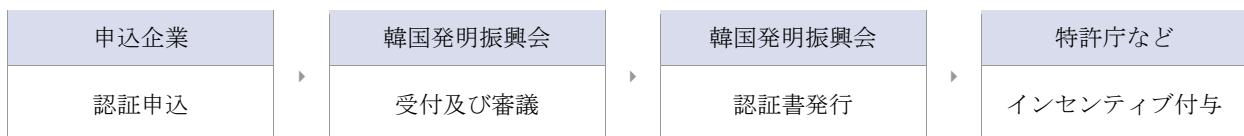
○ 支援規模：該当なし

○ 支援対象

- ・ 職務発明制度規定を保有し、申込日から2年以内に職務発明報酬を与えた中小・中堅企業
 - * 中小企業：中小企業基本法第2条に該当する中小企業
 - * 中堅企業：中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条に該当する中堅企業

○ 推進日程(申込時期)

- ・ 四半期ごとに1回、年4回
- ・ 進行の流れ



・ 認証基準

- 評価項目：職務発明報酬規定(30点)、報酬実績(40点)、合理的運用(30点)
- 認証基準：審議委員会の評価点数が70点以上
 - * 100点満点に70点以上であれば認証

○ 支援内容

- ・ 優先審査：特許・実用新案・デザイン出願に対する優先審査
- ・ 4~9年目の登録料一部減免：特許・実用新案・デザインの4~9年目登録料の20%を追加減免
- ・ 政府支援事業に対する加点を付与
 - (特許庁) 事業化連携特許技術評価支援事業、優秀発明品優先購入推薦事業、IP製品革新支援事業、優秀特許ベースの革新製品指定
 - (中企部) 創業成長技術開発事業、中小企業技術革新開発事業、商用化技術開発事業、中小企業のR&D企画能力向上事業、技術規制解決型の技術開発事業
 - (科技部) グローバルSW専門企業育成事業



お問い合わせ

- ・ 特許庁産業財産政策課(042-481-5175)
- ・ 韓国発明振興会発明振興室(02-3459-2847, 2793)
- ・ ホームページ：<http://www.ip-job.org>





知的財産経営認証

○ 事業概要

- ・ 知的財産経営を中小企業の普遍的経営方式として拡散させ、知的財産経営企業の信頼性を向上

○ 支援規模：該当なし

○ 支援対象

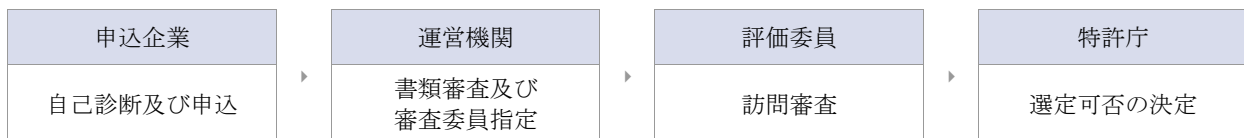
- ・ 中小企業基本法第2条に該当する中小企業

○ 推進日程(申込時期)

- ・ 常時申込可能

○ 支援内容

- ・ 進行の流れ



- ・ 審査項目

| 審査項目 | 配点 | 審査項目 | 配点 |
|---------------|-----|------------------------|-----|
| 知的財産担当組織及び人材 | 10点 | 研究開発人員及び金額 | 12点 |
| 職務発明制度の導入及び運営 | 5点 | 知的財産権の動向把握及びその活用 | 21点 |
| 国内外産業財産権の出願実績 | 8点 | 知的財産権適用製品の 売上における比重 | 8点 |
| 国内外産業財産権の保有件数 | 16点 | 知的財産権の実施権などを活用 | 8点 |
| 知的財産権教育 | 5点 | 知的財産権紛争の事前点検 | 7点 |

* 100点満点に70点以上であれば認証

- ・ 認証企業への支援施策
 - 特許庁
 - ・ 特許・実用新案・デザインの優先審査対象に指定
 - ・ 特許権・実用新案権・デザイン権に対する年次登録料(4~9年目)の70%減免
 - * 現在は中小企業に対して年次登録料を50%減免しているが、認証企業には20%を追加減免し、合計70%の減免特典を提供
 - ・ 特許庁による各種支援事業に参加する際に加点を付与
 - * グローバル IP スター企業の育成、優秀発明品の郵政購入推薦制度、IP 製品革新支援事業、知的財産パウチャー事業など
 - 中小ベンチャー企業部
 - ・ 政策資金貸付時に限度を増額(45億ウォン→70億ウォン)
 - * 新成長基盤資金のうち、施設資金に革新型企業基準を適用
 - ・ 技術開発支援事業(起業成長技術開発、技術革新開発、製品サービス技術開発、工程・品質技術開発など)に参加する際は加点を付与
 - SGI ソウル保証
 - ・ 保証限度を10億ウォン~30億ウォンに拡大(信用格付けに応じて差を置く)
 - ・ 履行保証及びBOND、共生先金信用保険の保険料を10%割引など
 - 韓国放送広告振興公社
 - ・ TV・ラジオなどの放送広告費を70%割引
 - ・ TV・ラジオなどの放送広告制作費を50%割引



お問い合わせ

- ・ 地域産業財産課(042-481-8653)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室(02-3459-2826)
- ・ ホームページ: www.ipcert.or.kr





手数料減免制度

○ 事業概要

- ・ 特許・実用新案・デザイン出願料、審査請求料、最初 3 年分の特許料・登録料の減免、4 年目~存続期間までの特許料・登録料を減免

○ 支援規模：該当なし

○ 減免対象者及び手数料

| 区分 | 出願料・審査請求料 設定登録料(最初の3年分) | 年次登録料 (4年目以降) |
|--|--|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療給与受給者 ・ 国家有功者とその遺族及びその家族 ・ 5・18民主化運動有功者とその遺族及びその家族 ・ 枯葉剤後遺(疑)症患者及び2世患者 ・ 特殊任務有功者とその遺族及びその家族 ・ 独立有功者とその遺族及びその家族 ・ 参戦有功者、学生、登録障害者 ・ 6歳以上19歳未満 ・ 軍兵士、社会服務要員(芸術・体育要員を含む)、転換服務遂行者 | <p>免除 (年間10件以下)</p> <p>* 特許・実用新案 出願1件当たり請求項が30個以下であれば審査請求料を免除</p> <p>* 複数デザイン出願時： 出願1件当たりデザインが3個以下であれば免除</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 19歳以上30歳未満の者 ・ 65歳以上の者 | 85%減免 (年間20件を超過すると出願料の30%を減免) | 50%減免 (4年~存続期間) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人 | 70%減免 (年間20件を超えると出願料の30%を減免) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業 | 70%減免 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共研究機関 ・ 技術移転・事業化専任組織 ・ 地方自治体 | 50%減免 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術信託管理機関・銀行 (個人・中小企業等の権利を信託された場合) | - | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業との共同研究の結果物を出願 | 50%減免 | - |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅企業 | 30%減免 | 30%減免 (4年~9年) |

| 区分 | 出願料・審査請求料 設定登録料(最初の3年分) | 年次登録料 (4年目以降) |
|--|----------------------------|--------------------|
| 中小企業・中堅企業のうち ・職務発明報酬優秀企業 ・知的財産経営認証企業 | - | 20%追加減免 (4年~6年) |

(参考) 職務発明報酬・知的財産経営認証企業に対する年次登録料減免の場合、2022年上半期に拡大施行する予定(4年目~6年目分は減免→4年目~9年目分は減免)

※ その他減免

1. 積極的管理範囲確認審判の請求料：個人・中小企業(70%減免)、技術移転・事業化専任組織(50%減免)
2. スタートアップ(事業開始日から3年以内の中小企業)の特許出願に対する優先審査申込料(70%減免)
3. 先端医療複合団地入居の医療研究機関による特許出願に対する優先審査申込料
 - 医療給与受給者・国家有功者など免除対象者：免除
 - 19歳以上30歳未満の者・65歳以上の者：85%減免
 - 個人及び中小企業：70%減免
 - 公共研究機関及び技術移転・事業化専任組織：50%減免
 - 中堅企業：30%減免

○ 推進日程(申込時期)

・ 常時申込可能

- * 出願、審査請求、最初の3年分の登録料・4年目~存続期間までの登録料納付、権利範囲確認審判請求時には免除・減免の事由を記載して証明書類を提出



お問い合わせ

- ・ 情報顧客政策課(042-481-5587)
- ・ ホームページ：www.patent.go.kr(手数料情報案内/出願料などの減免案内)



知的財産権関連租税支援

○ 制度概要

- ・ 技術取引の活性化及び職務発明の拡大に向けた税制支援

○ 支援根拠

- ・ 所得税法第12条第5号(職務発明報酬金に対する所得税の非課税)、租税特例制限法第10条(R&D税額控除)、第12条(技術移転・貸与・取得に対する所得控除)及び第24条(統合投資税額控除)

○ 支援時期：常時支援

○ 支援内容

| 支援分類 | 内容 | 支援対象 |
|-------------------------|--|-----------|
| 職務発明報酬金に対する所得税の非課税 | (所得税法第12条及び施行令第17条の3) ・ 発明振興法に基づき使用者から支払われた職務発明報酬金(年500万ウォン以下)に対して所得税が非課税になる | 従業員 |
| 職務者発明報酬金に対するR&D税額控除 | (租税特例制限法第10条及び施行令別表6) ・ 企業が職務発明報酬金として支払った費用に対しては R&D 税額控除を適用 * 中小企業 25%、中堅企業 8%、大企業 3~6% | 中小・中堅・大企業 |
| 技術移転・貸与所得に対する税額減免 | (租税特例制限法第12条第1項及び第3項) ・ 中小・中堅企業が内国人に技術を取引した場合、技術移転所得に対する所得税・法人税を50%減免 技術貸与所得に対する所得税・法人税を25%減免 | 中小・中堅企業 |
| 知的財産取得費用に対する税額控除 | (租税特例制限法第24条及び施行令第21条) ・ 中小・中堅企業が内国人に知的財産(特許、実用新案、デザイン)を取得する場合、取得費用に対する所得税・法人税を控除 * 中小企業 10%、中堅企業 3% | 中小・中堅企業 |
| 特許調査・分析費用に対する R&D の税額控除 | (租税特例制限法第10条及び施行令別表6) ・ 中小企業が特許の調査・分析のために発明振興法により指定された「産業財産権診断機関」に支払った費用に対しては R&D 税額控除(25%)を適用 | 中小企業 |



お問い合わせ

- ・ 産業財産政策課(042-481-5175)
- ・ ホームページ：www.kipo.go.kr



特許審判-国選代理人制度

○ 事業概要

- ・ 審判事件の当事者のうち、代理人のいない社会的・経済的弱者に対して代理人を支援してあげる制度

○ 支援根拠

- ・ 特許法第 139 条の 2、実用新案法第 33 条、商標法第 124 条の 2、デザイン保護法第 125 条の 2

○ 支援対象者

- ・ 知的財産権保護に脆弱な社会・経済的弱者
小企業、大企業と紛争している中企業、青年起業家、国民基礎生活保護法上の給与受給者、国家有功者とその遺族またはその家族、5.18 民主化運動有功者とその遺族またはその家族、枯葉剤後遺症患者、枯葉剤後遺疑症患者、枯葉剤後遺症 2 世患者、特殊任務有功者とその遺族またはその家族、独立有功者とその遺族またはその家族、登録参戦有功者、登録障害者、小中高校在学学生及び特殊・外国人・代案学校生徒、6 歳以上 19 歳未満の者、軍隊服務遂行者（兵士・社会服務要員・転換服務遂行者）

○ 支援対象事件

- ・ 支援対象者に該当する申込人の審判事件

○ 支援内容

- ・ 選任された国選代理人が特許/実用新案/商標/デザインに関する審判事件の代理業務を遂行
- ・ 国選代理人が選任された当事者に対する手数料(審判請求料、審判請求料)を減免

○ 申込方法

- ・ 国選代理人の選任申込書に対象者であることを証明する書類を添付、審判長が審理終結を通知するまでに特許審判員に提出
- ・ 申込人が同意する場合、行政情報の共同利用により確認できる書類についての提出は省略できる



お問い合わせ

- ・ 審判政策課 (042-481-5484)
- ・ ホームページ : www.kipo.go.kr/ipt/

付録



- 126 特許庁及び支援機関の連絡先
- 128 地域知識財産センター
- 130 海外知識財産センター(IP-DESK)
- 131 世界特許庁の URL
- 133 海外特許検索サイト
- 135 国内知的財産権関連機関の URL

付録 1

特許庁及び支援機関の連絡先

1-1. 特許庁

☎ 1544-8080 www.kipo.go.kr

| 部署名 | 直轄 | 電話 |
|-------------|----|--------------------|
| 特許事業化担当官室 | | 042) 481-3374 |
| 産業財産政策局 | | |
| 産業財産政策課 | | 042) 481-5052、5177 |
| 産業財産活用課 | | 5453、8501 |
| 産業財産人材課 | | 5187、3501 |
| 地域産業財産課 | | 8452、8643 |
| 産業財産創出戦略チーム | | 8626、5687 |
| 産業財産保護協力局 | | |
| 産業財産保護政策課 | | 8411 |
| 産業財産紛争対応課 | | 8210 |
| 情報顧客支援局 | | |
| 情報顧客政策課 | | 5090 |
| 情報管理課 | | 5347 |
| 出願課 | | 5211 |
| 登録課 | | 5247 |
| 国際出願課 | | 5209 |
| 商標デザイン審査局 | | |
| 商標審査政策課 | | 5342 |
| デザイン審査政策課 | | 8205 |
| 特許審査企画局 | | |
| 特許審査企画課 | | 5658 |
| 特許審査制度課 | | 5402 |
| 特許審判員 | | |
| 審判政策課 | | 5856 |
| 国際知識財産研修院 | | |
| 教育企画課 | | 042) 601-4321 |
| 知的財産教育課 | | 042) 601-4340 |

1-2. 韓国発明振興会

☎ 02-3459-2800 www.kipa.org

| 部署 | 電話 |
|---------------------|-----------------------------|
| 地域知識財産室 | 02-3459-2823、2831、2836、2861 |
| 発明振興室 | 02-3459-2792、2847、2937 |
| 知識財産経営室[知識財産金融センター] | 1544-1056 |
| 知識財産評価センター | 02-3459-2890 |
| 知識財産取引所 | 02-3459-2786 |
| 知識財産人材養成室 | 02-3459-2835 |
| 創意発明教育研究室 | 02-3459-2916 |
| 生涯教育室 | 02-3459-2773、2770 |

1-3. 韓国特許戦略開発院

☎ 02-3287-4250 www.kista.re.kr

| 部署 | 電話 |
|----------|-------------------|
| 企業革新チーム | 02-3287-4225、4221 |
| 融合成長チーム | 02-3287-4220、4369 |
| 政府協力チーム | 02-3287-1327、8588 |
| 標準特許センター | 02-3475-8553、1342 |
| 特許動向チーム | 02-3475-8547、1363 |
| 特許成果チーム | 02-3475-8580、8544 |

1-4. 韓国知識財産保護院

☎ 02-2183-5800 www.koipa.re.kr

| 部署 | 電話 |
|-----------------|--------------|
| 経営企画チーム | 02-2183-5817 |
| 不正競争調査チーム | 02-2183-5844 |
| 紛争情報分析チーム | 02-2183-5827 |
| 保護文化拡散チーム | 02-2183-5891 |
| 特許紛争対応チーム | 02-2183-5879 |
| 海外戦略チーム | 02-2183-5896 |
| 公益弁理士特許相談センター | 02-6006-4300 |
| 営業秘密保護センター | 02-6196-2005 |
| 産業財産権紛争調停委員会事務局 | 1670-9779 |

1-5. その他機関

| 機関及び部署 | 電話 | ホームページ |
|-------------------|--------------|--------------------|
| 韓国特許情報院 | 02-6915-1400 | www.kipi.or.kr |
| 韓国女性発明協会(事務局) | 02-538-2710 | www.inventor.or.kr |
| 大韓貿易投資振興公社(KOTRA) | 1600-7119 | www.kotra.or.kr |
| 技術保証基金 | 1544-1120 | www.kibo.or.kr |
| KDB 産業銀行 | 1588-1500 | www.kdb.co.kr |
| 韓国ベンチャー投資(株) | 02-2156-2000 | www.k-vic.co.kr |
| 信用保証基金 | 1588-6565 | www.kodit.co.kr |
| 韓国知識財産研究院 | 02-2189-2600 | www.kiip.re.kr |

付録 2

地域知識財産センター

☎ 代表電話番号 1661-1900

| センター名 (運営機関) | 住所 | 電話 |
|-------------------------------|---|---------------|
| ソウル知識財産センター (ソウル産業振興院) | ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路 400 ソウル産業振興院 13 階 | 02-2222-3860 |
| 京畿知識財産センター (京畿テクノパーク) | 京畿道安山市常緑区海岸路 705 | 031-500-3043 |
| 仁川知識財産センター (仁川商工会議所) | 仁川広域市南東区ウンボン路 60 番ギル 46 | 032-810-2882 |
| 江原知識財産センター (江原道産業経済振興院) | 江原道原州市好楮路 47 | 033-749-3326 |
| 忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所) | 忠清南道天安市西北区広場路 215 | 041-559-5746 |
| 大田知識財産センター (大田テクノパーク) | 大田広域市儒城区テクノ 9 路 35 | 042-251-2890 |
| 忠北知識財産センター (清州商工会議所) | 忠清北道清州市上党区上党路 106 | 043-229-2732 |
| 釜山知識財産センター (韓国発明振興会釜山支会) | 釜山広域市沙上区鶴甘大路 257 ポセンビル 3 階 | 051-645-9683 |
| 蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所) | 蔚山広域市南区トッチル路 97 | 052-228-3087 |
| 大邱知識財産センター (大邱商工会議所) | 大邱広域市東区東大邱路 457 | 053-242-8079 |
| 慶北知識財産センター (浦項商工会議所) | 慶尚北道浦項市南区ポスコ大路 333 | 054-274-5533 |
| 慶南知識財産センター (昌原商工会議所) | 慶尚南道昌原市義昌区中央大路 166 | 055-210-3085 |
| 全南知識財産センター (木浦商工会議所) | 全羅南道務安郡三郷邑五龍 3 ギル 2 | 061-242-8587 |
| 光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支会) | 光州広域市北区チュアム路 249 イノビズセンター7 階 | 062-954-3841 |
| 全北知識財産センター (韓国発明振興会全北支部) | 全州市徳津区バンリョン路 109 全北 TP ベンチャー支援棟 105 号 | 063-252-9301 |
| 済州知識財産センター (済州商工会議所) | 済州特別自治道済州市中央路 217(二徒二洞) 済州ベンチャーマル 6 階 | 064-755-2554 |
| 京畿南部知識財産センター (水原商工会議所) | 京畿道水原市長安区水城路 311 | 031-244-8321 |
| 富川知識財産センター (富川産業振興財団) | 京畿道富川市遠美区ピョンチョン路 655 富川テクノパーク 401 棟 1503 号 | 070-7094-5483 |
| 江原西部知識財産センター (韓国発明振興会江原支会) | 江原春川市江原大学ギル 1、 江原大学ポドゥム館 403 号 | 033-264-6580 |
| 江原南部知識財産センター (太白商工会議所) | 江原道太白市黄池路 188-1 | 033-552-4779 |
| 江陵知識財産センター (江陵商工会議所) | 江原道江陵市総合運動場ギル 88 | 033-643-4413 |
| 忠北北部知識財産センター | 忠清北道忠州市ウトゥム路 31 | 043-843-7005 |

| センター名 (運営機関) | 住所 | 電話 |
|-----------------------------|-------------------------------------|--------------|
| (忠州商工会議所) | | |
| 忠南西部知識財産センター (瑞山商工会議所) | 忠南瑞山市邑内3路28(邑内洞、ソリムビル) 瑞山商工会議所4階 | 041-663-0041 |
| 慶北北部知識財産センター (安東商工会議所) | 慶尚北道安市祝祭場ギル240 | 054-859-3093 |
| 慶北西部知識財産センター (亀尾商工会議所) | 慶尚北道亀尾市松亭大路120 | 054-454-6601 |
| 慶南西部知識財産センター (晋州商工会議所) | 慶尚南道晋州市トンジン路255 | 055-762-9411 |
| 世宗知識財産センター (韓国発明振興会世宗支部) | 世宗特別自治市鳥致院邑郡庁路93 世宗SBプラザ402号 | 044-998-1000 |

付録 3

海外知識財産センター(IP-DESK)

◎ 海外 IP-DESK の連絡先

| 国家 | | 連絡先 | |
|--------|---------|--|-------------------------|
| 中国 | 北京 | TEL : +86-10-6410-6162(ext47) E-mail : ipkotra@126.com | FAX : +86-10-6505-2310 |
| | 上海 | TEL : +86-21-5108-8771(ext148) E-mail : ikakan@aliyun.com | FAX : +86-21-6219-6015 |
| | 青島 | TEL : +86-532-8388-7931(ext302) E-mail : kotrama@163.com | FAX : +86-532-8388-7935 |
| | 広州 | TEL : +86-20-2208-1630 E-mail : shane.bai@aliyun.com | FAX : +86-20-2208-1636 |
| | 瀋陽 | TEL : +86-24-3137-0770(ext813) E-mail : ipdesksy@kotra.or.kr | FAX : +86-24-3137-0773 |
| | 香港 | TEL : +852-3465-2921 E-mail : ipdesk@kotra.org.hk | FAX : +852-2815-0487 |
| 日本 | 東京 | TEL : +81-3-6273-4638 E-mail : mh10004@kotra.or.kr | FAX : +81-3-3214-6950 |
| ベトナム | ホーチミン | TEL : +84-28-3822-3944(ext134) E-mail : hcmipdesk@gmail.com | FAX : +84-8-3822-3941 |
| タイ | バンコク | TEL : +66-2-035-1558 E-mail : ipdeskthailand@gmail.com | FAX : +66-2-204-2504 |
| インドネシア | ジャカルタ | TEL : +62-811-8388-894 E-mail : ipdesk.jk@gmail.com | |
| アメリカ | LA | TEL : +1-323-954-9500(ext132) E-mail : laipdesk.kotra@gmail.com | FAX : +1-323-954-1707 |
| | ニューヨーク | TEL : +1-646-918-5594 E-mail : graceahn.kotra@gmail.com | FAX : +1-212-888-4930 |
| ドイツ | フランクフルト | TEL : +49-69-2429-9299 E-mail : donghee.lee@kotra.or.kr | FAX : +49-69-25-3589 |
| インド | ニューデリー | TEL : +91-124-462-8500 E-mail : ipdeskindia@gmail.com | |
| フィリピン | マニラ | TEL : +63-2-8894-4084 E-mail : manila@kotra.or.kr | |

世界特許庁の URL

| 国家 | URL |
|----------|---|
| ギリシャ | http://www.obi.gr |
| 南アフリカ共和国 | http://www.cipc.co.za |
| ニュージーランド | http://www.iponz.govt.nz |
| デンマーク | http://www.dkpto.dk |
| 台湾 | http://www.tipo.gov.tw |
| ドイツ | http://www.dpma.de |
| ロシア | http://www.fips.ru |
| ルーマニア | http://www.osim.ro |
| マレーシア | http://www.myipo.gov.my |
| モナコ | http://en.gouv.mc |
| モロッコ | http://www.ompic.org.ma |
| モンゴル | http://www.ipom.mn |
| アメリカ | http://www.uspto.gov |
| ベルギー | http://www.boip.int/en |
| ブラジル | http://www.inpi.gov.br |
| スウェーデン | http://www.prv.se |
| スペイン | http://www.oepm.es |
| スイス | http://www.ige.ch |
| シンガポール | http://www.ipos.gov.sg |
| 湾岸協力会議 | http://www.gccpo.org |
| アイルランド | http://ie.espacenet.com |
| イギリス | http://www.ipo.gov.uk |
| ユーラシア | http://www.eapo.org |
| イタリア | http://www.uibm.gov.it |
| インド | http://www.ipindia.nic.in |
| 日本 | http://www.jpo.go.jp |
| 中国 | http://www.sipo.gov.cn |
| チェコ | http://www.upv.cz |
| カナダ | http://opic.gc.ca |
| トルコ | http://www.turkpatent.gov.tr |
| チュニジア | http://www.inorpi.ind.tn |
| ポーランド | http://www.uprp.pl |
| ポルトガル | http://www.marcaspatentes.pt |
| フランス | http://www.inpi.fr |

| 国家 | URL |
|-------------------|---|
| フィンランド | http://www.prh.fi |
| フィリピン | http://www.ipophil.gov.ph |
| ハンガリー | http://www.hpo.hu |
| 豪州 | http://www.ipaustralia.gov.au |
| 香港 | http://www.ipd.gov.hk/ |
| 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) | https://euipo.europa.eu/ |
| EPO | http://www.epo.org |
| WIPO | http://www.wipo.int |

付録 5

www.kipo.go.kr

海外特許検索サイト

| 機関(国家) | 検索区分 | URL |
|---------------------|------------------|---|
| 世界知的所有権機関 (WIPO) | 国際特許検索 | http://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf |
| | 国際商標検索 | http://www.wipo.int/romarin |
| | デザイン検索 | http://www.wipo.int/designdb/hague/en/ |
| アメリカ (USPTO) | 特許検索 | http://patft.uspto.gov/ |
| | 商標検索 | https://www.uspto.gov/trademark |
| 欧州(EPO) | 特許検索 | http://worldwide.espacenet.com/?locale=en_EP |
| 日本(IPDL) | 特許/商標/ デザイン検索 | https://www.j-platpat.inpit.go.jp |
| 欧州商標庁 (EUIPO) | 商標検索 | https://www.tmdn.org/tmview/ |
| | デザイン検索 | https://oami.europa.eu/ohimportal/en/ |
| 豪州(AU) | 特許検索 | http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat/ |
| | 商標検索 | https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/ |
| | デザイン検索 | http://pericles.ipaustralia.gov.au/adds2/adds.adds_simple_search.paint_simple_search |
| カナダ(CA) | 特許検索 | http://www.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction.html |
| | 商標/ デザイン検索 | http://www.ic.gc.ca/ |
| 中国 | 特許検索 | http://211.157.104.77:8080/sipo_EN/search/tabSearch.do?method=init |
| | 商標検索 | http://wsjs.saic.gov.cn |
| イギリス(GB) | 特許検索 | http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-find/p-ipsum.htm |
| | 商標検索 | https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-tmcase |
| | デザイン検索 | https://www.registered-design.service.gov.uk/find |
| 香港 | 特許検索 | http://ipsearch.ipd.gov.hk/patent/main.jsp?LANG=en |
| | 商標検索 | http://ipsearch.ipd.gov.hk/trademark/jsp/main.jsp |
| ドイツ(DE) | 特許検索 | https://register.dpma.de/DPMAregister/pat/uebersicht |
| | 商標検索 | https://register.dpma.de/DPMAregister/marke/uebersicht |
| | デザイン検索 | https://register.dpma.de/DPMAregister/gsm/uebersicht |
| ニュージーランド | 特許検索 | http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296415025624841 |
| | 商標検索 | http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414944036841 |

| 機関(国家) | 検索区分 | URL |
|-----------------|------------------|---|
| | デザイン検索 | http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414856832841 |
| フィリピン | 特許検索 | http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx |
| | 商標検索 | http://www.wipo.int/branddb/ph/en/ |
| ロシア (RU) | 特許/商標/ デザイン検索 | http://www.rupto.ru/rupto/portal/96bb3146-3081-11e1-351c-9c8e9921fb2c?lang=en |
| デンマーク | 特許検索 | http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Patent |
| | 商標検索 | http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke |
| | デザイン検索 | http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Design |
| Thomson Reuters | MicroPatent | http://www.micropat.com/static/index.htm |

国内知的財産権関連機関の URL

| 機関 | URL |
|--------------------------|---|
| 特許庁 | http://www.kipo.go.kr |
| 韓国発明振興会 | http://www.kipa.org |
| 韓国特許戦略開発院 | http://www.kista.re.kr |
| 韓国知識財産サービス協会 | http://www.kaips.or.kr |
| 国際知財権紛争情報ポータル | http://www.ip-navi.or.kr |
| 営業秘密保護センター | http://www.tradeseecret.or.kr |
| 韓国知識財産保護院 | http://www.koipa.re.kr |
| 公益弁理士特許相談センター | http://www.pcc.or.kr |
| 韓国特許情報院 | http://www.kipi.or.kr |
| 韓国特許情報院特許情報振興センター | http://www.pipc.or.kr |
| 韓国女性発明協会 | http://www.inventor.or.kr |
| 特許情報ネットキプリス | http://www.kipris.or.kr |
| 特許情報活用サービス | http://plus.kipris.or.kr |
| 知識財産能力試験 | http://www.ipat.or.kr |
| 職務発明制度 | http://www.kipa.org/ip-job/index.jsp |
| デザインマップ | http://www.designmap.or.kr |
| IP-Market (知的財産取引情報システム) | http://www.ipmarket.or.kr |
| 地域知識財産センター | http://www.ripc.org |
| D2B デザインフェア | http://www.d2bfair.or.kr |
| IP キャンパス | http://www.ipcampus.kr |
| 国家知的財産教育ポータル | http://www.ipacademy.net |
| 韓国半導体産業協会 | http://www.ksia.or.kr |
| 半導体設計財産流通センター | http://www.kipex.or.kr |
| 韓国知識財産研究院 | http://www.kiip.re.kr |

2022年度
特許庁知的財産支援施策




発行日 2021年12月

発行先  特許庁
産業財産政策課
大田西区庁舎路 189
政府大田庁舎

電話 042) 481-3465

FAX 042) 472-3464

ISBN : 979-11-91116-94-6 13500

| 利用許諾類型 | 表示マーク | 利用許諾範囲 |
|---------------------------------|--|---|
| [第四類型] 第一類型+商業的 利用禁止+変更禁止 |     公共누리 公共著作物の自由利用許諾 | - 出展表示 - 非商業的利用のみ可能 - 変形など2次的著作物の作成禁止 |